

平成 27 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 3月定例会付託案件	2
1. 所管事務調査	9 3

平成 28 年 3 月 9 日（水曜日）

文教福祉委員会会議録

平成28年3月9日 水曜日

午前10時00分開議

午後 6時36分開議（実時間415分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第6号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第7号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号
1. 議案第9号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第3号
1. 議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第11号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第12号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第13号・平成28年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第18号・平成28年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第55号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
1. 議案第56号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
1. 議案第57号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定

める条例の一部改正について

1. 議案第58号・八代市立へき地保育所条例の廃止について
1. 議案第59号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
1. 議案第60号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
1. 議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第61号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について
1. 議案第62号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	友 枝 和 明 君
副委員長	庄 野 末 藏 君
委 員	太 田 広 則 君
委 員	島 田 一 已 君
委 員	田 方 芳 信 君
委 員	橋 本 幸 一 君
委 員	前 垣 信 三 君
委 員	幸 村 香代子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	宮 村 博 幸 君
教育部総括審議員兼次長	釜 道 治 君
博物館未来の森ミュージアム副館長	福 原 透 君

学校教育課長	渡 邊 裕 一 君
教育政策課長	宮 田 徑 君
教育施設課長	有 馬 健 一 君
健康福祉部長兼 福祉事務所長	上 田 淑 哉 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	小 藪 正 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	山 田 忍 君
こども未来課長	白 川 健 次 君
生活援護課長	中 田 利一郎 君
健康福祉審議員兼 臨時福祉給付金支給 事業推進室長	柿 本 健 司 君
国保ねんきん課長	小 川 正 芳 君
国保ねんきん課副主幹 兼年金係長	中 村 秀 喜 君
国保ねんきん課保険税係長	園 部 慎 治 君
長寿支援課長	秋 田 壮 男 君
長寿支援課副主幹兼 地域支援係長	吉 田 浩 君
長寿支援課副主幹兼 介護給付係長	久 保 祝 子 君
健康福祉政策課長	西 田 修 一 君
理事兼 健康推進課長	蒲 生 尚 子 君
障がい者支援課長兼 障がい者虐待防止センター所長	上 田 真 二 君

○記録担当書記 松 本 和 美 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(友枝和明君) おはようございます。
(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第5号・平成27年度八代市一般会計補

正予算・第9号(関係分)

○委員長(友枝和明君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず教育部から歳出の第9款・教育費について説明をお願いします。

○教育部長(宮村博幸君) 委員長。

○委員長(友枝和明君) 宮村教育部長。

○教育部長(宮村博幸君) はい。皆さんおはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 教育部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号中、教育部所管分につきまして、釜教育部総括審議員兼次長が説明をいたしますので、御審議方よろしくお願いをいたします。

○教育部総括審議員兼次長(釜 道治君) 委員長。

○委員長(友枝和明君) 釜教育部総括審議員兼次長。

○教育部総括審議員兼次長(釜 道治君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 次長の釜です。座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号中、教育部所管分について説明をさせていただきます。

補正予算書の10ページをまずお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に、2785万7000円を追加し、補正後の額を61億1245万7000円とするものです。

なお、補正額中、私ども教育部が所管いたします金額は95万1000円でございます。

それでは、その歳出の内容について説明をいたします。

20ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目5・博物館費です。補正額が95万1000円、特定財源の国県支出金47万1000円は、国の地方創生加速化交付金で、その他の48万円は本補正予算に伴い実施する事業での博物館使用料でございます。

今般、国の補正に伴う地方創生加速化交付金の活用事業として、経済文化交流部が実施します本市に伝承されるさまざまな民俗文化財の保存、継承並びにこれらを活用した観光誘客の促進を図る無形文化遺産等活用事業と連携して、教育部として、妙見祭のユネスコ登録も見据え、八代妙見祭普及展示事業として、博物館の28年度冬季特別展覧会において、平成25年度の冬季展で実施した笠鉾大解剖・バラバラに見えてきたものに続き、笠鉾大解剖2・しやれた町印・本蝶蕪、仮称でございますを実施するものです。

その概要について、本日お配りをいたしております資料に基づき、説明をさせていただきます。この資料でございます。

趣旨でございますけれども、八代妙見祭の笠鉾は当初は町の名前を記した飾りを載せた1人持ちの傘状のものでございましたが、次第に観客の目を意識した豪華で大型化した出し物へと変貌を遂げております。その過程で、毎年ほぼ同じ町が奉納する笠鉾から、町印の要素は消えていきましたが、本町の本蝶蕪だけは現在まで町印の要素を残しています。また、城下町の中心町であった本町は、昭和時代に至るまで、本町の町、——これはちょうと読みますが、本町の町を表すチョウチョウのチョウですね、これをモチーフとしたさまざまな新しい飾りで笠鉾を彩ってきました。

カラーコピーの右上のほうを見ていただきま

すと、一番上に本町の本という飾りがございす。その下に本町の町はちょうと読みますので、チョウチョウのチョウが飾られておりまして、その下にカブがあるということで、本蝶蕪ということでございます。そういった過去の歴史がございます。

本展は、町印にこだわった笠鉾本蝶蕪の構造と装飾について紹介するものでございます。28年秋には、八代妙見祭の神幸行事が、京都祇園祭の山鉾行事や、博多祇園山笠行事などとともに、山・鉾・屋台行事としてユネスコの無形文化遺産に登録予定です。本展により、多くの八代市民が笠鉾について見識を深める機会となればと考えておるところでございます。

事業費95万1000円の主なものについて説明します。展示資料の運搬料、広報物の郵便料として必要となる通信運搬費が41万8000円、ポスター・チラシの印刷に必要な印刷製本費40万2000円が主なものでございます。

なお、予算書5ページにございますが、次年度——28年度への繰り越しをお願いしておりますところでございます。

以上が、教育部、今回の補正予算の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） はい。委員長、いいですか。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 済いません。予算と直接関係ないんですが、この仮称ってしてますね、本蝶蕪（仮称）。この仮称の意味は何でしょうか。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 福原博物館未来の森ミュージアム副館長。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） 市立博物館の福原でございます。

ただいま御質問の件でございますが、今、皆様にごらんいただいておりますのは、あくまでも計画案ということでございまして、展覧会が近づいてまいりましたら、正式に市長まで決裁を上げて実施伺いをとります。そのときに名称が正式名称になるという意味での仮称でございます。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。
（委員太田広則君「はい。大丈夫です」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で第9款・教育費については終了します。

執行部入れかえのため小会します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午前10時08分 小会）

（午前10時09分 本会）

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

次に、健康福祉部から歳出の第3款・民生費について説明を願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部でございます。

それでは、議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号中、第3款・民生費

につきまして、健康福祉部の小藪次長から説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 小藪健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の小藪です。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。失礼します。

それでは、別冊となっております議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明いたします。

3ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で、補正額7億1303万7000円を追加し、補正後の予算額は110億1034万8000円と、項2・児童福祉費で、補正額7244万4000円を追加し、補正後の予算は88億8061万8000円、さらに項3・生活保護費で、7500万円を追加し、30億2231万9000円とし、民生費の総額は、3つ上になりますが、229億1655万9000円としております。

続きまして、16ページをお願いします。

歳出の具体的内容を説明します。

下段の表になりますが、まず款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費、節28・繰出金で、7827万7000円を計上しております。国民健康保険特別会計繰出金としまして、6273万9000円を計上しております。これは、国民健康保険税の軽減などに対する国民健康保険基盤安定負担が決定されたことによる追加分5993万9000円と、出産育児一時金の増加に伴う追加分280万円でございます。

なお、特定財源として国県支出金4495万5000円がございます。

次に、介護保険特別会計への繰出金1553万8000円を計上しておりますが、平成28年8月からの介護保険制度改正に伴う電算システムの改修に要する経費の2分の1に当たる53万8000円と、介護サービス給付費の増額分の一般会計負担割合12.5%に当たる1500万円でございます。

なお、特定財源はございません。

次に、同項、目4・障害福祉対策費で、1734万9000円を計上しておりますが、節20・扶助費で、就労継続支援や生活介護などの障害福祉サービスの利用が当初の見込みよりも増加し、不足が見込まれることによるものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国支出金4分の2、県支出金4分の1です。

次に、同項、目6・臨時福祉給付金給付事業費に、6億1741万1000円を計上しております。これは、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年度前半の個人消費の下支えにも資するよう、平成26年度から引き続き臨時福祉給付金を支給するものです。

なお、平成28年は、低所得の高齢者向け給付金、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金、平成28年度簡素な給付金の3つの給付金事業を実施することとされておりますが、今回は、その中でもなるべく早く支給するとされている平成28年度中に65歳以上となる低所得の方2万人を対象に、1人3万円を支給する低所得の高齢者向け給付金の支給にかかわる経費でございます。

その主なものとしましては、節7・賃金291万9000円は、4月から7月までの臨時職員6名分です。節12・役務費975万4000円は、申請書及び決定通知書の郵便料740

万円、口座振込手数料216万円が主なものです。節13・委託料331万8000円は、電算システム改修委託108万3000円、申請書データ入力委託223万5000円です。節19・負担金補助及び交付金6億円は、臨時福祉給付金1人3万円で、2万人分の6億円でございます。また、全額を28年度に繰り越すこととしております。

なお、特定財源として10分の10の国庫支出金があります。

続きまして、17ページをお願いします。

款3・民生費、項2・児童福祉費、目2・児童措置費で、1387万円を計上しておりますが、節20・扶助費で、平成27年4月分から児童扶養手当の額改定が行われていることなどにより、当初見込み額では不足が見込まれるため補正するものです。

なお、特定財源として3分の1の国庫支出金がございます。

続きまして、同項、目3・保育所費で、5857万4000円を計上しておりますが、節13・委託料で、私立保育所保育委託事業に5767万7000円を計上しております。これは保育単価が改定されたことにより、当初の見込みよりも委託料が増加し、不足が見込まれることによるものでございます。

次に、保育所関係事務事業で、89万7000円を計上しております。これは、国の制度改正により、年収360万円未満相当の多子世帯やひとり親世帯における保育料の負担軽減措置が拡充されるに伴う電算システム改修費用でございます。

なお、特定財源として国県支出金がございます。

続きまして、款3・民生費、項3・生活保護費、目2・扶助費で、7500万円を計上しておりますが、節20・扶助費で、当初の見込みよりも保護世帯数が増加し、不足が見込まれる

ことによるものでございます。

なお、特定財源として国支出金 5 6 2 5 万円が
ございます。

これで、平成 2 7 年度八代市一般会計補正予
算・第 9 号の健康福祉部所管分の説明といたし
ます。御審議のほど、よろしく願いいたしま
す。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について
質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（島田一已君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 島田委員。

○委員（島田一已君） 先ほど私立保育所保育
委託事業ということで説明がございましたけれ
ども、この事業での保育単価が改定されたこと
により、当初の見込みよりも委託料が増加し、
不足が見込まれるとございましたけれども、保
育園の支払いというのは間に合うんでしょう
か。ちょっとお聞きをしたいと思います。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課
長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。こど
も未来課の白川でございます。よろしく願い
いたします。

3 月分の委託料につきましては、3 月中旬に
お支払いをするということにしておりますが、
改定前の保育単価で支払うということになって
おりますので、即決予算の範囲内での支払いは
可能でございます。なお、今回は平成 2 7 年の
4 月にさかのぼって保育単価が改定されたもの
でございまして、今回の補正分はその差額分で
あります調整額といたしまして、本年の 4 月に
追加で支払う予定でございます。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 生活保護費の給付事業

で不足したということで、何人分かということ
と、平成 2 7 年度については何人が対象者にな
られているのか、その辺をお願いします。

○生活援護課長（中田利一郎君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中田生活援護課長。

○生活援護課長（中田利一郎君） はい。扶助
費のふえた分という内容の、どの部分かという
ことかと思いますが、一番大きな要因は医療扶
助の増加と、それから施設事務費の単価の見直
しがありまして、施設事務費の、それと介護保
険の扶助と住宅扶助が昨年 7 月から基準の改
定がございまして、上限額が若干上がりました
ので、その分が不足をしているというところで
す。以上です。（「世帯。2 7 年の世帯数」と
呼ぶ者あり）あ、世帯数、済いません。現在の
ですね、世帯数は 4 月当初が 1 3 8 3 世帯、現
在が 1 4 0 5 世帯となっております。

以上です。（委員橋本幸一君「はい、結構で
す」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。臨時福祉給付
金の給付事業なんです、6 億円ということ
で、今回対象者が 2 万人ということの御説明だ
ったかなと思うんですが、この対象者というの
は、前回の平成 2 6 年だったですかね、の対象
者と同じということで考えてよろしいんですか
ね。

○委員長（友枝和明君） 柿本健康福祉審議員
兼臨時福祉給付金支給事業推進室長。

○健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推
進室長（柿本健司君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）柿本
です。

支給対象者の数、2 6 年度と比較してのその
対象者数の比較ということなんですけども、支

給対象者につきましては26年度と今回の28年度の、今回の高齢者向けの給付金の対象者は別、違います。今回は65歳以上の高齢者向けに對しましてのですね、3万円ということで、26年度につきましては、要件が1月1日現在に八代市に住んでおられて、そして住民税が非課税という方に対しての約3万5000人を対象にした給付金という内容だと思います。

以上で説明申し上げます。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（島田一巳君） ちょっといいですか。

○委員長（友枝和明君） 島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。先ほどの保育所関係事務事業で説明がございましたけれども、保育所関係事務事業で、年収360万未満の多子世帯、ひとり親世帯における保険料の負担軽減措置拡充とありましたけれども、その内容はちょっとわかりますでしょうか。お聞きしたいと思います。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。多子世帯やひとり親世帯が保育所等を利用しやすい環境を実現するために、保育料の負担を軽減するというものでございますが、これまでは国の制度といたしまして、多子世帯につきましては、幼稚園では小学校3年生までの範囲にお子さんが2人以上いらっしゃる場合に、一番上のお子さんを第1子、その下のお子さんを第2子というふうにカウントしまして、入園しているお子さんが第1子の場合は全額負担でございましたが、第2子は半額、第3子以降は無料となっております。

それから、保育所ではですね、小学校就学前の範囲内に保育所ですとか幼稚園等を利用していらっしゃるお子さんが2人以上いらっしゃる場合は、第1子は全額負担となりますが、第2

子は半額、第3子以降は無料という制度が今現在行われております。

また、ひとり親世帯につきましては、市町村民税非課税世帯、または市町村民税の均等割のみ課税世帯については保育料無料とされているところでございます。

これを年収約360万円未満相当の多子世帯につきましては、上のお子さんの年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無料とするというものです。

また、同様に年収約360万未満相当のひとり親の世帯につきましては、第1子から半額、第2子以降は無料というふうに保育料の軽減を拡充するというような内容となっております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。関連ですけども、今回はこれの保育料の負担軽減拡充によってですね、世帯数はどれだけございますでしょうか。ちょっとお聞きをしたいと思います。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。平成28年の3月の保育園の入園児童でお答えをさせていただきますと思いますが、年収が約360万円未満相当のひとり親の世帯というのが562世帯で、お子さんの数にして667人いらっしゃいますが、市町村民税非課税世帯、または市町村民税の均等割のみ課税世帯については保育料を無料とします現行の制度によりまして、既に無料となっている世帯が298世帯、358人いらっしゃいます。ですから、今回の制度改正によりまして、新たに保育料の軽減対象となる世帯は264世帯、309人の児童ということになります。

また、年収約360万円未満相当の多子世帯につきましては、889世帯で、児童数にして1045人いらっしゃいます。が、多子世

帯の保育料を半額または無料といたします現行の制度で、既にもう減免となっていられっしゃる世帯が693世帯、849人いらっしゃいますので、今回の制度改正によりまして、新たに保育料の軽減対象となる多子世帯は196世帯、196人ということになります。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第6号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第6号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第6号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号につきまして、国保ねんきん課の小川課長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

す。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課長、小川でございます。

それでは座って説明のほうさせていただきます。

お手元にございます議案第6号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億3043万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ211億7406万6000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出から御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款2・保険給付費、項1・療養諸費、目1・一般被保険者療養給付費において、1億5400万円の追加をお願いしております。これは一般被保険者に係る医療費のうち、保険者負担分でございますが、被保険者数は減少傾向にありますものの、1人当たりの医療費は増加傾向にあり、平成27年度の支払いにおいて不足が見込まれますので、追加補正をお願いするものです。

その下の目2・退職被保険者等療養給付費において8000万円の減額補正でございます。これは、退職被保険者に係る医療費のうち、保険者負担分でございます。当初見込みより退職被保険者の減少の度合いが大きく、不要額が見込まれるためでございます。なお、退職被保険者については、平成27年度から一部遡及分を

除いて新規適用がなくなり、今後減り続けていくこととなります。

次の項４・出産育児諸費、目１・出産育児一時金において４２０万円の追加をお願いしております。これは、国保被保険者の出産に際して４０万４０００円、産科医療保障制度に加入の医療機関で出産の場合４２万円を給付するものです。対象件数が当初予算を上回る見通しとなったため、補正をお願いするものです。

款３、項１、目１・後期高齢者支援金で、３４４万２０００円の追加をお願いしております。これは、社会保険診療報酬支払基金へ支払うものですが、支払額の確定に伴い増額するものです。

９ページの款７、項１・共同事業拠出金、目１・高額医療費共同事業医療費拠出金で４６万９０００円、その下の目２・保険財政共同安定化事業拠出金では２億９５０５万２０００円の補正をお願いしております。高額な医療費の発生により、国保財政への影響緩和や保険者の運営基盤の安定化を図るため、国保連合会が実施している事業への拠出金でございまして、国保連合会への拠出額の確定に伴い、不足額の追加をお願いするものでございます。

款９・諸支出金、項１・償還金及び還付加算金、目１・償還金、節２３・償還金利子及び割引料で１億５３２７万４０００円の追加をお願いしております。これは平成２６年度以前の国・県の支出金の概算交付に対する精算や、自主点検に係る超過交付分の返還金でございます。

内訳としましては、国への返還分といたしまして、療養給付費等負担金などで１億４５１０万８０００円、特定健診負担金で１１８万６０００円、普通調整交付金の自主点検による返還金で３９８万７０００円、県への返還分として、特定健診負担金で２９９万３０００円となっております。

続きまして、歳入でございます。６ページをお願いいたします。

款７、項１・共同事業交付金、目１・高額医療費共同事業交付金で５５０６万２０００円を予定しております。その下の目２・保険財政共同安定化事業交付金で４億４８３万３０００円を予定しております。いずれも国保連合会から交付割合は、１００分の５９交付されるものでございますが、確定した交付金額の範囲内で歳出の補正財源とするため、追加補正するものでございます。

次の款９・繰入金、項１、目１・一般会計繰入金６２７３万９０００円をお願いしております。内訳としまして、節２・出産育児繰入金２８０万円は、歳出の出産育児一時金の補正に合わせた増額でございます。節３・保険基盤安定繰入金５９９３万９０００円は、確定通知による補正でございます。

７ページをお願いします。

最後に、款１０、項１、目１・繰越金７８０万３０００円は、歳出の補正財源とするための増額補正でございます。

以上、議案第６号・平成２７年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第３号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。８ページですがけれども、先ほど保険給付費のところで１億５４００万で、対象人数が減少しているんだけど、１人当たりの医療費が増加したというような御説明だったかと思います。で、このあたりの分析とかっていうのは、どんなふうにされてますか。

○委員長（友枝和明君） 園部国保ねんきん課

保険税係長。

○国保ねんきん課保険税係長（園部慎治君）

はい。保険税系の園部でございます。

御質問の1人当たりの医療費でございますが、医療費の総額と被保険者数を把握しまして、毎年その1人当たりの医療費というものを確認いたしまして、予算等の資料とさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 何か本市の特徴とかってあるんですかね。この医療費が増加していく要因みたいなものが。

○委員長（友枝和明君） 園部国保ねんきん課保険税係長。

○国保ねんきん課保険税係長（園部慎治君）

はい。医療費増加の原因でございますが、被保険者数は減少傾向にございます。で、そうしたことから考えますと、医療費も当然下がってきてしかるべきというところではございますが、実際のところは高齢者の方、65歳を超えて74歳までの前期高齢者の方の割合がふえておりまして、高齢者の方の医療費の割合が大きく全体の1人当たりの医療費を押し上げているというような状況でございます。

以上でございます。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 共同事業の交付金のちょっと関係がわからないもんですから教えていただきたいと思うんですが。

歳入歳出見て、共同事業拠出金と共同事業交付金で、歳入の部分が51億9672万7000円と、歳出部分見てみますと共同事業拠出金で出すのは50億8961万1000円と。こ

の関係というのは、結局拠出金は出すけど、結局返ってくるのは歳入部分が多いということは、この部分だけで調整してるんですか、拠出金事業だけで。その辺のちょっと説明願いたいと思います。拠出金と交付金の共同事業部分ですね。

○委員長（友枝和明君） 園部国保ねんきん課保険税係長。

○国保ねんきん課保険税係長（園部慎治君）

はい。共同事業についての拠出金と交付金関係でございますが、国保連合会が事業主体となりまして、各市町村から拠出金を出し合う形になります。で、そこからその対象となる医療費についての交付金を各市町村が受けるというような形になっております。

で、八代市におきましては、拠出金と交付金を比べてみますと若干交付金のほうを多く受け取っているような形でございまして、医療費がそれだけかかっているということがうかがい知れる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この共同事業分っていうのは、じゃあ歳入歳出分については、ほかでの関連性というのはなくて、あくまでこの部分でだけの出し入れということで理解してよかですか。

今見れば、結局医療費がふえれば結局交付金というのは当然ふえてくるわけだけど、やっぱり県全体で見れば、拠出金というのは少なく出して結果的には大きくもらうという、これは実態は大体よくないんでしょうが。そういう関係で、あくまでこの共同事業部分でこれはやりとりがあつて部分で、ほかとの関連性とはないと理解してよかですか。

○委員長（友枝和明君） 園部国保ねんきん課保険税係長。

○国保ねんきん課保険税係長（園部慎治君）

はい。おっしゃるような状況でございます。

その拠出金に対して受け取る交付金についてでございますが、その拠出金の医療費のかかった割合による拠出率と、あと被保険者数での県全体での割合に対しての拠出率というものがございまして、かかった医療費だけではないんですが、被保険者数も関係いたしますが、およそ交付金と拠出金の関係でというようなことでございます。（委員橋本幸一君「はい、大体理解できました。結構です」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第6号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第7号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第7号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。それでは議案第7号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号につき

まして、長寿支援課、秋田課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の秋田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

別冊になっております議案第7号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算書・第4号でございます。

初めに、予算書の1ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億2107万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億6601万5000円といたしております。

それでは、内容につきまして7ページをお願いします。

まず、3・歳出について御説明いたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で107万6000円を追加し、補正後の額を1億9376万7000円といたしております。内訳は、説明欄の介護給付一般事務事業です。これは、平成28年8月施行の介護保険制度改正に伴い、介護保険限度額認定において、これまで扱っていなかった障害年金や遺族年金といった非課税年金についても、年金収入に含めて判断することになりますので、各年金保険者から国保連合会を通じて提供されます非課税年金データを本市の既存の電算システムに取り込むためのシステム改修委託料を計上するものでございます。

特定財源として、国庫補助金2分の1、一般会計繰入金2分の1があります。

なお、介護保険限度額認定と申しますのは、介護保険施設の入所やショートステイ利用の際の食費と部屋代は、全額本人負担が原則です

が、低所得で一定の要件を満たす方については、本人負担に限度額を設定し、これを超える部分は介護保険から補足的に給付するものでございます。

次に、款２・保険給付費、項１・保険給付費、目１・介護サービス給付費において１億２０００万円を追加し、補正後の額を１１５億８８００万円といたしております。内訳は、説明欄記載の居宅介護サービス給付事業及び居宅介護サービス計画給付事業において、利用が当初の見込みよりも増加し、不足が見込まれるためでございます。

特定財源として、国庫負担金や県負担金など４８８１万６０００円、一般会計繰入金１５００万円があります。

続きまして、５ページをお願いします。

２・歳入の説明でございますが、その前に事務費並びに介護サービス給付費の財源について、簡単に御説明いたします。

まず、事務費につきましては、全額を一般会計繰入金で対応いたします。

次に、介護サービス費につきましては、大まかに介護保険料で５０％、公費で５０％を負担する仕組みとなっております。このうち、介護保険料５０％の内訳として、第１号被保険者保険料で２２％、第２号被保険者保険料で２８％と定められております。

また、公費の５０％につきましては、国庫負担金２０％、国の調整交付金５％、県負担金１２．５％、市の一般会計繰入金１２．５％と定められています。ただし、国の調整交付金につきましては、７５歳以上の人口が多い場合、手厚く交付されますので、その分、第１号被保険者保険料の割合を調整いたしております。

本市の場合、国の調整交付金は３．１８％上積みされまして、８．１８％の交付が見込まれるところでございます。

それでは、歳入の御説明をいたします。

５ページの上の表、款１・保険料、項１・介護保険料、目１・第１号被保険者保険料では、介護サービス給付費の補正額１億２０００万円の１８．８２％に当たる２２５８万４０００円を追加しております。内訳は、節１・現年度分特別徴収保険料で２０６１万９０００円、節２・現年度分普通徴収保険料で１９６万５０００円でございます。

次に、真ん中の表、款３・支払基金交付金、項１・支払基金交付金、目１・介護給付費交付金は、４０歳から６４歳までの第２号被保険者保険料です。これは、加入されている各医療保険から社会保険診療報酬支払基金に一旦集められ、介護サービス給付額に応じて交付されるもので、先ほど御説明いたしました介護サービス給付費補正額の２８％に当たる３３６０万円を追加計上いたしております。

次に、下の表、款４・国庫支出金、項１・国庫負担金、目１・介護給付費負担金では、介護サービス給付費補正額の２０％に当たる２４００万円を追加いたしております。

６ページをお願いします。

上の表、款４・国庫支出金、項２・国庫補助金、目１・調整交付金は、介護サービス給付費補正額の８．１８％に当たる９８１万６０００円を追加しております。

次の目５・介護保険特別補助金は、介護給付一般事務事業の補正額１０７万６０００円の２分の１に当たる５３万８０００円を追加、計上いたしております。

次に、真ん中の表、款５・県支出金、項１・県負担金、目１・介護給付費負担金では、介護サービス給付費補正額の１２．５％に当たる１５００万円を追加しております。

最後に、下の表、款７・繰入金、項１・一般会計繰入金、目１・一般会計繰入金では１５５３万８０００円を追加しております。内訳は、節１・介護給付費繰入金において、介護サービ

ス給付費補正額の12.5%に当たる1500万円を計上しております。次の節5・その他一般会計繰入金では、介護給付一般事務事業の補正額の2分の1に当たる53万8000円を計上しております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

○委員（太田広則君） 1点だけ。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。先ほどの27年度の補正でも出てきたんですが、システム改修委託が結構いろんなところで今回も聞こえますし、28年の8月から介護保険制度改正ということでね、国が制度改正するわけですから国が拠出金ね、少しは出さなきゃいけないちゅうのはあるんですが、先ほどの一般会計のどこなんかは、全然国はシステム改修出してないところありますよね。で、今回の介護給付一般事務事業の総合行政システムの改修ということで、これは金額的にはそんなね、ないんですが、秋田課長、情報政策課におられたんであれなんですが、いろんなその介護関係のシステム改修は全部外部に出さないと無理なんですかね。今、状況、どうなってるんですか。内部で改修できるものあるんですか。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。現在導入されておりますソフトウェアはパッケージソフトでございますので、著作権その他技術的な制約がありますから、いわゆる操作プログラムを職員が見るということはできなくなっております。したがって、これはもう完全に外注に出すしかないというところでございます。

○委員（太田広則君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） じゃあ、逆に聞きます

けど、それに対して国が半分しか見ないんですか。半分しか見ないということなんですね。

（長寿支援課長秋田壮男君「はい」と呼ぶ）

はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決をいたします。

議案第7号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第9号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第3号

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第9号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。議案第9号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第3号につきまして、健康福祉政策課、西田課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 西田健康福祉政策課長。

○健康福祉政策課長（西田修一君） はい。お

はようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課、西田でございます。よろしくお願いいたします。それでは座りまして御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、別冊となっております議案第9号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算書・3号をお願いいたします。

まず、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ262万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8069万5000円とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

まず、下の表の歳出から御説明いたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目3・医療費、節11・需用費で、椎原診療所医療事業にかかわる医薬品の不足見込み額262万4000円を増額補正するものでございます。これは患者の高齢化等によりまして、高血圧や糖尿病、関節痛など、複数の慢性疾患を持つ患者が多くなり、処方する医薬品が当初の見込みよりも増加し、不足が見込まれることによるものでございます。

次に、上の表の歳入でございますが、款1・診療所事業収入、項1・診療収入、目1・保険収入で236万1000円、目2・一部負担金収入で26万3000円、合わせまして歳出総額と同額の262万4000円を計上いたしております。

以上で、平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第3号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第9号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため小会いたします。

（午前10時58分 小会）

（午前10時59分 本会）

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

◎議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算・第3款・民生費及び健康福祉部が所管いたします衛生費につきまして、健康福祉部の小藪次長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 小藪健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部の小藪です。よろしくお願いいたします。

いたします。それでは、座って説明させていただきます。

別冊となっております議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部が所管します款3・民生費及び款4・衛生費の項1・保健衛生費の一部につきまして説明いたします。

7ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算の歳出でございますが、款3・民生費では225億3410万6000円を計上しております。前年度と比較して6億9793万8000円の増額となっております。

内訳としましては、項1・社会福祉費は、前年度比5億2532万1000円増の107億2477万5000円、次の項2・児童福祉費は、前年度比4786万6000円増の87億3846万3000円、次の項3・生活保護費は、前年度比1億2475万1000円増の30億6759万4000円、次の項4・災害救助費は、前年度と同額の327万4000円でございます。

続きまして、款4・衛生費では、前年度比39億4968万4000円増の83億4316万2000円を計上し、そのうち健康福祉部が所管いたしますのは、項1・保健衛生費17億7913万1000円の大部分の16億9325万8000円で、前年度比1523万円の増額でございます。

それでは、歳出の内容を御説明します。66ページをお願いいたします。

下段のほうになります。事業の主なものにつきまして御説明します。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費では、61億9081万7000円を計上いたしております。前年度に比べ、4

億4649万9000円の増額となっておりますが、特別会計への繰出金の増加などが主な要因でございます。

説明欄の4つ目、民生委員・児童委員関係事業2482万7000円は、活動の経費として、委員報償費1390万6000円、委員協議会への助成金828万2000円が主なものです。

次の、後期高齢者医療広域連合負担金事業17億7046万7000円は、75歳以上の後期高齢者等を対象とした医療保険を運営する熊本県内の全市町村で構成される広域連合に対する負担金で、内訳は、広域連合の組織運営及び医療制度の事務経費である共通経費に5561万4000円、医療保険の療養給付費に対する経費に17億1485万3000円です。

次に、1つ飛びまして、生活困窮者自立支援事業3261万4000円は、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、包括的な支援を行うものです。生活困窮者から相談を受け、ニーズを把握、支援計画の策定、関係機関との連絡調整など、相談者に寄り添って支援を行うもので、必須事業の自立相談支援事業委託料1472万2000円、任意事業の一時生活支援事業、家計相談支援事業、子供の学習援助事業の負担金1145万9000円、就労準備支援事業557万5000円、就職活動を支えるため、家賃費用を有期で支給する住宅確保給付金79万2000円などです。

次の、介護基盤緊急整備特別対策事業1億1600万円は、第6期八代市高齢者福祉計画、八代市介護保険事業計画に基づき、施設入所の待機者解消を目的として、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設を1施設、鏡・東陽・泉地域の第一圏域に整備するための補助金です。

次に、1つ飛びまして、国民健康保険特別会計への繰出金13億9762万円は、保険基盤

安定制度にかかわる国保税軽減分、保険者支援分や、職員給与費等事務費、国保財政安定化分、出産育児一時金に対するものです。

後期高齢者医療特別会計への繰出金５億９１８２万１０００円は、保険料軽減分や職員給与費等、事務費に対するものです。

介護保険特別会計繰出金２１億５９４万１０００円は、介護給付費や職員給与費等、事務費などに対するものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金１２億３２５９万８０００円は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の一部や、介護基盤緊急整備特別対策事業等に対する国県支出金です。

続きまして、６７ページ、同項、目２・老人福祉対策費では、３億１６６２万１０００円を計上いたしております。

説明欄の４つ目、シルバー人材センター運営費補助事業２１４３万円は、八代市シルバー人材センターに対する本部・活動拠点運営費補助金７０８万８０００円、育児支援等の業務を拡大することにより、働く現役世代を下支えする高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金９８０万円、地方公共団体や経済団体と連携し、新たな就業機会を創造する地域就業機会創出拡大事業４３５万２０００円などです。

６つ飛びまして、住宅改造助成事業１６６万８０００円は、介護保険の要支援または要介護認定を受けた高齢者がいる世帯に対し、浴室、トイレなどの住宅改造費を助成することにより、住宅での自立促進や寝たきり防止、介護者の負担軽減を図るものです。

次の、老人福祉施設入所措置事業２億３４９７万５０００円は、老人福祉法に基づき、保寿寮やすずらんの杜など、養護老人ホームへの入所者の措置委託料などです。

次の、緊急時医療情報カード事業４０万１０００円は、７５歳以上のひとり暮らしの方に、

緊急連絡先やかかりつけ医、服用中の薬名などを記載するマグネットつき情報カードを配布し、冷蔵庫に張ってもらうことで、急病、事故などを発見した場合の対応に必要な情報を得ることができるようにするものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金４９６万１０００円は、老人クラブ活動に対する県支出金などで、また、その他２７４３万円は、養護老人ホームの入所者負担金などです。

続きまして、６８ページをお願いします。

同項、目３・社会福祉対策費では、１億５５５８万２０００円を計上いたしております。前年度に比べ、１９３１万３０００円の減額となっておりますのは、地域福祉センター等の管理運営事業費の減少などによるものです。

説明欄の４つ目からの坂本・鏡・泉地域福祉センター及び柿迫いきがいセンターの管理運営事業は、当該施設において福祉、介護等の各事業を行っており、平成２７年度から平成２９年度まで社会福祉協議会へ指定管理委託しております。大きな修繕等がないことなどにより、管理運営事業費が減額となっております。

１つ飛びまして、社会福祉団体育成事業１億１５４５万７０００円は、地域福祉事業の推進を図る社会福祉協議会に対する１７名分の人件費補助金でございます。

財源内訳の特定財源のうち、その他５０４万５０００円は、シルバーワークプラザ事務室実費徴収金などです。

続きまして、６９ページをお願いします。

同項、目４・障害福祉対策費で、３７億６４０５万７０００円を計上いたしております。前年度に比べ８３８１万１０００円の増額となっておりますが、障害福祉サービス給付事業費の増加などによるものです。

説明欄の上から５つ目、更生医療給付事業２億２４７万３０００円は、１８歳以上の身体障

害者手帳を持っている方に、障害を軽くしたり回復させるために、人工透析や心臓手術などの医療の給付を行うもので、扶助費２億２２４万１０００円などです。

次に、１つ飛びまして、重度心身障がい者医療費助成事業２億７５０９万９０００円は、身体障害者手帳の１、２級や療育手帳Ａ１、Ａ２など、重度の心身障害者に医療費の一部を助成するもので、扶助費２億７３１２万７０００円などです。

次に、１つ飛びまして、特別障害者手当等給付事業５７３１万３０００円は、身体または知的、精神に著しく重度の障害があり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の重度障害者、障害児に対して手当を支給するもので、全額扶助費です。

次に、１つ飛びまして、障がい福祉計画等策定事業４７３万１０００円は、平成２９年度から５年間に取り組む障害者施策の方向性と具体的な取り組み内容を定める八代市障がい者計画を、障害者を初めとした市民の意見を反映させるためのアンケート調査や、グループインタビューなどを実施し策定するもので、障がい者計画策定業務委託料４４５万円が主なものです。

次に、１つ飛びまして、育成医療給付事業４３９万３０００円は、１８歳未満の身体に障害のある児童に対し、障害を軽くしたり回復させるために、口蓋裂形成術や先天性心疾患手術などの必要な医療の給付を行うもので、その給付費である扶助費４３７万１０００円などです。

次に、２つ飛びまして、八代圏域地域療育センター事業６２７万２０００円は、八代のぞみ母子センターにおいて、在宅の障害児や保護者等への療育相談、訪問及び外来療育指導、また通所支援事業所や保育園などの施設に対する療育指導を行うもので、２８年度から専門の療育相談員を増員し、発達障害児の早期発見、早期療育に努め、事業の充実を図ることとしており

ます。全額、八代市社会福祉事業団に対する委託料です。

次に、１つ飛びまして、地域生活支援事業１億２６２６万７０００円は、障害者や障害児が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を行うもので、障害者や障害児の保護者からの相談に応じる相談支援事業委託料１７１４万７０００円、創作活動等の機会を提供する地域活動支援センター事業委託料３０２０万円、ストマ等の日常生活用具給付費２８５４万１０００円、訪問入浴サービス委託料８９８万４０００円、また今回新規で計上しております手話通訳コーディネーター経費５０万５０００円などです。

次の、障害福祉サービス給付事業２４億８９５７万円は、障害福祉サービスの給付を通じ、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するものです。障害程度が一定以上の方に、入浴や排泄、食事等の介護や、創作活動等の機会を提供する生活介護が７億９２１１万７０００円、事業所が障害者と雇用関係を結び、最低賃金を保障し、事業形態に応じた給付金が支払われる就労継続支援Ａ型が３億６０９２万円、また事業所が障害者と雇用関係を結ばない就労継続支援Ｂ型が３億７５１万６０００円、グループホームでの共同生活での日常生活上の援助をする共同生活援助の２億６６２３万４０００円などです。

次に、１つ飛びまして、障がい児通所支援事業３億２８１３万２０００円は、就学前の障害児を対象とした児童発達支援の１億２３４５万５０００円、小・中・高校の障害児を対象とした放課後等デイサービスの１億８１６０万１０００円などです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金２５億８８２４万２０００円は、障害福祉サービス給付事業に対する国県支出金などで、また、その他４２７万６０００円は、地域生活支援事業

に対する氷川町の負担金などです。

続きまして、70ページをお願いします。

同項、目5・国民年金費で4124万4000円を計上いたしております。

年金事務事業281万8000円は、国民年金制度改正に基づく電子媒体化に伴うシステム改修委託料211万5000円が主なものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金2861万8000円は、年金事務にかかわる国庫支出金です。

同項、目6・臨時福祉給付金給付事業費に2億5645万4000円を計上いたしております。平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことから、所得の低い方への負担の影響に鑑み、平成26年度から引き続き臨時福祉給付金を支給するとされております。

平成28年は、低所得の高齢者向け給付金、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金、28年度簡素な給付措置の3つの給付金を支給することとされておりますが、3月補正で御審議いただいた低所得の高齢者向け給付金を除き、本予算では住民税非課税の障害及び遺族基礎年金受給者等、約4000人に3万円を支給する低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金及び住民税非課税者など約3万5000人に3000円を給付する28年度の簡素な給付措置の2つの給付金事業を当初予算に計上しております。

その内訳としまして、臨時職員の賃金及び社会保険料412万6000円、申請書及び決定通知書の郵便料1030万円、口座振込手数料383万6000円、システムデータ改修費用119万9000円、申請書データ入力パンチャー委託料389万9000円、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金1億2000万円及び28年度簡素な給付措置1億500万円などが主なものです。

なお、特定財源として、10分の10の国庫支出金を予定しております。

続きまして、71ページをお願いします。

款3・民生費、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で4億1034万8000円を計上いたしております。

説明欄の6つ目、ひとり親家庭等医療費助成事業2994万8000円は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費の一部を助成するものです。

1つ飛びまして、こどもプラザ事業1309万1000円は、主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流を図る常設の場としてマックスバリュ八代店2階にすくすくを、またイオン八代2階にわくわくを開設し、子育て親子の交流の促進と、子育て等に関する相談、講習会などを実施しております。

3つ飛びまして、放課後児童健全育成事業1億4333万7000円は、昼間仕事などで保護者がいない家庭の小学生の安全安心な居場所の確保と、健全育成活動を行うものです。平成28年度は、これまでの26クラブのほかに、放課後児童クラブがなかった東陽小学校区に新たに開設することとしております。

次に、1つ飛びまして、病児・病後児保育事業2570万1000円は、病中または病後の児童の一時預かりを行うもので、全額市内3カ所の事業所に対する委託料です。

次に、5つ飛びまして、子育て相談事業202万5000円は、こどもプラザわくわく内に併設した窓口において、子育て中の親子や妊娠中の方が、幼稚園や保育園、子育て支援事業などをスムーズに利用できるように、子育て相談専門員が相談を受け、情報の提供やアドバイスを行うもので、子育て相談事業委託料201万1000円などです。

次の、放課後児童環境整備事業492万5000円は、先ほど申しましたが、平成28年度

に新たに設置する東陽小学校区の放課後児童クラブが、小学校の音楽室を放課後に利用し活動を行うため、必要な整備を行うもので、エアコンの整備230万円が主なものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金1億6574万8000円は、放課後児童健全育成事業に対する国県支出金などです。

72ページをお願いします。

同項、目2・児童措置費で27億8580万5000円を計上いたしております。前年度に比べ1636万7000円の減ですが、少子化に伴う児童手当の対象者数の減少見込みによるものです。

説明欄の1つ目、児童手当事業は20億2926万円です。児童手当の内容を簡単に申し上げますと、0歳から3歳未満の児童に月額1万5000円、3歳から小学生までの児童で第1子、第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5000円、そして、中学生は月額1万円です。ただし、所得制限を超える場合は、一律月額5000円の支給です。

次の、児童扶養手当事業7億5654万5000円は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育する者に対して支給されるもので、全額支給の場合、月額4万2000円ですが、所得による減額があります。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金19億7538万4000円は、児童手当事業に対する国県支出金などです。

続きまして、同項、目3・保育所費で55億4231万円を計上いたしております。

説明欄の3つ目、私立特別保育事業3711万8000円は、私立の保育園で実施される延長保育に対する補助金です。

次に、2つ飛びまして、公立保育所運営事業2億8294万8000円は、職員給与費を除く公立保育園11園の運営経費で、嘱託医報酬

214万5000円、臨時保育士等の賃金1億2891万7000円、給食材料費である賄い材料費5771万3000円、7園の給食業務委託料2722万1000円などです。

次の、私立保育所保育委託事業44億5644万8000円は、私立保育所45園への保育委託料44億5376万6000円と、私立保育所に対する園児1人当たり720円の保育料収納事務委託料268万2000円です。

次に、3つ飛びまして、障がい児保育事業8522万7000円ですが、私立保育所において障害を持つ児童を受け入れるに当たり、保育士の増員や、その安全性が確保されるよう、設備等を整備するために保育所に対して補助を行うものです。

次の、施設型給付事業4825万6000円は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園1園に対する給付費です。

次の、地域型保育給付事業5671万3000円は、小規模保育事業所や事業所内保育事業所3園への給付費です。

次の、保育所等合同研修事業100万円は、園単独では実施が困難な研修会を八代市保育園連盟に委託して、市内保育園・認定こども園・地域型保育事業所合同で実施するものです。

次の、実費徴収額補足給付事業52万8000円は、保育園や認定こども園において、市の定める保育料とは別に、各施設事業者が実費徴収できる費用について生活保護世帯を対象にその費用の一部を補助するものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金25億9463万1000円は、私立保育所保育委託事業に対する国県支出金などで、また、そのほか7億4522万6000円は、保育所保育料などです。

続きまして、73ページをお願いします。

款3・民生費、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で2億34万3000円を計上い

たしております。

説明欄の２つ目ですが、生活保護事業３２０３万円は、生活保護事業の適正実施のために必要な事務や調査及び職員研修等です。

なお、２８年度より就労意欲や生活習慣に課題がある生活保護受給者に対し、就労に向けた支援などを行う就労準備支援事業を新たに行うこととしており、委託料６４３万円を計上しています。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金９６２万１０００円は、生活保護適正実施推進事業等にかかわる国庫支出金です。

続きまして、同項、目２・扶助費で２８億６７２５万１０００円を計上いたしております。前年度に比べ１億５８７万２０００円の増額となっておりますが、生活保護受給者数の増加によるものです。

説明欄の生活保護費給付事業ですが、内容は、生活扶助や医療扶助を初め、８種類の扶助費を支給することにより必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的とするものでございます。

それぞれの扶助費ごとの内訳では、最も多い医療扶助が１６億４５９９万６０００円、生活扶助費が７億３８２０万円、住宅扶助費が２億８５５８万１０００円、介護扶助費が８４２１万７０００円、教育扶助費が９３６万８０００円、生業扶助費が６５７万９０００円、葬祭扶助費５２９万円、出産扶助費１４０万９０００円です。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金２１億４８９３万８０００円は、生活保護扶助費にかかわる国庫支出金などで、また、そのほか２４２５万５０００円は、生活保護費の返還金などです。

続きまして、款３・民生費、項４・災害救助費、目１・災害救助費で３２７万４０００円を計上いたしております。これは、東日本大震災

関連経費で、説明欄にありますとおり、宮城県石巻市への職員の長期派遣に伴う職員手当１５０万円と、派遣のための旅費１６２万４０００円などです。派遣予定の人数は２名です。

なお、財源内訳の特定財源のうちのその他１４３万６０００円は、石巻市からの災害派遣人件費負担金です。

続きまして、７４ページをお願いします。

款４・衛生費、項１・保健衛生費、目１・保健衛生総務費で１３億４９１０万１０００円を計上いたしております。前年度に比べ２７３０万５０００円の増額となっておりますが、これは、こども医療費助成事業の対象年齢を小学６年生までから中学３年生まで拡大することによるものなどです。

説明欄の２つ目、不妊治療助成事業３２７万６０００円は、体外受精または顕微鏡受精による不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するものです。

次の、妊産婦健康支援事業９３０５万５０００円は、安心して出産、育児ができるよう、妊娠中の健康管理や親となるための知識や技術を習得するため、母子保健手帳の交付や妊婦健康診査、保健指導などを行うもので、最大１４回の妊婦健康診査の熊本県医師会への委託料９１４８万２０００円が主なものです。

次の、養育医療給付事業１２７９万３０００円は、母子保健法に基づき、身体の発達が未熟なまま生まれた子供が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、保険診療による入院医療費の自己負担分を助成するものです。

次の、乳幼児健康支援事業１９４３万円は、母子の健康の保持増進を目的に、生後４カ月までの全戸訪問事業、４カ月児、７カ月児、１歳６カ月児、３歳児のそれぞれの健診、発達相談などを行っており、八代市、郡医師会への委託

料が主なものです。

次の、こども医療費助成事業4億2074万5000円は、平成27年度までの対象年齢ゼロ歳から小学校6年生までに加え、平成28年4月診療分から、対象年齢を中学3年生まで拡大し、入院・通院にかかわる医療費を助成するものです。

次に、1つ飛びまして、肝炎ウイルス検診事業230万5000円は、肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療を目的に、40歳の方に肝炎ウイルス検査を行うとともに、感染者及び感染の疑いのある者に対し重症化予防のためにフォローアップを行うものですが、今年度までは40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢の方を対象にしていたことが、5年を経過したことにより40歳の方のみを対象とすることから、大幅に減額となっています。検診委託料185万1000円が主なものです。

6つ飛びまして、健康増進事業1億527万4000円は、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺がん検診、腹部超音波検診、ヤング健診等を実施しておりますが、とりわけ近年がん発生率が高くなっている大腸がんの検診を医療機関検診に新たに追加するとともに、国のがん検診に関する指針の改正に伴い、集団検診の乳がん検診については視触診を廃止し、自己負担額を軽減しております。胃がん、腹部超音波、大腸がん、乳がん等各種検診委託料に7382万7000円が主なものです。

また、そのほかに健康管理システム更新にかかわるリース料143万9000円を計上しておりますが、これは平成33年度までで総額1726万6000円となりますので、債務負担行為限度額1582万7000円を設定しております。

次に、1つ飛びまして、フッ化物洗口事業373万2000円は、昨年度から開始したもの

で子供の虫歯の状態を改善し、生活の質の向上を図るため、県全体の取り組みとして、保育園、幼稚園も対象に加え実施しており、フッ化物洗口液を用いて、1分間ぷくぷくうがい等を行い、歯のエナメル質を強化し、虫歯の予防をするものです。

次に、地域医療支援事業65万円は、へき地等地域医療に従事する総合診療専門医の養成を行う拠点である熊本大学の地域医療・総合診療実践学寄付講座に、県や県下市町村と共同で資金提供を行うもので、全額負担金です。今年度まで市立病院の予算で計上していたものです。

次に、2つ飛びまして、簡易水道特別会計への繰出金1億3666万5000円は、八代・坂本・東陽・泉地区の簡易水道施設の運営にかかわる分を繰り出すものです。

次の、診療所特別会計への繰出金3164万2000円は、椎原・下岳・泉歯科診療所の運営にかかわる分を繰り出すものです。

続きまして、75ページをお願いします。

次の、水道事業会計への繰出金1220万5000円は、企業債償還金の一部を繰り出すものです。

次の、病院事業会計への繰出金1億6518万9000円は、結核病床分の補填や企業債償還金などに対し繰り出すものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金6854万円は、こども医療費助成事業や健康増進事業に対する県支出金などで、また、その他2284万1000円は、千丁地域福祉保健センター使用料などです。

同項、目2・予防費では3億4415万7000円を計上いたしております。

説明欄の各種予防接種事業は3億3680万4000円です。予防接種は、病気の発生及び集団での蔓延を防止するため、接種対象者等に接種の努力義務が課せられる四種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎、ポリオ、子宮頸がんワ

クチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等のA類疾病予防接種と、個人の病気の発病、重症化を防止する65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌などのB類疾病予防接種があります。八代市、郡医師会への委託料が主なものです。

特定財源として、妊娠希望者への風疹予防接種に対する県補助金32万4000円があります。

以上で、健康福祉部所管の民生費、衛生費の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。濟いませ、まことに申し上げございません。うっかりしておりまして、冒頭私から申し上げなければならない今回の当初予算についての概要、要点についてですね、漏らしておりますので、後先になりましたけれども、今から申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（友枝和明君） はい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
では、座って説明させていただきます。

ただいま小藪次長のほうからですね、詳細につきまして説明いたしました、私のほうから簡単に要点を説明させていただきます。

まず、一般会計歳出全体予算604億3000万円のうち、民生費が225億3410万円となり、その割合は37.29%を占め、平成27年度当初予算よりも増減にして3.2ポイント、6億9793万円の伸びとなっております。

これは前年度予算と同じような伸びとなっておりますが、この要因といたしましては、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険のそれぞれの特別会計への法定内の繰出金、またサービ

ス利用者の増に伴う障害福祉サービス費や生活保護受給者の増に伴う生活保護扶助費、さらには保育所費などの社会保障費が右肩上がりで伸びていることであります。

そのような中、国が前年度に引き続き、消費税の引き上げの影響に伴う低所得者に対して実施する臨時福祉給付金につきまして、28年度はまず65歳以上の低所得の高齢者に一律3万円の支給、これは先ほど御審議いただきました3月補正予算で計上いたしており、議決いただきましたならば、新年度早々に申請、支給を予定しております。そして、低所得の障害年金や遺族年金受給者への一律3万円の支給は今回の予算でお願いし、9月からの申請、支給を予定しております。それ以外の低所得者に対しては、一律3000円の支給で同じく9月からの予定で予算をお願いしております。

次に、第6期介護保険事業計画の28年度で予定しております地域密着型の小規模特別養護老人ホーム1カ所の整備に対しての補助金、介護基盤緊急特別対策事業の予算もお願いしております。

その他、市長八策にも掲げております障害児の療育につきまして、八代市のぞみ母子センターに設置しております八代圏域地域療育センターの専門スタッフの充実を図り、児童の発達を促すとともに、保護者の相談支援に取り組む予定としております。

一方、子育て世帯の経済的負担の軽減策として、今年度から実施いたしました第3子保育料の無料化につきましても、継続して実施する予定でございますが、国におきましては、幼児教育無償化として先ほどお話がありましたように、低所得の多子世帯やひとり親世帯における幼稚園や保育園の保育料軽減措置が、新年度より施行される予定でございます。

また、先日の新聞でも、生活保護受給世帯が全国で過去最多を更新したと報道されております。

したが、そのような中、新年度からは受給者のうち、勤労意欲が低い方や基本的な生活習慣に問題のある方に対し、日常生活習慣の形成や社会的能力の確立、就労に向けた知識の習得を促す就労準備支援事業を実施する予定でございます。

このように、少子高齢化や経済的な社会背景あるいは国の政策に伴い、民生費が右肩上がりに伸びていく中で、引き続き国の施策等にアンテナを張り、情報収集に努めるとともに、少子化が進行する中、子育て支援についてさまざまな施策を推進してまいります。

次に、健康福祉部が所管いたします衛生費につきましては16億9325万円となり、27年度当初予算より増減にして0.9ポイントの伸びとなっております。その主な要因としましては、子育て世帯の経済的負担軽減策として、市長八策の実現に向けて、こども医療費助成の対象を中学校3年生まで拡大する経費や、及び簡易水道や診療所特別会計等への法定内の繰出金等の増額でございます。

一方、死亡原因の第1位に挙げられるがんの検診の一つの大腸がん検診では、新たに医療機関検診を追加して受診率の向上に努めるとともに、若い時からの生活習慣病予防のために実施している40歳未満のヤング健診を拡大する予定でございます。

その他、不妊治療助成や乳幼児健康支援事業等についても引き続き充実してまいります。

市民の健康づくりを推進するためには、市民の皆様が自分の健康は自分で作り守るという意識を持ち、実践していただくことが、医療費の抑制、ひいては健康なまちづくりを推進できるものだと考えております。

そのようなことから、今年度新たに保健師1名、管理栄養士1名を採用して、スタッフも充実し、市民の皆様の健康づくりの支援をしているところでございます。

どうぞよろしく御審議お願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 小会します。

（午前11時45分 小会）

（午前11時46分 本会）

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

午前中の審議はここまでとし、休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（友枝和明君） それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

それでは、午前中説明のありました歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について質疑を行います。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（友枝和明君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） 濟いけません、ちょっと細かいことからよろしいでしょうか。

67ページの住宅改造助成事業166万8000円。これは前年度といいますか、そのあたりの実績から踏まえられた数字だと思うのですが、前年度の傾向としてはどんなもんなんですかね。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） 地域支援係の吉田と申します。

実績につきましては、近年では大体3件程度で推移しておりまして、助成額のほうは約100万前後というところになっております。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

はい、ほかにありませんか。

○委員（田方芳信君） 1点よかですか。

○委員長（友枝和明君） はい、田方委員。

○委員（田方芳信君） 74ページの不妊治療助成事業で、これは大体年間何名ぐらいおられますか、今現在。

○理事兼健康推進課長（蒲生尚子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 蒲生理事兼健康推進課長。

○理事兼健康推進課長（蒲生尚子君） はい。健康推進課、蒲生です。よろしくお願いいたします。

この事業が24年度から実施しております、24年度が45件の申請件数があります。そのうち、妊娠届け出をなさいました方が7人、平成25年度が69件の申請件数で14名の方が届け出をされております。それと、26年度が84件中19名の方が妊娠届け出をなさっていらっしゃいます。27年度1月末現在では、申請件数のみですけど58件となっております。

以上です。（委員田方芳信君「はい、ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

はい、ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（友枝和明君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） 済いません、私のほうがしっかり聞いてなかったような気がするんですが、68ページの社会福祉団体育成事業、この中身をもう一遍説明していただいてよろしいですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 社会福祉団体育成事業1億1545万7000円ですかね。（委員前垣信三君「はい」と呼ぶ）

社会福祉協議会に対するこれは補助金ということで、人件費に対する補助金でございます。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（友枝和明君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） 社会福祉協議会とおっしゃるのは。ああ、そうか社会福祉協議会ですね。（健康福祉部長兼福祉事務所長上田淑哉君「はい」と呼ぶ）

わかりました。いいです。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 関連ですが、社会福祉協議会に今、人件費としてるのは、100%ですかね。100%分、全部ですか。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、おっしゃるとおりです。100%、17名分の100%の人件費補助です。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） これたしか27年度からですね、100%になったのは。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 27年度からですね、はい。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。橋本委員。

○委員（橋本幸一君） ほかのによろしいですか。2点ほど。

まず、緊急時医療情報カード事業ということで、75歳以上に、以前やっぱり一般質問であっておった部分と思いますが、この額で全対象者に配付されるんですか。40万1000円で足りるのかなって、その辺をちょっと疑問に思ったものですから。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、こちらにつきましては、当初に対

象者となられる方に配っております、いま現在この予算化しておりますのは新規の方の分ということになります。

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、新たに75歳になられた部分と理解してよろしいんですか。それと、何人分でしょうか。今、合わせて。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 小藪健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） たしか1500人分だったと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。この件については、既に4800人分ほどの、もう既に配付をいたしております。ですから、先ほど申し上げましたように新規分ということで予定しております。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい、わかりました。

次に、シルバー人材センター運営費補助事業の中で、先ほど説明の中で新規の地域就業機会創出ということで拡大事業ということで、何か市内の事業者と一緒にどうこうというような話があったんですけれども、具体的にそれもうちょっと説明、内容をよろしく願います。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、こちらにつきましては、これまでの企画提案方式の4事業のほうがなくなってお

りまして、平成28年度からは地域就業機会創出拡大事業としまして、名称のほうをワンコイン空き家管理フルチョイスサービスという取り組み予定とされております。

事業の内容でございますが、現地巡回と報告、巡回情報の管理と提供、また専門業者の紹介などを予定されております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） ワンコインで巡回されるということと理解してよろしいんですね。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、1件当たりの契約を結ばれまして、その部分で行われるということになっております。

○委員（橋本幸一君） はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） それともう一つ。

企業会計の繰出金事業ということで、病院事業に出されていますが、これたしか特会のほうでも出とるみたいで、これ何か決まり事といたしますか、国保特別会計にもたしか出とるんですよ。どういう分け方で、この辺の繰り出しをしてる。繰り出しは、特会から出とりゃせぬですかね。

○委員長（友枝和明君） 山田健康福祉部次長兼福祉事務所次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） はい、健康福祉部の山田です。

一般会計のほうから出てますのは、病院のほうですね、結核病床分の補填ですとか、一部ですね、児童手当関係、それから企業債の償還金、そういったものを出しております。それから、国民健康保険のほうでは、同じくそちらのほうの保険事業関係を出している、を持っています。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、国保の保険事業関係って具体的に言えばどういふのがあるんですか。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） はい。国保ねんきん課、小川でございます。

市町村が国保を運営するために必要とする経費について財政状況、その他の事情を勘案して、国民健康保険法第72条の3の規定に基づき、政令の定める算定額を一般会計から国保特別会計へ繰り入れることが定められておりました。総務省の基準では4点ございます。1に、国民健康保険事務費に係る繰り入れ。2、出産育児一時金に係る繰り入れ。3、国保財政安定化支援事業に係る繰り入れ。4、保険基盤安定制度に係る繰り入れの4点を定めておりました。一般会計から国保特会への繰り入れは、このルールにのっとり行われることとなっております。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい、結構です。

○委員長（友枝和明君） ほかに。

幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。まずですね、66ページなんですけど、先ほどの一番最初の説明で、民生費、社会福祉総務費の4億の増加というのは、特別会計の繰り出しの分の増加だという説明だったと思うのですが、具体的にここ、特別会計の繰り出し3件あるんですけども、どの部分が増加をしたのかっていうのを説明いただいていいですか。

○委員長（友枝和明君） 小藪健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） はい、小藪です。

特別会計繰出金国保負担分が13億1719万3000円が13億9762万円、後期高齢の部分が5億7145万5000円が5億9182万1000円、介護の部分が20億8127万円が21億594万1000円と、3つで1億9860万7000円出ております。

○委員（幸村香代子君） いいですか。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） じゃあ、さっきこの増加分については特別会計の繰り出し分が増加したためにふえたんだという説明だったんですが、そうではないということですよ。

○委員長（友枝和明君） 小藪健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） はい、半分を占める主なものが繰出金の増加であったということです。（委員幸村香代子君「半分ですね」と呼ぶ）はい。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。それとですね、生活困窮者自立支援事業なんですけれども、これ生活保護、昨年度からだったんですけれども、新たな事業として自立支援事業始まったんですけれども、生活保護に入る前にという、救済措置をとっていくというふうなことだったんですが、この効果というのはどんなだったのでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 中田生活援護課長。

○生活援護課長（中田利一郎君） はい。中田です。

生活困窮者自立支援事業につきましては、昨年4月から始めておりますが、昨年度ですね、相談件数、これは2月までの相談件数が146件ございました。そのうちにですね、生活保護につながったのが21件でございます。で、そのほかの相談者の方はそれぞれほかの事業をですね利用されて、今現在はまだ生活保護に至っ

ていないということで、一定の効果が上がっているというふうに考えております。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） であればですよ、非常に先ほどの生活保護受給者というのが、やっぱり右肩上がりに上がっていくという中で、このあたりの需要にやっぱりこう力を入れていくことが先ほどの件数から見ても非常に効果が得られるということだと思えますよね。で、予算も含めて、このあたりを来年度強化していこうとかっていうふうな方針はありますか。

○委員長（友枝和明君） 中田生活援護課長。

○生活援護課長（中田利一郎君） はい。来年度につきましては、現在、県と共同で事業を行っている2事業がございますが、その中で生活困窮者就労準備支援事業というのがございます。これは先ほどの議会の一般質問がございましたが、これにあわせて、今現在これは生活困窮者だけが対象となっておりますので、被保護者の方も就労準備支援事業が必要ということで、あわせて実施するところで、これまで県と共同で行ってございました生活困窮者就労準備支援事業については、被保護者就労準備支援事業とあわせて委託するような形で、市のほうで単独で実施を行いたいというふうに考えております。

以上です。（委員幸村香代子君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

済いません、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今の件に関連してなんですけれども、生活保護受給世帯が非常にふえてきている、右肩上がりにふえてきているということなんですけれども、1つは先ほどから話があるように、高齢

化の進行ですね。特に、ひとり暮らしのお年寄りというのが非常にふえてきていると。そういった方々が、国民年金だけでは当然生活できないということで、例えばその有料老人ホームとか、施設のほうに入居されとかいった場合に、年金だけでは賄い切れないということで、そういったケースで生活保護に陥るという、生活保護の受給になるという世帯もあります。

ですから、この就労準備支援をしたから、事業をしたからすぐ世帯が例えば減るとか、なかなかそこは難しい部分があります。ですから、一応、稼働年齢層に関してはこういった就労準備の支援という、こういった事業もですね、実施しながら、稼働の支援をしていくという形で考えております。ですから、これをしたから受給世帯が減るだろうとかいうこととは、直接的にはなかなか結びつかない部分があるかと思えます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。

多分、生活保護を受けていらっしゃる構造上の問題というのがやっぱりあるんだろうと、今のですね、御説明を聞いて理解をしたところです。

であればですね、今回生活保護事業の中で、新規の就労準備支援事業委託というのがあるんですけれども、これに関する委託というのは、具体的にどこにどんなふうに委託をされるんでしょうか。

○生活援護課長（中田利一郎君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中田生活援護課長。

○生活援護課長（中田利一郎君） はい。委託につきましては、今回の3月議会で予算が決定された後にですね、公募をする予定でございます。で、公募をする、この事業は国の要綱等、要領等がございまして、社会福祉法人とか一般

社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人その他都道府県が適当と認める民間団体等となっておりますので、公募をしまして事業の内容等、それに必要な職員の数とか、そういったものについて公募をいたしまして、で、決定をしていく予定としております。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 済みません、何かあれなので。どこだったかな。私立保育所、72ページですね。

これから先っていったときに、少子化に向かっていくというのがですね、1つ心配するところでもあるんですけれども、子供たちの数が減っていくというふうなことの中で、私の知る限り、もう十何年この私立保育所の数というのは45園から減ってはいないというふうだというふうに理解してるんです。公立保育所の数も含めてですね、これから先の私立なのでどうかということはあるんですけれども、これから先の見通しとかっていうのについては、どんなふうに担当課のところではお考えですか。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい、こども未来課の白川でございます。よろしくお願いします。

委員御質問のとおり、少子化が進んでおります中で、共働き世帯がふえているような状況がございますので、実際保育園を必要とされるお子さんというのは、今のところは少しずつではありますが、ふえているような状況ではありません。

そういう中で、今現在は保育園の数というのは変わらない中でも、定員をですね、引き上げる方向で見直していただくような形で、今は対

応していただいているというような状況でございます。

今後確かに長い目で見ればですね、さらに少子化が進むというところで、保育園を利用されるお子さんが減ってくるということは十分考えられるかと思っておりますので、そういう中では、まずは定員の見直し等を行いながら、例えば国も進めております認定こども園、そういったものへの移行というのも含めてですね、市全体の中で検討していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

委員長、いいですか。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

補足ですけど、私立保育園については今申し上げたとおりですけれども、ただ公立保育所に関しましてはですね、今、市としても民営化、あるいはその統廃合という形で進めておりますので、特に山間地の保育の定員数、非常に減ってきております。そういった中で公立保育所のあり方としては、民営化、あるいはその後統廃合というの、行財政改革の一環として進めていかなくてはいけないとは考えております。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。70ページですね、年金事務事業、午前中のシステム改修の話とちょっと関連してるんですが、電子媒体化に伴うシステム改修委託で、午前中と同じような質問で、こっちは国庫支出金が100%、10分の10ですよ。今まで電子媒体化されてなかったんですかね。ちょっと具体的にどんなシステム改修になって、なぜ国が100%なのか。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課副主幹兼年金係長。

○国保ねんきん課副主幹兼年金係長（中村秀喜君） はい。国保ねんきん課年金係長の中村でございます。お世話になります。（「もうちょっと前へ」と呼ぶ者あり）失礼しました。

28年度国民年金関係の予算で計上させていただいております国民年金システム改修委託料でございますが、現状につきましては、電子媒体化による処理を一部行っておりましてございます。

具体的に申し上げますと、国民年金資格適用関係6届け書、これらの資格の取得ですとか、資格の喪失、死亡等の処理になりますけれども、これらの電子媒体化につきましては、平成27年12月から実施をいたしております。

28年度につきましては、この内容を拡充いたしまして、適用関係6届け書に加えまして、賦課年金、任意加入関係の9届け書もあわせて電子媒体化を行うためのシステム改修でございます。

以上です。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。やっぱりこれはあれですか。午前中の秋田さんの答弁と一緒に、このシステムはもう国のセキュリティーの中にあるから、独自では、自分とこで、例えば自分たちでは改修できない、どうしても委託をしなければいけないシステムであるというふうに踏んでよろしいのでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課副主幹兼年金係長。

○国保ねんきん課副主幹兼年金係長（中村秀喜君） はい。お答えいたします。

このシステム改修委託につきましては、国のほうから所定の仕様書が提示されておりました。

て、その仕様書に基づきまして現在システムの委託をしております業者のほうに委託、システム改修の委託をお願いしておりますところでございます。内容的には市独自、市町村独自でのそのシステム改修ということは、そういった国の統一仕様書がございますものですから、それに基づいた改修ということで、内容的にはもう全国統一の改修の内容になってるところでございます。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 各自治体では、庁内で、例えば自分とこでやってるとかっていうのは、逆に言ったらないんでしょうか。それはしちゃいけないということになってるんでしょうか。どうなんでしょう。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課副主幹兼年金係長。

○国保ねんきん課副主幹兼年金係長（中村秀喜君） はい。今回のシステム改修につきましては、国の国民年金等事務費交付金での10分の10での予算措置がされております。そういうことで、内容的にはもう全国統一の様式システムの仕様書の内容で改修を委託することが妥当であるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 先ほども補正でもあったんですけども、臨時福祉給付金の給付事業なんですけど、これは申請ですよ。それぞれに対象者がいるんですけど、その対象者の方たちが申請をしなければいけないんでしょう。

○委員長（友枝和明君） 柿本健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長。

○健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推

進室長（柿本健司君） はい、こんにちは。

今、申請をしなければいけないかということなんですけれども、まず対象者につきましては、支給要件等ございますので、それにつきまして庁内の関係課と協議、データを収集しましてですね、そして対象者に個別に発送すると。その後、申請書を受け取られた方が申請をして、そして審査の後、本推進室で決定をして、受給権が発生するというような事業になります。よろしいでしょうか。

○委員（幸村香代子君） そのままいてください。はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということになると、そこで例えば受け取れるというか、対象の方であっても、まずはその自分から申請をしなければ受け取ることができないという話になりますよね。

○健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長（柿本健司君） はい。

○委員長（友枝和明君） 柿本健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長。

○健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長（柿本健司君） はい。今、御質問のとおりで、申請をして初めて受給権といいますか、資格といいますかが発生するというような事業でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） いてください。

じゃあ、ちなみになんですが、26年、前回のときに、そういった意味では100%その申請書は返ってきたんでしょうか。申請されたか。

○健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長（柿本健司君） はい。

○委員長（友枝和明君） 柿本健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長。

○健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長（柿本健司君） はい。今、お尋ねの2

6年度の申請状況でございますが、支給対象者数が3万5000人に対しまして、約3万1000人の申請がございまして、申請率が93.7%程度というようにございまして、支給対象であられる方につきましては、申請勧奨等も含めましてですね、3回から4回、多い人ではもう往復5回以上のもので、個別のその申請勧奨を行ったというようなことで、それはくまなくですね、申請をしていただくような現場では作業をやっておるところでございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） じゃあ、そういった意味では、今回もそういった方法をとっていくということで理解していいですか。

○健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長（柿本健司君） はい。

○委員長（友枝和明君） 柿本健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長。

○健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長（柿本健司君） はい。そのような状況で本年度も継続してまいりたいというふうに考えております。（委員幸村香代子君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（幸村香代子君） はい。もう一つ聞いていいですか。済いません。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 済いません。フッ化物洗口についてお尋ねをいたします。

御存じのとおり、御存じのとおりといったらあれなんです、あんまりこれについては賛成をしたくないんですが、1年経過をして、その学校ですね、特に小中学校におけるフッ化物洗口の1年間を経て、その業務負担なり、またはその効果なり、また現場の学校の対応なりとい

ったところを少し説明いただいていいですか。

○委員長（友枝和明君） 蒲生理事兼健康推進課長。

○理事兼健康推進課長（蒲生尚子君） はい。
フッ化物洗口事業についてですが、現在学校数が42校、支援学校以外の42校が実施しております。

で、小学校が6248人ですね。中学校で2805人、小学校が96・1%、中学校が78.1%の実施率になっております。保育所が13カ所、幼稚園が1カ所になっております。

保育所・幼稚園につきましては、各園で毎日利用しまして、保育園・幼稚園のほうで準備していただいたものを園児のほうで実施していただいております。

小中学校におきましては、保健センターのほうでフッ化物洗口液を非常勤職員2名でつくっていただいて、各学校に配送、配達をしている状況です。

最初始めましたころには、フッ化物洗口を届ける部分で教頭先生だったり、事務の職員の方だったり、養護の先生だったり、受け取る方が学校で違っておりましたので、その辺の時間のずれ等もありまして、苦情といたしますか、まだ届かないとか、誰に届け出ればいいんだろうかというようなところでありましたけれども、現在はもう定着しておりまして、スムーズに苦情等もなく実施しているところでございます。

昨年度が1年間実施しておりますので、効果というのはまだ出ておりませんが、なるべく学校のほうには年度初めにですね、実施していただくように依頼を今年度申し上げたところでございます。

というのも、昨年度2学期近く、7月に実施したところもあったものですからですね、なるべく通年を通して実施していただくようお願いしております。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） どの時間にその洗口するかというのは、学校の時間に任せられている、現場ですね、任せられているようなんですけれども、その時間帯というのはどんな時間にされてますか。

○委員長（友枝和明君） 蒲生理事兼健康推進課長。

○理事兼健康推進課長（蒲生尚子君） 今、委員さんがおっしゃいましたとおり、学校によって実施時間が違っております。朝自習を利用されたりとか、昼食前の時間を利用されたりとか、学級によっても違いますが、食後ですね、それと学校の終了時間前に実施されたりとか、それはもう学校、学級によって、先生の、学校、学級の御都合により実施されている状況です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 学校からは大変だけどもなとかっていうお声とかは届いてないですか。

○委員長（友枝和明君） 蒲生理事兼健康推進課長。

○理事兼健康推進課長（蒲生尚子君） 始めました当初は、やはりいろいろ大変なことが上がってきておりましたが、現在は直接配達する担当も、歯科保健に従事する担当のほうも直接は聞いてないのが状況です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 中学校の実施率が78.1%ですよね。ということは、3割近くの生徒さんがされてないということなんですか。これはどんな数字になるんですかね。

○委員長（友枝和明君） 蒲生理事兼健康推進課長。

○理事兼健康推進課長（蒲生尚子君） はい、ただいま 7 1. 8 とおっしゃいましたが、7 8. 1 で約 8 割になりますが、やはり 2 割の方が賛同されていないということになりますが、その 2 割が効果に対してどのような影響を与えるかというのは、ちょっと今のところ把握していない状況でございます。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 1 点だけ確認いいですか。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 先ほど橋本委員が聞かれたシルバー人材運営費補助事業のところですね、ちょっとわかりづかったんですが、ワンコインということで、それはいいんですが、財源ですよ。財源が国庫補助基準 A ランクになっているのに、国から全然補助があってないように思えるんですが、それはどうしてでしょうか。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、国からのほうは直接補助としてシルバー人材のほうに収入となっております。

以上です。（委員太田広則君「あ、直接」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 直接行くわけ。（長寿支援課副主幹兼地域支援係長吉田浩君「そうです」と呼ぶ）

ああ、了解しました。わかりました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） 1 点だけ、済いません。

○委員長（友枝和明君） 山田次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） 失礼します。

先ほど橋本委員さんのほうからお尋ねがありました国保特別会計のほうから病院事業会計に繰り出すということでお尋ねがありましたので、その件ですね、補足しますと、今年度ですね、の分につきましては、先ほど言いました保険事業ではございませんですね、2 0 0 万ほどありますが、そのうち半分 1 0 0 万が医師とか看護師のですね、スタッフの募集関係が 1 0 0 万、それから感染対策ということですね、1 0 8 万ということで、合計 2 0 8 万、国保のほうから病院のほうに繰り出すのがあります。

と申しますのも、国民健康保険にしか国がですね、特別補正交付金という形でやるのが、国民健康保険会計のほうに国が今後やりますものですから、それを受けて、それから国保の直営診療施設である市立病院のほうに出すと。国保を通さなければお金が来ないという経緯がございます。

○委員（橋本幸一君） 関連でよろしいですか。

○委員長（友枝和明君） はい。

○委員（橋本幸一君） ということは、特会に入る分については、ちゃんとした制約があるということですね。普通、一般的にはこの一般会計から普通は国はやっとなということですね。今回については特別にそういうケースがあったから、国保分が迂回してからあっちに入るという理解してよかですか。

○委員長（友枝和明君） 山田次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍

君) 基本的には地方公営企業法に基づいた分につきましては一般会計と。で、あくまでその国保の調整交付金という形で補助金の対象になる分については国保特会を経由して繰り出すということになります。(委員橋本幸一君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員長(友枝和明君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 以上で、第3款・民生費及び第4款・衛生費について終了します。

執行部入れかえのため小会いたします。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

(午後1時39分 小会)

(午後1時41分 本会)

○委員長(友枝和明君) 本会に戻します。

次に、教育部から歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長(宮村博幸君) 委員長。

○委員長(友枝和明君) 宮村教育部長。

○教育部長(宮村博幸君) はい。こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 教育部でございます。よろしく願いをいたします。

議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算・第9款、教育費43億557万円のうち、経済文化交流部関係分を除きます教育委員会関係分36億3921万2000円の御審議に当たりまして、事業内容の詳細につきましては、後ほど釜総括審議員兼次長が説明をいたしますので、重複する部分もあろうかと思いますが、私から当初予算の編成につきまして主なものを説明させていただき、所信とさせていただきたいと思います。失礼して座らせていただきます。

平成28年度の教育部における各事業につきましては、八代市教育振興基本計画の基本理念

であるやつしろの絆でつむぐ心豊かな人づくりを実践するため、学校教育・社会教育のさらなる充実を目指してさまざまな施策に取り組んでまいります。

まず、学校教育関係につきましては、平成27年度から完全実施となりました小中一貫・連携教育推進事業を継続し、義務教育9年間を通して系統的・継続的な学習指導と生徒指導を行い、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、生きる力の育成を図ってまいります。

学校支援職員配置事業では、支援を必要とする児童・生徒・園児の増加や、特性の重複化による個に応じたケアが必要となっているため、特別支援教育支援員を小学校で1名、中学校で3名、特別支援学校で1名、計5名増員をいたします。総計55名を配置いたします。また、幼稚園では保育支援員を1名増員し、8名を配置いたします。

さらに、理科専科及び担任の授業準備・教材研究・授業の支援を行います理科支援員を1名増員し、4名体制で小学生の理科に対する学習意欲を高め、科学的思考力等を育てます。その他、図書館支援員、生徒指導支援員、日本語指導員などにつきましても、平成27年度から非常勤職員として勤務をしていただくよう、待遇改善が図られ、ますます意欲を持って勤務をしていただいているところでございます。

パソコン教育推進事業では、今回の更新分から、パソコン教室のパソコンをデスクトップ型からタブレット併用型に変更をし、パソコン教室だけではなく、各教室での授業にも使用できるよう無線LANの整備も行います。

また、関連の新規事業として、タブレット型パソコンの活用方法の周知徹底を図るとともに、より効果を高めるため、巡回型での授業支援等へ対応するICT支援員事業を行います。

さらに、全中学校3年生34学級に電子黒板を導入し、ICT教育の充実・推進を図ってま

います。

小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、平成27年度に設置をいたしました八代市立小学校運動部活動の社会体育移行に関する検討委員会において、理念や基本方針を定めましたので、今後は学校へ文書で周知をするとともに、本委員会の継続審議とあわせて、小学校区ごとに校区委員会を開催し、慎重に課題の把握とその解決を図り、準備が整ったところからスタートをさせたいと考えております。

学校施設の耐震化計画につきましては、平成27年度末をもって耐震化率100%となる予定でございます。なお、非構造部材の耐震化につきましては、引き続き取り組んでまいります。

平成28年度は第6中学校体育館改築工事の関連で、既存の体育館の解体工事とグラウンドの形状が変わりますことから、グラウンド整備事業等を実施いたします。

教育サポートセンターでは、教育サポーター事業及び子ども支援相談事業に加え、新規に特別支援教育相談事業として、特別支援教育アドバイザーを1名配置し、特別な支援を要する児童生徒一人一人のニーズを把握し、必要な支援内容と方法を明らかにするために、担任や保護者などの相談を受け、助言を行うことなどにより課題解決を図ってまいります。

社会教育関係では、社会全体の教育力を高めるために、学校、家庭、地域の連携が重要でございますので、放課後子ども教室、地域未来塾、学校支援地域本部事業に地域の力を生かして、子供たちを健全に育てることへの強化に努めてまいります。

また、生涯を通して誰もが楽しく学ぶことのできる環境を提供するために、保育園、幼稚園、小中学校の保護者を対象に取り組んでおります家庭教育学級や、市民のニーズに沿った地域公民館講座、市民教育講座など、生涯学習関

係事業の充実に努めてまいります。

平成27年度から指定管理者制度を導入しております図書館は、開館日の増加や開館時間の延長、無料Wi-Fiの設置など、サービス向上が図られ、市民の皆様がこれまで以上に利用しやすい図書館になっていると考えております。今後も、図書館協議会などの御意見を伺いながら、施設の充実に努めてまいります。

博物館では、春夏秋冬、例年4回の特別展覧会を開催しておりますが、平成28年度春の特別展では、京都承天閣美術館の全面的な御協力をいただき、平成26年度に大変好評ございました相国寺、金閣、銀閣が所蔵します宝物の中から、円山応挙とその一門の絵画を紹介いたします。国指定重要文化財を含み、全国屈指の水準を誇る本コレクションの公開は、九州では初めてとなります。

また、秋の特別展では、近年全国的に注目を集めております本市在住の写真家、麦島勝氏の写真展を開催いたします。戦後復興期から平成へと続く70年に及ぶ世相や人々の暮らしの移り変わりを、麦島氏の解説とともに御紹介いたします。ふるさと八代の皆様方やゆかりの場所などが被写体となっております。たくさんの皆様に御来館いただけるものと考えております。

教育部は、幅広い範囲の教育、学習活動を推進しておりますが、多くの課題も抱えているところでございます。平成28年度におきましても教育部の力を結集いたしまして、一つ一つ課題を解消しながら、それぞれの施策、事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御指導をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 釜教育部総括審議員兼次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） は
い。それではお世話になります。よろしくお願
いいたします。説明に当たらせていただきま
す。

まず、予算書の８ページをお願いをいたしま
す。

まず、経済文化交流部所管分も含めまして、
第９款・教育費について説明いたします。教育
費総額として４３億５５７万円を計上しており
ます。これは、一般会計予算全体に占める割合
としては７．１２％に当たります。

項別の内訳としては、項１・教育総務費に５
億８８３１万７０００円、項２・小学校費に６
億５１６３万９０００円、項３・中学校費に６
億５０８２万８０００円、項４・特別支援学校
費に４５７９万４０００円、項５・幼稚園費に
２億２０３６万５０００円、項６・学校給食費
に６億２８８０万円、項７・社会教育費に９億
６２８５万５０００円、項８・社会体育費に５
億５６９７万２０００円をそれぞれ計上してお
ります。

次に、１６ページをお願いします。

歳出の款９・教育費は、対前年度比較が１２
億４７１７万２０００円の減額となっております。
減額の主な理由は、小学校費の学校建設費
マイナス１１億２８９６万６０００円、中学校
費の学校建設費マイナス３億３８２４万９００
０円です。ともに校舎、体育館等の構造体部分
の耐震改修事業等が完了したことが主な要因で
ございます。

特定財源については、多種にわたるため、歳
出予算の目別説明の際に主なものについて説明
をさせていただきます。よろしくお願いま
す。

それでは、歳出について説明いたします。１
０１ページをお願いします。

款９・教育費、項１・教育総務費、目１・教
育委員会費です。３３７万１０００円を計上し

ています。教育委員関係事務事業の主なもの
は、教育委員４人分の報酬でございます。

目２・事務局費です。４億６１１８万６００
０円を計上しています。対前年度４９２０万６
０００円の減です。その主な理由は、平成２７
年度から図書館に指定管理者制度を導入するに
当たり、現に図書館に勤務していた職員を事務
局費に含め予算組みをする必要があったことか
ら、職員数を本年度より７人多い６０人で予算
措置をしたことに伴う給料、職員手当、共済費
の減が主な理由です。

特定財源の国県支出金は、小中一貫教育推進
事業県委託金１４０万円及びいじめ対策等推進
事業に伴う国補助金３２万２０００円で、その
他の主なものは、奨学資金貸付事業に伴う元利
収入９８９万９０００円です。

主な事業について説明します。事業について
は説明欄の事業ごとに説明をさせていただきます。

まず、一番下でございますが、人権教育事業
３８３万３０００円は、各種人権教育研究会に
要する経費です。なお、２８年度は第６８回全
国人権・同和教育研究大会が熊本市で開催され
ますので、その参加費を含んでおります。

次ページをお願いします。

小中一貫・連携教育推進事業３４４万５００
０円は、義務教育９年間を通して、確かな学
力、豊かな心、健やかな体など、生きる力の育
成を図るための推進体制を整備するものです。
県の小中一貫教育推進事業委託金１４０万円も
活用し、継続的に事業を進めます。

次、日本語指導員事業です。１１９万７００
０円については、海外からの転入児童生徒の急
増に対応するため、日本語指導員３人を雇用
し、その対応を図るものです。

次に、奨学資金貸付事業１０４４万５０００
円は、経済的な理由で就学が困難な生徒・学生
に対し、奨学資金を貸し付けることで、教育を

受ける機会を確保し、有用な人材の育成に資することを目的としており、新規貸し付け14人分、継続貸し付け15人分を予定しています。

いじめ対策等推進事業123万5000円の主なものは、弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士で構成する学校支援委員会に要する経費及び八代市いじめ防止基本方針に基づき、学校、教育委員会、市長部局、児童相談所、地方法務局、警察署、学校支援委員会委員が連携して、いじめに関する問題やその対応状況等にかかわる情報を共有する八代市いじめ問題対策連絡協議会の関連経費です。

小中学校ICT支援員事業660万8000円は新規事業です。ICT機器による指導内容の視覚的な支援及び拡大画像、動画等による情報の可視化、いわゆる見える化でございますが、学習内容をわかりやすくし、意欲喚起による学習への参加を促進すると考えられます。また、同時に基礎、基本の定着場面において指導の効率化を図り、学力の向上も期待されるところです。そこで、28年度からパソコン教室のデスクトップパソコンを順次タブレット併用型パソコンに切りかえるに伴い、支援員による巡回型の学校支援体制を組み、授業、校務、研修におけるICT支援やメンテナンス支援を行い、その効果を高めることを目的とするものです。

次に、目3・教育サポートセンター費です。3013万円を計上しています。対前年度675万3000円の増です。その主な理由は、職員1人増と、新たに特別支援教育相談事業を開始することが主な理由です。主な事業について説明します。

教育サポート事業242万4000円は、教職経験豊かで実践的指導力が高い2人の退職教員をサポートセンターに配置し、学力向上、不登校等の防止・解消に必要な支援や、学校経営の質の向上のための支援、教職員の指導力向上

に必要な各種研修の実施などを行うものです。本年度は年間約400件のサポート業務を行っております。

次に、一番下になりますが、特別支援教育相談事業109万8000円は新規事業です。特別支援教育の支援体制の充実が重要な課題となっています。その一助とするため、本市独自の施策として、特別支援教育アドバイザー1名を教育サポートセンターに配置し、アドバイザーによる教育相談支援活動を通して、支援を要する児童・生徒のニーズを把握し、必要とする支援内容と方法を明らかにするため、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など、児童・生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言等の支援活動を行い、課題の解決に取り組んでいきます。

次のページになります目4・特別支援教育推進費です。194万3000円を計上しています。

主な事業では、一番上ですが、就学指導適正化事業148万2000円は、障害児の重度重複化及び増加に対応するため、就学指導委員会で専門的な審議を行い、個に応じた特別支援教育を推進するとともに、特別支援教育関係機関、団体への助成を通じて、障害のある児童・生徒の支援を行っています。

次に、目5・学校保健費です。9168万7000円を計上しています。対前年度665万円の増です。その主な理由は、小・中・特・幼健康診断事業227万3000円及びAED本体の更新を行うAED管理事業487万1000円の増が主な理由です。

特定財源の国県支出金は、小・中・特・幼健康診断事業、保健衛生管理事業に伴う国補助金で、その他はスポーツ振興センター事業に伴う保護者負担金です。

主な事業として、中ほどにあります小・中・特・幼健康診断事業6465万6000円

は、学校保健安全法に基づき、学校医、学校歯科医の指導と協力を得て、児童・生徒・幼児及び学校職員の健康診断を行うものです。学校医、学校歯科医の報酬３９２０万１０００円、医師会への健康診断等の委託料２１８２万６０００円が主なものです。

保健衛生管理事業１１３５万４０００円は、学校薬剤師等の協力を得て、小中特別支援学校、幼稚園の飲料水やプール水の水質検査や学校環境衛生検査を行うとともに、保健関係備品の整備、保健室の維持管理に努めるもので、学校薬剤師報酬５１１万１０００円、水質検査等委託料４１１万２０００円が主なものです。

スポーツ振興センター事業９２５万８０００円は、学校管理下において児童・生徒等がけが等で負傷した場合に見舞金の給付を受けることができるよう、日本スポーツ振興センター災害共済に加入するもので、児童・生徒・園児約１万人分の共済掛金です。

次のページお願いいたします。

項２・小学校費、目１・学校管理費です。４億９６０万１０００円を計上しています。対前年度１００１万６０００円の減です。その主な理由は、小学校施設整備事業の減７４４万円が主な理由です。

特定財源の国県支出金は、小学校通学関係事業におけるへき地児童・生徒援助費等国補助金で、地方債は合併特例債で文政小体育館床改修に伴うもので、その他の主なものは、小学校体育館使用料２４９万４０００円です。

主な事業として、小学校管理運営事業１億９６５３万７０００円の主なものは、小学校施設用務員２２人、学校事務員１９人の計４１人分に係る人件費６０９７万３０００円、電気料等の光熱水費９２１２万５０００円、警備並びに浄化槽保守点検等に伴う委託料１７２０万８０００円、備品購入費１０８６万５０００円などです。

小学校通学関係事業４２２９万９０００円は、児童の遠距離通学支援のために運行するスクールバス運行経費です。文政小、八竜小、東陽小、宮地小で運行しています。

小学校施設整備事業７２０５万円の主なものは、文政小体育館床改修工事、高田小プールろ過機更新工事、有佐小・東陽小ごみ焼却炉撤去工事、鏡小児童用トイレ改修設備工事等の工事請負費４３５５万円、一般修繕料２８００万円などでございます。

次に、目２・教育振興費です。２億４２０３万８０００円を計上しています。対前年度２５７７万５０００円の減です。その主な理由は、学校教材充実事業において、前年度は４年に１度の小学校教科書採択が行われたことから、教師用の教科書及び指導書を配付するための経費が多額であったことが主な理由でございます。

特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費国補助金３４１万７０００円、理科教育設備整備費等国補助金１９９万３０００円、水俣に学ぶ肥後っ子教室県補助金１９０万円が主なもので、その他の主なものは、水俣に学ぶ肥後っ子教室実費徴収金１９０万２０００円、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金１１５万２０００円が主なものです。

主な事業では、中ほどになりますが、学校支援職員配置事業４４２７万６０００円です。本市では、継続して小・中・特別支援学校、幼稚園に学校支援職員を配置し、個に応じたきめ細やかな教育を推進し、子供たちの自己実現に向け、生きる力を育んでいくことを目的に、学校支援職員配置事業を実施しています。小学校では特別支援教育支援員を前年度１人増となる３５人、学校図書館支援員は前年度同数の１８人配置予定です。

学校教材充実事業１８７０万４０００円は、教師用教科書及び指導書の購入経費１０００万５０００円と、知能テスト、標準学力検査のテ

スト業務委託５９５万３０００円が主なものです。

次のページの一番上になりますが、要保護・準要保護就学援助事業３１７０万４０００円は、経済的な理由により就学困難な児童の保護者に対して援助を行うもので、要保護３３人、準要保護９６７人、特別支援２１６人に対し、学用品費など２１９９万８０００円、医療費２８７万１０００円、特別支援教育就学奨励費６８３万５０００円の扶助を行うものです。

パソコン教育推進事業９９７９万６０００円は、パソコンのリース、保守に要する経費でございます。小学校において、児童にパソコン等の情報機器に接する機会を提供し、基本的操作を習得することができるように、各小学校にパソコン教室を整備するとともに、確かな学力を育成するため、ＩＣＴ活用を推進し、協働型、双方向型の授業の展開に努めています。なお、２８年度から、パソコン教室のパソコン更新にあわせ、デスクトップパソコンをタブレット併用型パソコンへ順次切りかえてまいります。２８年度は、校務用パソコンを含め１１５０台を更新します。

児童生徒のスポーツ環境整備事業５７万４０００円は、２７年３月に県が策定した児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を受け、３０年度末までに小学校の運動部活動を総合型地域スポーツクラブなどを活用した社会体育へ移行するための事業です。検討会委員及びコーディネーターへの報償費４８万５０００円が主なものです。

豊かな心を育むための講演会事業１１５万２０００円は、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用し、代陽小、植柳小、松高小など１２の小学校で、学校の実態やニーズに応じた講演会等を実施することで、児童の豊かな心の育成、人格形成の支援を行うものでございます。

次に、項３・中学校費、目１・学校管理費で

す。２億７２７３万６０００円を計上しています。対前年度３１６６万７０００円の増です。その主な理由は、中学校通学関係事業１４４５万４０００円及び中学校施設整備事業２２５９万９０００円の増が主な理由です。

特定財源の国県支出金は、中学校通学関係事業及び寄宿舎管理事業に伴うへき地児童生徒援助費等国補助金で、地方債は過疎債で泉小中学校バス購入に伴うもので、その他の主なものは、中学校体育館使用料１６４万２０００円です。

主な事業として、中学校管理運営事業１億１３３６万１０００円の主なものは、中学校施設用務員１４人、学校事務員８人の計２２人分に係る人件費３２８８万４０００円、電気料等の光熱水費５４０２万６０００円、警備や浄化槽保守点検等委託料９７０万７０００円、備品購入費６９６万４０００円です。

中学校通学関係事業２８４３万１０００円は、生徒の遠距離通学支援のために運行するスクールバス関係経費や通学補助金で、主なものは、泉小中学校スクールバス運行経費１０４０万２０００円、第八中、東陽中の自転車通学、坂本中のＪＲ、バス、乗合タクシー通学に対する補助金計３０４万１０００円、泉小中学校スクールバス買い換え１４９８万８０００円です。

中学校施設整備事業５１４４万２０００円の主なものは、日奈久中高压受変電設備更新工事、第五中普通・管理教室棟屋根防水改修工事、千丁中ごみ焼却炉撤去工事、千丁中グラウンド整備工事などの工事請負費３００４万円、一般修繕料２０６６万円です。

次のページをお願いします。氷川中学校組合負担金事業５３８万円は、市内生徒の氷川中学校への通学に伴う一部事務組合負担金で、２８年度は１０人の生徒が通学する見込みです。

寄宿舎管理事業７７２万９０００円は、泉中学への通学が困難な五家荘地域の生徒の負担を

軽減するために設置された石楠花寮の管理運営に要する経費で、２８年度は３人の生徒が寮生活を送る予定です。舎監、指導員、調理員、運転手の人件費が主なものでございます。

次に、目２・教育振興費２億９２９２万２０００円を計上しています。対前年度４７２１万４０００円の増です。その主な理由は、４年に１度の中学校教科書採択関係経費を含む学校教材充実事業３２４６万７０００円の増及びパソコン教育推進事業１６４５万５０００円の増が主な理由です。

特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費国補助金１９３万９０００円、理科教育設備整備費等国補助金１２５万円が主なもので、その他の主なものは、英語指導助手ＡＬＴ宿舍使用料３３６万円、パソコン教育推進事業及び学校教材充実事業におけるふるさと八代元気づくり応援基金繰入金１７７９万１０００円が主なものです。

主な事業としまして、学校体育振興事業１８５６万３０００円の主なものは、中学校体育大会——中体連の全国大会や九州大会等に出場する生徒等の出場補助金１３８４万１０００円、バスなどの借り上げ料２４５万１０００円などでございます。

学校支援職員配置事業２６３８万６０００円では、特別支援教育支援員は前年度３人増の１６人、学校図書館指導員は前年度同数の７人、生徒指導員も前年度同数の８人を配置する予定です。

学校教材充実事業４１０７万８０００円の主なものは、４年に１度の中学校教科書採択に伴う教師用教科書及び指導書の購入費２９６８万６０００円、知能テスト、標準学力検査に伴うテスト業務委託５５０万１０００円、ふるさと八代元気づくり応援基金４６６万６０００円を活用して、中学１年生に英語ピクチャーカード及び全学年に理科デジタル教科書を整備しま

す。

語学指導外国青年招致事業５０７５万７０００円は、主に日本人教師との共同授業により、異国文化の紹介、英語音声面での指導、コミュニケーション能力育成のための活動補助等を行うことにより、児童生徒の英語指導に従事させるものです。英語指導助手ＡＬＴの１０人分の報酬、共済費及び住宅借り上げ料が主なものでございます。

不登校児童生徒の適応指導事業８０２万６０００円は、不登校状態にある児童・生徒に対し、学校復帰を支援する適応指導教室くま川教室を開設し、専任の指導員を配置し、専門的な教育相談や適応指導、自然・体験的活動を実施し、学校、社会への適応力、自立心を養うことに努めています。主なものは指導員８人分の人件費です。

要保護・準要保護就学援助事業３９２６万９０００円は、要保護３１人、準要保護５９７人、特別支援７４人に対し、学用品費等３３９８万８０００円、医療費１４０万３０００円、特別支援教育就学奨励費３８７万８０００円の扶助を行うものです。

パソコン教育推進事業７９８１万７０００円は、小学校費と同様に、パソコンのリース・保守に要する経費及び１４８台の更新経費６６６９万２０００円と、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用し、全中学校の３年生の教室に電子黒板３４台を整備する備品購入費１３１２万５０００円です。

目３・学校建設費です。８５１７万円を計上しています。対前年度３億３８２４万９０００円の減です。その主な理由は、構造体部分の耐震改修事業の完了が主な理由でございます。

特定財源の地方債は、合併特例債で第六中学校体育館改築事業に伴うものです。第６中学校体育館改築事業では、既設体育館等解体工事及びグラウンド整備等工事を行います。

次に、項４・特別支援学校費、目１・学校管理費です。３３５１万１０００円を計上しています。対前年度６９７万２０００円の減です。その主な理由は、特別支援学校施設整備事業４５０万５０００円の減が主な理由です。

事業としましては、中ほどの特別支援学校通学関係事業１８４３万３０００円は、スクールバス４台の運行経費でございます。

次に、目２・教育振興費です。１２２８万３０００円を計上しています。対前年度５６万円の増です。

事業としまして、学校支援職員配置事業７３５万４０００円は、在籍児童・生徒の増加及び障害の重複化に伴い、より個に応じた教育・医療的ケアが必要であるため、特別支援教育支援員及び看護師を配置し、教育活動の充実に努めています。２８年度は、特別支援教育支援員を２７年度より１人増の４人及び看護師を２７年度同数の４人配置いたします。その配置に伴う人件費です。

次のページをお願いします。

項５・幼稚園費、目１・幼稚園費です。２億２０３６万５０００円を計上しています。対前年度１６３万７０００円の減です。その主な理由は、職員１人減が主な理由です。

特定財源の国県支出金は、幼稚園就園奨励費国補助金で、その他の主なものは、幼稚園保育料及び延長保育料の１４５４万７０００円です。延長保育については、２８年度より新たに、子育て支援の充実に図るとともに、今後の幼稚園教育の施策の推進に資することを目的として、幼稚園の通常教育課程に係る教育時間が終了した後、引き続き保育を希望する園児を預かる事業として試行的に実施します。

主な事業としまして、幼稚園管理運営事業２９１８万２０００円の主なものは、幼稚園用務員６人、欠員補充及び育児休業の代替に伴う臨時教諭５人、計１１人分の人件費１８９２万３

０００円、電気料等光熱水費３８４万２０００円などです。

中ほどになりますが、幼稚園就園奨励費補助金事業３０７６万６０００円は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図り、もって幼稚園教育の振興を図るものでございます。私立幼稚園６園２３８人分の補助を見込んでいます。

幼稚園施設整備事業７５０万円は、麦島幼稚園照明改修工事及び一般修繕料でございます。

学校支援職員配置事業７１７万６０００円は、幼稚園保育支援員の配置経費で、２７年度より１人増の８人を配置します。

次のページの項６・学校給食費、目１・学校給食費です。６億２８８０万円を計上しています。対前年度８７５万１０００円の減です。その主な理由は、学校給食施設管理運営事業の減が主な理由です。

主な事業としまして、準要保護就学援助事業７２９１万６０００円は、学校給食費の支払いが困難な児童・生徒の保護者に対し経済的な支援を行うもので、小学校１０２８人分、中学校５８１人分を見込んでいます。

学校給食施設管理運営事業単独調理校５４６３万５０００円は、市内にある単独調理校、——代陽小、八竜小、鏡小、鏡西部小、有佐小、文政小、泉第八小、坂本中、鏡中の給食室の管理運営に要する経費で、その主なものは、調理員１５人分の人件費１８５５万６０００円、燃料費８０８万５０００円、学校給食調理業務委託１２３６万８０００円、給食用備品購入４９４万円などです。

同じく学校給食施設管理運営事業給食センター１億３８８１万８０００円は、市内６カ所の給食センター、——麦島、南部、西部、中部、千丁、東陽の管理運営に要する経費で、その主なものは、燃料費２３９０万８０００円、光熱水費２２７３万５０００円、学校給食調理等業

務委託2390万8000円、南部センター消毒保管庫改修工事1464万8000円、中部センター配送車購入600万円などでございます。

次ページをお願いします。

公益財団法人学校給食会運営補助金事業3億491万3000円は、旧八代市内の4センターと代陽小の学校給食の調理及び配送等を行う八代市学校給食会への運営補助金で、職員及び嘱託・臨時職員103名、1日約8900食の提供を担っています。人件費が2億9299万8000円、消耗品費ほかが1191万5000円です。

学校給食施設あり方検討会事業27万4000円は新規事業で、学校給食施設、先ほど申しました計15カ所の今後のあり方について、PTAや保護者、学識者等に参画いただき、整備計画立案の参考となる意見を聴取するものでございます。検討会委員に要する報償費が主なものでございます。

次に、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費です。1億3271万4000円を計上しています。対前年度1054万1000円の増となっておりますが、その主な理由は、職員1人増と青少年センター運営事業259万円が主な理由でございます。

特定財源の国県支出金は、人権教育事業における地域人権教育指導員設置費県補助金84万円及び学校・家庭・地域の連携協力推進事業県補助金203万8000円で、その他の主なものは、青少年センター使用料108万円、八竜山自然公園使用料280万円、教育文化センター建設基金利子82万9000円です。

主な事業としまして、人権教育事業684万4000円の主なものは、地域人権教育指導員1人分の人件費204万7000円、西宮・上日置集会所維持管理経費183万8000円などです。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業354万6000円は、学校、家庭及び地域住民が連携協力しながら、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指すものです。事業内訳は、郡築小・昭和小・泉小における放課後子ども教室事業経費147万8000円、第四中における学校支援地域本部事業経費69万円、二見中、坂本中における地域未来塾事業137万8000円です。

社会教育事業1052万6000円の主なものは、社会教育指導員3人分の人件費470万3000円、成人式企画運営委託110万円、3つの社会教育団体、——八代市地域婦人会連絡協議会・八代市子ども会連合会・八代市PTA連絡協議会への補助金296万8000円などでございます。

青少年センター運営事業812万円は、さかもと青少年センターの運営経費で、その主なものは、窓口業務委託132万6000円、光熱水費152万3000円、耐震診断調査業務委託料244万円などでございます。

八竜山自然公園管理事業1599万5000円の主なものは、施設管理運営委託1040万円、光熱水費159万3000円、修繕料207万4000円です。

次ページの一番上、社会教育センター運営事業837万4000円は、坂本町の7つのセンター及び泉町の1センターの維持管理に要する経費です。

次に、目2・公民館費です。2億8619万2000円を計上しています。対前年度2092万9000円の増です。その主な理由は、公民館施設整備事業1081万円の増が主な理由です。

特定財源のその他の主なものは、公民館関係の各種使用料でございます。

主な事業としまして、生涯学習講座関連事業272万7000円では、家庭教育学級、高齢

者学級、婦人学級、地域公民館講座、市民教育講座を実施するとともに、まなびフェスタやつしろを開催しています。市民のニーズに沿った多様な学習機会、学習情報の提供を行うとともに、その学習活動を通じて住民主体の地域活動や新たな学習の推進に努めています。

公民館施設整備事業2648万4000円では、まず校区公民館整備分として、修繕料661万5000円と、千丁公民館の屋根防水改修工事894万3000円及び校区公民館の備品購入費130万円を予定しています。

次に、自治公民館整備費補助として、新築1件、修繕等23件で、計954万1000円の補助を予定しています。

次のページをお願いいたします。

文化施設費につきましては、経済文化交流部ですので、目4・図書館費でございます。1億3523万8000円を計上しています。対前年度306万1000円の減です。その主な理由は、図書館施設整備事業296万3000円の減が主な理由です。

図書館管理運営事業1億3050万8000円の主なものは、指定管理に伴う委託料1億2975万2000円でございます。指定管理者はTRCグループ共同企業体、指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

最後に、目5・博物館費です。1億4108万8000円を計上しています。対前年度446万1000円の増です。その主な理由は、博物館施設整備事業616万4000円の増が主な理由です。

特定財源その他の主なものは、博物館使用料472万円、図録販売収入112万5000円、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金62万2000円です。

主な事業としまして、博物館特別展覧会事業でございますが、春季特別展覧会では、円山応

挙、京都相国寺と金閣・銀閣の名宝展ふたたびを開催します。京都承天閣美術館の全面的な協力により、同館が管理する相国寺、鹿苑寺金閣、慈照寺銀閣所蔵の円山応挙とその一門の絵画を紹介します。本コレクションの公開は、九州で初めてです。

夏季特別展覧会では、そうだったのか江戸時代、八代の町とムラを開催します。夏季休暇中の児童・生徒が、保護者とともに学び楽しんでもらう機会の提供に重点を置き、開催をいたします。

秋季特別展覧会では、写真家麦島勝の世界を開催します。麦島勝氏がレンズを通して捉え続けてきた戦後復興期から平成へと続く70年に及ぶ世相や人々の暮らしの移り変わりを、作者の言葉とともに紹介します。

次に、麦島勝撮影写真デジタルアーカイブ事業では、平成26年度に市に寄贈された氏の作品を中心とする写真資料約4000点の永久保存と活用を図るために、3年間をかけてデジタルアーカイブ化を行うもので、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用して実施をいたします。

長時間いただきましたが、以上が28年度教育部の予算でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（島田一巳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。学校支援職員配置事業でございますけども、特別支援教育支援員ちゅうのはふえていますよね。これ、どういった理由で支援の方がふえてるんでしょうか。ちょっとお聞きをしたいと思います。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。失礼いたします。お答えいたします。

特別支援教育支援員につきましては、年々増員をお願いしておりますけれども、一番の理由は特別支援学級に在籍する子供さん、あるいは通常学級でも特別な支援配慮を要する子供さんの増加に対応するためでございます。

現在、特別支援学級につきましては、国県の定数で8名の子供を1人の先生が受け持つというのが基準になっておりますけれども、さまざまなニーズ、さまざまな状況に対応するために特別支援教育支援員を配置して、学校の中で子供たちを育てていく体制を十分整えていっているところでございます。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。小中学校のICT支援員事業なんですけど、先ほどの説明で28年度からタブレット型のパソコンなどを使用するということで、ちょっとその配置ですね、計画であるとか、このそもそもICTの支援員という方がですね、どんな資格を持った方なのかとかというのについて、ちょっと詳細に教えていただきたいんですが。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。失礼いたします。

まず、ICT支援員を導入します目的でございますけれども、大きく4点考えております。

1つは、いわゆる授業における支援。機器やソフトウェアを使うときの支援でございますが、次には2点目、校務における支援。校務データの作成などなどでございます。3点目は、このタブレットを取り扱いますのは教師でございますので、まず教師の研修支援というのが求められています。さらには、機器ですのでメンテナンス支援というのが必要になります。こういったさまざまな理由で、来年度導入いたしま

す21校の学校を、今の計画では3人体制で毎日午前、午後を割り振りまして、月に五、六回程度は1つの学校に出向いて、さまざまな支援を行っていただきたいと思います。

その支援員の相手先につきましては、現在NPO法人を考えて、専門家を派遣していただくことにしております。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） NPO法人なんですか。これ委託事業みたいなのですけれども、NPO法人を予定しているという御説明だったのですかね。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。予定をしております。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 結局、1回これを導入すると、ずっとこの事業というのは継続して行われていくということですよ。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。この事業は、導入初年度と次年度、28、29年度に集中して行いまして、それ以降は配置を考えていません。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） はい、関連して。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。タブレットにするということで、リースがですね、リースを全部契約、デスクトップが全部タブレットになるということで、相当なスペースの効果というかなですね、場所とってますよね、今。デスクトップでかなり。それがタブレットになるというこ

とで、自由にこう持ち運びができるということで、非常にスペース的な有効利用が各学校に起きるんじゃないかなと思ってんですけど、その辺はどうなのでしょう。

○教育部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 宮村教育部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。確かに持ち運びができますので、教室等でも使えるということになります。ただ、従来のパソコン教室のデスクの上でその授業をするということもありますので、スペース的には、確かに机の上のスペースは少なくなりますが、生徒が入りまして授業を行うパソコン室自体の広さというのは、そんなに変わらないのではないかと思います。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） タブレットだから。タブレット式でしょう。

そこにわざわざ行かぬでも、その自分たちの教室に持ってきてというのはできないんですか。そして、そのためにあれをつける。Wi-Fiをつけるんでしょう。違うんですか。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。教育政策課宮田です。

今回、タブレット併用型のパソコンに交換いたしますのは、もともとパソコン教室に入っていましたデスクトップのやつを更新の機会にあわせてタブレット併用型にするということでございまして、基本的にはパソコン教室では、いわゆるパソコンの扱い方を中心とした授業が行われる予定でございます。

で、今回そのタブレット型にしましたというのは、本来ならばそれとは別に、タブレットを別に導入しましてですね、各教室で授業に使えるように整備するべきではございますが、八代におきましては、大変学校数、生徒数が多うございますので、なかなかいつときには進まないということで、この更新にあわせて苦肉の策と

いうことで、タブレット併用型にいたしまして、今後は一般教科の授業に時々はこのパソコン教室のタブレットをですね、取り外して授業で使うという、そういった使い方になるかと思っています。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 将来的にはそういうふうな方向に持っていくという。とりあえずの2年間はじゃあ今あるデスクトップのパソコン教室にとりあえずタブレットを置いて授業を進めていくというふうな捉え方でいいわけ。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 径君） 先ほど説明いたしましたように、これまでのいわゆるパソコンの授業につきましては、恐らくパソコン教室のほうでこれまでの従来どおり行われるかと思っています。

それで、今後はですね、一般の、例えば、数学でありますとか、社会でありますとか、そういった授業、各教室で行う授業に今のタブレットが導入というのが進んでおりますので、そういった授業に使うときには、そのパソコン教室のを外してですね、一般教室での授業に活用するという、そういう方向で当面考えております。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 単純に考えて、将来的にはそういったスペースとかね、デスクトップというのは、物すごく場所とるじゃないですか。そして、そこで固定でしょう。これが取っ払われて、タブレット式になったら、自由闊達にいろんなところに持っていけるし、そして何もその机に置かぬでもよかわけでしょうが。番号つけとってからね。使わないときはって。そういうこうスペース的なメリットが非常にあるんじゃないかということを言ってるんだけど、その辺どうなのでしょう、将来的にもわたってよ。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 徑君） はい。結局、今回の更新といいますのが、各学校に1クラスだけあります40台程度のパソコンの更新だもんですから、それを全校生徒が時々使うという形になるもんですから、みんなの共有のパソコンになりますですね。そうやって、各教室には持っていくことなく、やはりその置き場所としましてはですね、パソコン教室になるのかなというところでございます。

以上です。（委員太田広則君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（島田一巳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。不登校児童生徒の適応指導事業としまして、くま川教室というのがちょっと上がってまして、くま川教室指導員の謝礼としまして678万5000円ですかね。これ8人分ということで、これを先ほどしたところですけれども、ここに来られる生徒さん、今大体どのくらいいらっしゃいますかね。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。失礼いたします。

現時点で、平成28年度の全八代市の小中学生で不登校、いわゆる30日以上欠席されている子供さんが120名ほどおりますが、このくま川教室に毎日通っておりますのは14名でございます。

以上です。（委員島田一巳君「はい。いいです」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

太田委員。

○委員（太田広則君） はい、確認です。ごみ焼却炉撤去工事、予算とっていただいてありがとうございます。

この3校でもう終わりだったですかね。小学校、有佐小、東陽小、それから千丁中、この3校でもう終わりだったでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい、教育施設課、有馬でございます。

一応、現在学校として運営してる施設にごみ焼却炉があるのはこの3施設でございます。

（委員太田広則君「はい、わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 先ほどの島田委員の不登校児童生徒の適応指導事業なんです、くま川教室のところのですね、施設の老朽化、また狭隘であるということも含めて、非常に課題があるということがずっと言われてきたかというふうに思うんですが、そこらあたりの今後の対応なり方針なりということが検討されていけば教えていただきたいんですが。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。今、御指摘のとおりでございます。まずは、施設の老朽化、さらには希望している子供さんの増加に対応するためには、やはり新たな施設を探すことが重要ではないかなと考えております。

現在、課内内部では将来を見通して検討を始めているところでございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 多分そうだろうというふうに思うんですね。先ほど14名の方が今、在籍をされているということだったんですが、希望をされている子供さんというのが、実際どうなんですかね。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 失礼いたしま

す。恒常的に通級されている方が14名という
ことですが、体験入学的な形ではかなりの数
が、子供さんが来られております。ですから、
非常にニーズは高まっていると考えておりま
す。（委員幸村香代子君「はい、わかりまし
た」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありません
か。

○委員（太田広則君） はい、確認です。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 幼稚園施設整備事業
で、麦島幼稚園の照明改修工事が入ってます
が、これは降って湧いたようにちょっと捉えて
るんですが、LED化か何かそれなりの理由が
あるんでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい、この麦
島幼稚園の照明改修につきましては、保育室の
ですね3室を予定しております。暗いというこ
とで、幼稚園から要望も上がっていたんですけ
れども、今の蛍光灯をLEDに改修するという
事業内容になってます。（委員太田広則君「L
EDに変えるんですね。はい、わかりました」
と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありません
か。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい。学校給食施設の
あり方検討会事業ということで予算組んである
んですが、今年度は東陽の給食センターも民間
に調理配送されてることで、あり方検討委員会
つくられてということは、何らかの方針を示し
てつくられたと思うんですが、大体どういう方
針でこの事業を進められるのかということと、
メンバーはどういうメンバーを考えておられる
のか、2点を教えてください。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 徑君） はい。あり方

検討会ですけれども、現在市内に15カ所の給
食施設があるわけですから、老朽化が進ん
でいる施設も大変多く、現在の衛生基準にも適
合していないなど、さまざまな課題を抱えてい
る状況でございます。

また、児童・生徒数につきましてもですね、
今後も減少していくことが予想されるものです
から、施設の効率的な運営のために給食施設の
あり方を考える時期に来ているということで、
この検討につきましては、そういった現状を御
説明いたしまして将来的な形についての御意見
を伺うものでございます。

委員は、有識者、それからPTA役員、ある
いは保護者、それと公募による市民の方など、
8名以内で予定をしております。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） このこれ、あれです
か。この有識者8名でこの今15カ所あるとい
う施設を、全体をどうこれから持っていくか
という、そういう検討されるんですか。この8名
で。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 徑君） はい。今回は
いわゆる市民の方、それと有識者の方、そのい
わゆる御意見を伺いたいということで、現状を
ですね、御説明申し上げて、市の財政事情とか
も含めまして御説明申し上げまして、どういっ
た方向がいいのかというのを、自由に伺いま
すか、この市民の方々に意見を出していただ
く。それを参考にいたしまして、本格的な計画
といたしましては、市のほうで将来的なあり方
というのを、その意見を参考にしながら今後考
えていくことになるかと思います。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、提言というの
は大体何年をめどに。期間というのは。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 徑君） はい。このあり方検討会の現在の予定といたしましては、28年度の1年度限り、1年間と予定をいたしております。その間に、事情の説明、状況の説明でございますとか、現在の施設の視察でありますとか、それと先進地の視察あたり、九州内を予定しておりますが、それを行いまして、意見を今年度中に取りまとめたいと思っております。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この有識者っていうのが、非常に何といいますか、方向性をこの方に決められるのかなという、そういう思いがあるのですが、具体的に有識者というのはどういう方を有識者と捉えておられるんですか。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 徑君） はい。有識者ということにつきましては、地元の高専の先生でありますとか、中九州短期大学の先生、地方自治のほうにいろいろ実績をお持ちの先生方を考えております。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 行政の思いとして伝えるときは、今は結局食育というのが結構クローズアップされてるんですが、子供たちのそうですね、食育というのも1つの大きなやっぱり思いの中に、この給食施設のあり方というのも一部分としてですね、捉えていただきたいという、これは要望としておきます。

これで結構です。

それと、もう一つよろしいですか。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 語学指導外国、A L T ですが、今10名、市内におられるんですね。これは以前と、合併当時と同じ数なんですか。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。10名のままでございます。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 以前A L Tの皆さんって、日本の文化に親しみながらこの語学の指導に当たられるということで、日本に来ていろんな子供たちとか語学指導されているということなんですが、以前はいろんなところにやっぱり日本の文化を知るためにA L Tの方が顔を出しておられたんですが、最近全然顔を見ないということは、何らかの方針が変わってるのかなという、その辺は何もないんですね。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。小学校におきまして、外国語活動が始まりました。そういう観点から非常に授業時数がですね、小学校でふえておるということで、小学校を主体とした今、配置になっております。もちろん中学校もですけども。さらには、図書館でのA L Tによる読み聞かせや活動、料理教室等、さまざまところでですね、A L Tを活用していただいているところです。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今の話で、やっぱり以前と比べて非常に時間的にA L Tの方々が増えなくなったという、受けとめたんですが、できればですね、やっぱり子供たちの語学の教えも含めて、今後増員という、そういう検討はなされる考えはないんでしょうか。その辺について。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。ありがとうございます。平成30年度には、小学校の英語教育も始まりますので、英語を補助しますA L Tについては非常にニーズといいますか、役割が重要になってくると思いますので、今後検討していきたいと考えます。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） これ要望としておきます。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。昨年の大型台風が来たときに、非常に倒木が多かったと、樹木ですね。ということで、それで学校の先生方が、やっぱり学校って結構どっちかっていうと、非常に大型の樹木が多いので、やっぱりそのあたりの整備というのがやっぱり必要になってくるというふうなお声を聞いたんですけども、そのあたりの対応というのは、今年度どうなんでしょう。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。昨年の台風ですね、かなり学校施設の樹木が倒れたり、大きな枝が落ちたりということで、かなりございました。

で、台風の際はですね、補正を組みまして対応したところですけども、これ26年度からですかね、予算のほう増額しまして、できるだけ学校のほうともですね、御相談して、木が大きくなり過ぎて、その例えば台風で倒れやすい状況だとか、隣近所に葉っぱが落ちて迷惑をかけるだとか、そういった状況に応じてですね、その伐採だとか、そういうのもですね、学校と相談しながら、この予算の範囲内でですね、今対応をしているところでございます。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 災害、去年の台風もそうなんですけど、やっぱりこういつ来るかわからないとかっていうのもあって、その当時おっしゃるように、非常に伸び切っているとかとい

うこともあって、災害もそうですけども、防犯上も心配しているというふうなお声もあったんです。で、その確かに予算内ということもあるかもしれないけれども、やっぱりそういったところですね、予算措置というのは、今年度きちんとされるべきじゃなかったかなというふうに思うんですよね。で、そのあたりどんなふうにお考えですか。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。予算のほうもですね、26年度から増額、約倍ぐらいの予算になっております。それと、一部校舎等の中でも学校施設の整備という観点から、樹木とあわせてそこらあたりの改修というか、樹木の伐採等もですね、しておりますので、予算的には少しふえているのかなというふうに捉えております。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。学校のですね、やっぱ現場の要望にですね、きちんと応えられるように、応えていただきたいなというふうには思います。

1つ、部長にお尋ねをしたいんですが、実はこれまで議会としては、予算に占める教育費の割合としてやっぱ10%をぜひ確保していただきたいんだというふうなですね、御意見をずっと申し上げておりました。で、今回、七.何%ということで、耐震化事業がですね、なくなった分、非常にどうなのかなということがあるんですが、そのあたり予算編成の段階、それから要求の段階でですね、どんなふうと考えられたのかということと、進捗してきたのかというあたりをちょっとお話していただいていいですか。

○教育部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 宮村教育部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。確かに1

0%というお声をいただいておりますということは承知しております。

教育委員会としましても、それに近づけるように予算の要求、努力をしているところではございますが、今回の場合は耐震化の事業が一応完了したことからの減が大きゅうございます。ただ、要求をした部分において、お認めいただいた部分というのかなりあったというふうに思っております。もう少し下がる可能性もあったかなと思うところでございます。

ただ、確かに7.1というのが高いのか低いのかということを考えますと、当然教育を推し進める上では予算が必要でございますので、今後とも教育予算の確保に努力はしていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 済いません。

○委員長（友枝和明君） はい、太田委員。

○委員（太田広則君） はい。1点だけちょっと。AEDのことで。

7年間の耐用年数が来たということですね、理解をするんですが、19年度に入れた24台分ということで、この24台中ですね、7年間もたなかったというのはあったのかちゅうのが1つ。それから、本体だけですから、パッド類はたしか、パッド類は消耗品だったと思うんですが、この辺はこのタイミングになかったのかということ。それから、20年度に導入しているのが何台あるのか。これは来年また来年度の当初予算に上がってくるんだから、この3点ちょっと教えていただきたいんですけども。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。AEDについてお答えいたします。

来年度交換予定の24台でございますけども、その間の不具合については報告は受けておりません。それから、本年度パッド交換をした

部分につきましては、成人用が18組、小児用が7組ございました。29年度の交換につきましては24台分を計画しております。

以上です。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） ちゅうことは、今48台、AEDは園と小学校に入ってるというふうに捉えてよろしいんですか。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。全48台でございます。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 基本的には、もうちょっとふやしたほうがいいんじゃないかなという考えがするんですが、どうなのでしょう。もうこれからふやす方向というのは考えていらっしゃるんですか。1校に1台みたいな感じになってませんか。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。1校で複数有している学校が数校ございます。基本的には学校1台というところで今配置をして、なるべく有効活用するという方向で考えております。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） やっぱり教室内、校舎内と、やっぱり校外というですね、グラウンドが多いと思いますのでね、最低2台はですね、要望しておきますけれども、どこの学校も必要ないんじゃないかなという気がします。マンモス校は当然その分の台数が必要だと思いますし、要望しておきます。

○委員長（友枝和明君） AED及びA.L.Tの件につきましては、太田委員、先ほどの橋本委員からも要望が出ておりますので、よろしく捉

えていただきたいと思います。

○委員（田方芳信君） それと、1点関連でいいですか。

○委員長（友枝和明君） 田方委員。

○委員（田方芳信君） このAEDなんですけど、この取り扱い方ですね。これは学校関係のほうでは大体年間に何回ぐらい勉強会なんか指導としてはされてましたか。

○委員長（友枝和明君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊裕一君） はい。救急救命等の講習を年1回各学校、あるいは各PTAでの計画を立てて行っております。

○委員長（友枝和明君） 田方委員。

○委員（田方芳信君） やはりその点はですね、機械を新しくかえてもですね、取り扱い方というのは完璧にやっておかなければ、いざ何かというときにはですね、使う側がやはり知らなければどうもなりませんので、そのあたりは要望でしっかりとやとってください。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。先ほど部長のほうに10%のですね、予算のお話を聞かせていただいて、ほんとに耐震化の部分が減ったということと、今年度要望の部分についてね、ある程度認められたというふうなお話もございましたんですけども、しかし今いろいろお聞きをしながら、まだまだですね子供たちの教育の環境を整えなければいけないんじゃないかというような課題もですね、非常に多くあるというふうに思います。

例えば、先ほどのくま川教室の施設の問題も

そうですし、特別支援をね、必要とする子供たちもふえていると。で、ハード面もソフト面も含めて、そしてずっと耐震化でお金を使ってきたがために、老朽化に対応できてない、施設ですね、老朽化等に対応できてないということも、もう明らかになっています。そういったことも含めてですね、非常にこの後、計画的にほんとに子供たちの学びの環境をどう整えていくかということが、八代市の未来を担う子供たちをですね、どう育てていくかということになると思うので、ぜひですね、そのあたりの予算要求も含めてですね、今後検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決をいたします。

議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、しばらく休憩いたします。時間は3時15分から再開いたします。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時16分 開議）

○委員長（友枝和明君） それでは、休憩前に引き続き文教福祉委員会を再開いたします。

◎議案第11号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計予算

○委員長（友枝和明君） 議案第11号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。大変お疲れのことと思いますが、続きですね、議案第11号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計予算につきまして、小川課長より説明させる前に、私のほうから今回の国保の特別会計、そして後期高齢者医療の特別会計の当初予算について、簡単に説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、国民健康保険特別会計につきましては、210億8549万円を計上しており、27年度当初予算と比較いたしまして2.6ポイントのプラスとなっております。これは、後ほど説明があると思いますが、国保税率等改定に伴う増収を見込んでいること及び保険財政共同安定化事業において、前年度よりも約3億8000万円増額となったことが主な要因でございます。

国保税率等改定につきましては、本予算議案及び条例議案にてお願いしておりますが、医療費の増加が続く一方で、国保加入者数の減員が大きく影響し、国保会計の収支バランスが大変厳しいものとなっております。国保特別会計の健全な運営を行うためには、こういった対策が必要となっております。

また、国は平成30年度から、都道府県を財政運営の責任主体とすることにしたものでございますが、市町村は賦課徴収や特定健診などの保健事業等を担うことになります。

私どもとしましては、収納率向上のほか、自己負担500円のワンコイン特定健診を開始するなど、特定健診受診率向上を含め、さまざまな医療費抑制策にこれまで以上に取り組み、健全な財政運営に努めてまいります。どうぞよろしく御理解いただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては16億7453万円を計上しており、前年度とほぼ同額となっております。この後期高齢者

医療は、熊本県後期高齢者医療広域連合で運営されております。急速な高齢化の進行に伴い、広域連合への負担金等は増加の傾向をたどっておりますが、これからは平均寿命だけでなく、健康寿命を伸ばすことのできるよう、若いときから高齢期に至るまで、さまざまな健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、詳細につきまして国保ねんきん課小川課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 国保ねんきん課の小川でございます。よろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

平成28年度八代市特別会計予算書の5ページをお願いいたします。

議案第11号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ210億8549万3000円といたしております。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入歳出合計の比較の欄に示しておりますように、前年度比5億3627万8000円、率にして約2.6%の増となります。

その主なものでございますが、歳入につきましては、上段の表、右側の比較の欄で、款1・国民健康保険税は5億7419万円の増、款3・国庫支出金で2億143万8000円の減、款5・前期高齢者交付金につきましては1億3068万2000円の増、款7・共同事業交付金につきましては3億8337万7000円の増、款9・繰入金は、2億8927万2000円の減となっております。

増減の主な理由でございますが、款３・国庫支出金は、次に御説明いたします前期高齢者交付金、共同事業交付金の影響による調整交付金の減額見込が主なものでございます。

款５・前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございますが、交付に合わせて精算される前々年度実績の精算分の影響により、増額を見込んでおります。

款７・共同事業交付金は、高額医療費、保険財政共同安定化の両事業において、対象となる基準拠出対象額が年々増加していること、加えて県全体に対する本市の割合——拠出率も上昇傾向にあるための増額でございます。

款９・繰入金は、基金繰入金の減額によるものです。

次に、歳出でございますが、下段の表、中ほどの比較の欄で、款２・保険給付費は１億９９０４万２０００円の増、款７・共同事業拠出金は、２億９５６３万円の増となっております。

増減の主な理由でございますが、款２・保険給付費は、一般被保険者療養給付費の増加によるもの、款７・共同事業拠出金は、医療費の増加により、対象となるレセプト件数が増加したことによるものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から主なものについて説明いたします。

２０ページをお願いいたします。

まず、款１・総務費でございます。

項１・総務管理費、目１・一般管理費では、２億３２５万円を計上いたしております。職員１９人分の人件費１億４１９７万円並びに国民健康保険事務事業として、被保険者証及び納付書の発行、レセプト点検などに要する費用６１２８万円を計上しております。前年度と比べ、６００万円ほどの増額となっておりますのは、コンビニ収納対応の初期費用及び人件費の増が主な理由でございます。

次に、目２・連合会負担金は、６２４万９０

００円を計上いたしております。これは、国民健康保険団体連合会の共同事務に対する負担金でございます。

２１ページの項２、目１・運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を御審議いただく国民健康保険運営協議会の委員報酬など、３４万１０００円を計上いたしております。

次に、款２・保険給付費、項１・療養諸費でございますが、目１から目４までは一般被保険者及び退職被保険者、それぞれの医療機関での受診に係る医療費に対して、保険者が負担するものでございまして、目１・一般被保険者療養給付費１０４億１６９６万４０００円と、目２・退職被保険者等療養給付費４億４２０２万７０００円は、医療機関の窓口での自己負担額を医療費から差し引いた額で、保険者が負担すべき費用でございます。

なお、退職被保険者とは、６５歳未満の国保加入者で、主に加入期間が２０年以上の老齢厚生年金等の受給権者及びその家族が対象となります。平成２７年度から一部遡及適用分を除き、新規適用がなくなったため、対象者数は毎年減少することとなります。

目３・一般被保険者療養費７６６５万２０００円と、目４・退職被保険者等療養費２９７万３０００円は、医師の同意を受けた鍼灸施術や、コルセットなどの治療用装具を購入した際など、一旦１０割支払った後に、被保険者へ現金給付するものでございます。

目５・審査支払手数料３５６６万７０００円は、医療機関などからの診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査の支払いに係る手数料で、約６６万件を見込んでおります。

これらを合わせまして、計の欄１０９億７４２８万３０００円を計上いたしております。

被保険者数は減少しておりますものの、高齢化などにより１人当たりの医療費は増加してい

るため、前年度比で２億１０２１万５０００円の増を見込んでおります。

２２ページをお願いいたします。

項２・高額療養費、目１・一般被保険者高額療養費１４億３３１１万１０００円と、目２・退職被保険者等高額療養費５５６１万円は、自己負担額が高額となった場合、限度額から超えた分を支給するものでございます。

目３・一般被保険者高額介護合算療養費４８万円と、目４・退職被保険者等高額介護合算療養費６万円は、医療保険と介護保険の自己負担の１年間の合計額が基準額を超える場合、被保険者の負担を軽減するために支給するものでございます。

２３ページの項４・出産育児諸費、目１・出産育児一時金は、出産育児一時金の支給として７９３８万円を計上いたしております。国保加入者が出産されたときに、子供１人につき４０万４０００円、産科医療補償制度加入機関での出産の場合は４２万円を支給するもので、１８９件分を予定しております。最近の実績をもとに前年度比で８件分、３３６万円を増額しております。

目２・支払手数料４万円は、国保連合会から出産一時金を医療機関へ払い込む直接払いに係る事務手数料でございます。

次の項５・葬祭諸費は、葬祭費の支給に関する費用として６３３万円を計上いたしております。国保加入者が亡くなられたときに、その葬儀を行った方に対して１件当たり３万円を支給するものでございまして、２１１件分を予定しております。

次に、款３、項１、目１・後期高齢者支援金で２０億５８３４万４０００円、また、目２・後期高齢者関係事務拠出金では１４万６０００円を計上いたしております。これは、後期高齢者医療制度に対する保険者負担分と、その事務費拠出金でございます。

この支援金は、社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございますが、その算定におきましては、当該年度の概算額に前々年度実績の精算分を含めることとされております。平成２８年度におきましては、概算分は増加するものの、前々年度である２６年度実績の精算分の影響が大きいため、前年度比で４９９１万５０００円を減額しております。

２４ページをお願いいたします。

款４、項１、目１・前期高齢者納付金で９４万８０００円、また目２・前期高齢者関係事務拠出金では１４万２０００円を計上いたしております。６５歳から７４歳までの前期高齢者の医療費について、各保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、７５歳未満の加入者数に応じた保険者負担分と、その事務費拠出金を社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございます。

次の款５、項１・老人保健拠出金、目１・老人保健事務拠出金８万６０００円は、老人保健医療の精算に係る事務拠出金でございます。

次に、款６、項１、目１・介護納付金９億９２４４万４０００円は、国保加入の４０歳から６４歳までの介護保険第２号被保険者に係る納付金でございまして、社会保険診療報酬支払基金に概算で納付し、２年後に精算を行うことになっております。

次に、２５ページの款７、項１・共同事業拠出金、目１・高額医療費共同事業医療費拠出金の３億９７１１万８０００円は、高額な医療費の発生により、国保財政への影響の緩和や保険者の運営基盤の安定化を図るため、都道府県単位で費用負担を調整するもので、国保連合会が実施している事業への拠出金でございます。

なお、この事業ではレセプト１件当たり８０万円を超える医療費を対象としております。

また、目２・保険財政共同安定化事業拠出金４６億９１７９万円も、保険財政の安定化を図

るもので、対象の医療費が1件当たり80万円以下の医療費を対象に拠出するものでございます。

目3・その他の共同事業費拠出金81万2000円は、国保連合会が事務局となって共同で行うテレビ・ラジオCM、広報事業などへの拠出金でございます。

次に、款8、項1・保健事業費、目1・疾病予防費では、4876万9000円を計上いたしております。

内訳でございますが、右側の説明欄で、医療費適正化推進事業として、不適切な保険請求防止のためのレセプト点検体制の充実・強化や、ジェネリック医薬品の使用促進など、国保ねんきん課分で579万3000円及び特定健診未受診者対策として看護師2名分に係る経費や重症化予防講演会の開催など、健康推進課分で515万1000円、また、国保保健指導事業としまして、重複・頻回受診解消のための訪問指導保健師1名に係る経費等で230万1000円、疾病予防事業として、疾病傾向の現状把握と医療給付業務の効率化のため、国保連合会による共同電算処理とレセプトデータの分析委託、症状の緩和や疾病の早期発見のためのはり・きゅう等助成、脳ドック助成のほか、適正受診の推進などを目的とした医療費通知に係る経費など、3552万4000円を計上いたしております。

節の区分の主なものとしまして、節13・委託料1381万5000円は、疾病予防事業における共同電算処理委託882万5000円のほか、レセプトデータの分析委託499万円で、節19・負担金補助及び交付金2010万円は、疾病予防事業におけるはり・きゅう等助成900万円と、脳ドック助成1110万円でございます。

はり・きゅう助成は、被保険者1人当たり年度内に15回を上限に、1回につき1000円

を助成するものでございます。また、脳ドック助成は、一律1万5000円を助成するもので、5つの医療機関で740人分を予定いたしております。

26ページをお願いいたします。

項2、目1・特定健康診査等事業費では、1億1219万5000円を計上いたしております。

事業の内訳は、右側の説明欄にございますように、特定健診事業で9781万1000円、特定保健指導事業で1438万4000円でございます。この特定健診事業は、40歳以上の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病発症のリスクを確認するための健康診査で、特定保健指導事業は特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な対象者に対して自主的な取り組みなどの保健指導を行う事業でございます。

節の区分のうち、主なものといたしまして、節13・委託料1億65万5000円は、特定健診事業における健診委託9453万円や、特定保健指導事業における動機づけ支援業務委託558万8000円などでございます。平成28年度の特定健診につきましては、受診者約1万1000人、受診率40%を目標といたしております。

なお、平成28年度からの変更点といたしまして、ワンコイン特定健診を実施予定でございます。これは、特定健診自己負担額を800円からワンコインの500円に減額するとともに、健診項目に眼底、貧血、心電図検査を追加し、充実させるものでございます。受診率向上、さらには重症化予防等医療費適正化につなげることを目的としております。

次の、款9・諸支出金、項1・償還金及び還付金のうち、目2・一般被保険者還付加算金1087万4000円及び目3・退職被保険者等還付加算金30万7000円は、一般及び退職

被保険者のうち、社会保険加入や転出等により国保の資格が喪失した場合など、国保を再計算し、納め過ぎの国保税をお返しする還付金と加算金でございます。

次に、27ページの項2・基金費、目1・財政調整基金費30万1000円は、国民健康保険財政調整基金の預金利子を積み立てるものでございます。前年までに比べ金額が大きく減っているのは、基金の元本の残高減少の結果でございます。

次の項3・繰出金、目1・他会計繰出金208万円は、市立病院において実施します医師・看護師等の確保対策に要する費用などに対し、調整交付金等で財源手当されるものについて対象分を繰り出すものでございます。

款10・予備費では、1000万円を計上いたしております。

続きまして、歳入でございますが、恐れ入りますが予算書の12ページにお戻りください。

款1、項1・国民健康保険税でございますが、目1・一般被保険者国民健康保険税で、一般被保険者に係る国保税収入として36億1106万7000円を計上いたしております。

また、目2・退職被保険者等国民健康保険税では、退職被保険者に係る国保税収入として1億5828万1000円を計上いたしております。それぞれ、節区分の1から3までは現年課税分、4から6までは滞納繰越分でございます。

国民健康保険税の合計としましては、計の欄37億6934万8000円といたしております。

次の款2・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料は、300万円を予定いたしております。

14ページをお願いいたします。

款3・国庫支出金、項1・国庫負担金でございます。目1・療養給付費等負担金では34億

9247万6000円を計上いたしております。これは、八代市が負担する医療費等について対象となる額の32%を国が負担するものでございます。

内訳といたしましては、説明欄のとおり、医療費に係る療養給付等負担分が25億3050万3000円、介護納付金負担分で3億1758万1000円、後期高齢者医療費支援金負担分として6億4439万2000円を見込んでおります。

次の目2・高額医療費共同事業負担金では、9927万9000円を見込んでおります。これは、歳出予算で御説明いたしました25ページの高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

次の目3・特定健康診査等負担金1953万1000円は、特定健診事業、特定保健指導事業に係る国の負担分で、負担割合は対象事業基準額の3分の1となっております。

次に、項2・国庫補助金、目1・財政調整交付金は18億8779万6000円を計上いたしております。内容としましては、節1・普通調整交付金で14億7024万9000円、節2・特別調整交付金が4億1754万7000円でございます。

普通調整交付金は、各市町村保険者の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、特別調整交付金は、各市町村保険者の特別事情や、特別の事業の実施に対して交付されるものでございます。

なお、前年度の比較で1億2000万円ほど減少しておりますのは、普通調整交付金の需要額の算定におきまして、控除すべき前期高齢者交付金、保険財政共同事業の拠出金の増加見込みによる影響でございます。

15ページの款4、項1、目1・療養給付費等交付金6億6186万9000円は、退職被保険者の医療費に充てるため、社会保険診療報

酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款５、項１、目１・前期高齢者交付金３６億７２２６万４０００円は、６５歳から７４歳までの前期高齢者の医療費について、各保険者間の加入割合に応じて調整を行い、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

なお、前年度との比較で１億３０６８万２０００円の増となっておりますが、これらの社会保険診療報酬支払基金からの交付金は、その算定において、当該年度の概算額に前々年度実績の精算分を含めて交付されております。２８年度におきましては、当該年度の概算分は減少するものの、前々年度に当たる２６年度実績の精算分の影響が大きいことにより増額を見込んでおります。

次の款６・県支出金、項１・県負担金、目１・高額医療費共同事業負担金９９２７万９０００円は、国の負担金と同様に、高額医療費共同事業医療費拠出金の４分の１を県が負担するものでございます。

目２・特定健康診査等負担金１９５３万１０００円も、国庫負担金と同様、特定健診事業、特定保健指導事業に係る県の負担金で、負担割合は３分の１となっております。

１６ページをお願いいたします。

項２・県補助金、目１・県調整交付金は、８億１５９６万７０００円を計上いたしております。このうち、節１・普通調整交付金は、７億６７９７万７０００円、節２・特別調整交付金は４７９９万円でございます。県の普通調整交付金は、県内市町村の財政調整のため県から交付されるもので、特別調整交付金は、収納率向上や医療費適正化、保健事業の実施状況などに応じて交付されるものでございます。

次に、款７、項１・共同事業交付金、目１・高額医療費共同事業交付金は４億２８４２万円、次の目２・保険財政共同安定化事業交付金

は４６億９１７８万９０００円を見込んでおります。これは、保険財政共同安定化事業の対象となった医療費の財源として、国保連合会から交付されるものでございます。いずれも、交付割合は１００分の５９でございます。

１７ページの款８・財産収入、項１・財産運用収入、目１・利子及び配当金３０万１０００円は、国民健康保険財政調整基金の積立金利子でございます。

次の款９・繰入金、項１、目１・一般会計繰入金は、１３億９７６２万円を計上いたしております。

内訳の節のとおり、節１・職員給与費等繰入金２億３９７万８０００円は、人件費や被保険者証の発行・郵送等に要する費用として、節２・出産育児繰入金５２９２万円は、出産育児一時金の事業費の３分の２相当額として、節３・保険基盤安定繰入金９億１０６４万４０００円は、一般被保険者の低所得世帯における保険税軽減分に係る財源補填分として、節４・財政安定化支援事業繰入金２億３００７万８０００円は、低所得世帯や病床数が多いなど、地域の特性による国保財政負担の増加に対する支援分として、それぞれ繰り入れるものでございます。

なお、計の欄、前年度の比較で８０４２万７０００円の増でございますが、これは、国の制度改正に伴う軽減世帯の拡大により基盤安定繰入金の増加が見込まれるためでございます。

１８ページをお願いいたします。

項２・基金繰入金、目１・財政調整基金繰入金は３０万１０００円を計上いたしております。これは、急な医療費の上昇などに備え、保険給付費の支払いに支障が生じないように計上するものでございますが、平成２５年度から続く厳しい財政状況により基金残高が減少したための減額となっております。

次の款１０、項１、目１・繰越金は１０００

円を計上しております。

次の款 1 1・諸収入、項 1・延滞金加算金及び過料、目 1・一般被保険者延滞金 2 5 0 万円及び目 2・退職被保険者等延滞金 1 0 0 0 円は、被保険者の国保税の滞納に対する延滞金でございます。

1 9 ページの項 3・雑入、目 1・一般被保険者第三者納付金 2 3 7 8 万 5 0 0 0 円及び目 2・退職被保険者等第三者納付金 4 3 万円は、国保加入者が交通事故等で、第三者行為の被害者となられた場合、治療のため一時的に国保を使用された分について加害者からの徴収額を見込んでおります。

目 3・一般被保険者返納金は 2 0 0 0 円と、目 4・退職被保険者等返納金及び目 5・雑入はそれぞれ 1 0 0 0 円を計上いたしております。

なお、この予算には今回提案しております議案第 6 1 号の国保税条例改正案を含んでおりますので、最後にその点について一部触れさせていただきます。

恐れ入りますが、1 1 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の款 1・国民健康保険税ですが、本年度予算額が前年度との比較で約 5 億 7 0 0 0 万円の増加となっております。

予測される増減の要素としまして、今回御提案しております現在の厳しい財政状況を打破するための抜本的対策 0. 5 割独自軽減廃止及び所得割税率引き上げで約 3 億円の増、さらには今後予定されております税制改正による限度額引き上げで約 3 0 0 0 万円の増、軽減拡充による約 1 0 0 0 万円の減がございますが、以上申し上げた増減 فقطですと、先日の一般質問答弁にありましてとおり、なお 2 億円以上財源に不足が生じるものと思われま

す。しかし、医療の給付等の歳出総額から逆算し、不足する額全てを国保税増税だけで賄うと

した場合、被保険者の負担が過重になる恐れがあるため、不足する財源を補うためのぎりぎりの線として、今回平均 9. 2 %の国保税率等引き上げを御提案させていただいた次第です。

なお、不足する財源につきましては、これまで取り組んできました資格の適用適正化や、収納確保を強化し、それらをさらに推進していくことにより収支がとれるよう、一丸となって努力していかなければならないと考えているところ

です。以上、議案第 1 1 号・平成 2 8 年度八代市国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願

いいたします。
○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。今、御説明にあったとおりですね、条例の改正と税率のですね、条例改正とあわせての提案だもんですから、非常に悩ましいところがあるんですけども、ちょっと幾つかお尋ねをしたいと思います。

今回税制の税率改正によって 3 億の増ということと、それはですよ、対象のその国保の方たちの大体 1 0 0 %、今回の税率の改正でどれぐらいの方たちがその保険税を納められるというふうな計算に立って予算組みされてますか。

ちょっと言い方があれなんです、平成 2 6 年度の滞納額が 4 7 2 0 世帯で 3 億円ありますよね。今回の税制改正で、この数がどうなるかなってというのが 1 つ思ってるんですよ。ということは、今回のこの予算っていうのは、じゃあ、その税率を上げて保険料を上げて、大体どれぐらいの収納率で試算をされているのかというのをお尋ねをしたいんですが。

○委員長（友枝和明君） 園部国保ねんきん課

保険税係長。

○国保ねんきん課保険税係長（園部慎治君）

保険税係園部でございます。よろしくお願いいたします。

お尋ねの今回の税率等の改定の試算の段階におきまして、約3億円ほどの増というふうに申し上げておりますこちらは、賦課総額調定額での増でございます。

で、先ほどの説明にございましたように、今回の改定におきましても、なお不足が見込まれるような状況でございまして、徴収率については現在のところ、ここ数年のところ約93%前後で昨年度が92.76%と少し下がったところでございますが、これまでも取り組んでおります資格の適用適正化でありますとか、収納対策、収納確保の対策をこれまで以上に推進いたしまして、できるだけ財政の健全化を図っていかねばならないところと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということは、今回税率を改正して、保険料を上げて、大体93%ぐらいの収納率があるだろうということの予測に立っているというふうに理解していいですか。

○国保ねんきん課保険税係長（園部慎治君）

はい。

○委員長（友枝和明君） 園部国保ねんきん課保険税係長。

○国保ねんきん課保険税係長（園部慎治君）

はい。約3億円ほどの増額は調定額でございまして、実際に収入となりますと、それ掛けるの収納率ということでございます。

できるだけ多くの収納を確保しまして、健全化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） もう一つお尋ねをしていいですか。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 例えば今回ですね、後で多分条例のところですね、いろんなお話になるのかなというふうに思うものですから、非常に判断、先ほどお話したように難しいところではあるんですが、例えばこれの国保の今回特別会計のそのほかの事業についてはですね、いいだろうというふうに思ってるんです。国保全体について。ただし、やはり今回の税率改正についてはですね、いかがなものかなと思うところがあって、もしそうであれば、今回この特別会計を認めるということは、その後の条例の提案も認めるということになるのか、それともこれは認めても、条例案を否決しても、この国保のその部分については何らかの対応ができるというふうに判断をしていいのか、そこらあたりはどう判断したらいいですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
いいですか。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。今回、税率改正がそのままこの保険税の歳入のほうに反映されてますので、ですからそれを否決するとなると、条例のほうを否決するとなるとこちらのほうが予算が、その分が出てこないという話になりますね。（委員幸村香代子君「そうです。はい」と呼ぶ）

そういうことになるかと思いますが。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということは、条例に反対するのであれば、国保のこの特別会計も反対しなきゃいけないということですよ。そ

して、修正を出さんといかんと。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

こちらのほうから反対するとか言われませんので、申しわけありません。

○委員（幸村香代子君） 済いませんね。何か済いません。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 非常に曖昧、困らせるつもりはないんですが、本当に今厳しい市民のですね、皆さんのこう厳しい状況というのもよくわかっていて、先ほど生活保護世帯の高齢者の部分のですね、部分もふえてきているんだとかっていうお話もあると。で、この間の部分からすると、非常に先ほど九十何%という収納率を見越しての計算なんだということがあったけれども、本当にそんなふうにですね、支払えるのかなと、皆さんにですね、御理解いただいて払っていただけるんだろうか。払えるんだろうかというふうなですね、ところをやっぱ思うんですよ。

で、そうであれば、やり方としては、法定内、法定外も含めてですね、法定外の繰入金です。ね対応をしながら、もう少し緩和措置を慎重にとりながらやっていくという方法もあるんじゃないかというふうに思うもんですから、そのあたりの検討というのはどんなですか。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） はい。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） はい。今、法定外繰り入れについての話が出たわけなんですけれども、国保財政が大変厳しい状況にあるということで、これまで市の財政当局とも協議を重ねてまいりました。国保財政の収支については、税収の増加を図ることが、ま

ずは第一義的な解決策であると考え、法定外繰り入れについても選択肢の一つとして、実施の是非について協議を行ってまいりました。法定外繰り入れは一般会計から国保特会へ、法で定めた内容以外の繰り入れを行うということになりまして、国保加入者以外の方にも影響を及ぼすため、また今まで不足分を賄えるだけの基金がございましたので、本市ではこれまで一切この法定外繰り入れを実施することはございませんでした。

しかし、昨今の国庫財政の厳しい状況は、本市のみならず、他市の状況を見ても県下14市中、9市が平成26年度の決算におきまして法定外繰り入れを実施しており、全国の市町村国保に目を向けてみましても、平成21年度以降5年連続で3000億円を超える赤字を計上するということで、その穴埋めとして法定外繰り入れが実施されております。

で、高齢化で医療給付費が増加したことと、低所得化などで、税収入が低く推移しているということが赤字の原因でありまして、これはもう八代市のみならず全国の国保の抱える構造問題であるとは言えます。

今回、本市が28年度予算案において国保税率等改定のみを計上しまして、法定外繰り入れは、これは見送っておりますけれども、これは本市国保特会が現段階では、まだこの27年度の現在でも赤字の見込みというところではございますけれども、実際にまだ赤字が今確定しているわけではないと。そういったことで法定外繰り入れの予算計上が困難であるということが理由の一つであります。

28年度に税率等改定を行った場合に、なお決算で赤字を計上するような状況が生じた場合は、今後はもう法定外繰り入れというのが現実的な選択肢の一つになるのではないかというふうに考えております。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 今のお話を聞くと、結局27年度の決算が赤字になるとは限らないという話ですよ。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 現在私どものほうで出しております見込みでは、赤字になる可能性があるというところなんですけれども、これがまだ確定するということではございません。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） で、そんな状況の中で28年度については、最大10%の負担増ということになってるかと思うんですけれども、それをやっぱりやるんですよ。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。9.2%ということでの税率改定ということですね。あくまでもこれは所得割のことですので、7割、5割、2割の方々の分についてはそのまま。今回は0.5割の上乗せ分を廃止することになるんですけれどもですね。今回のあくまでも所得割の分をということですので。ですから、私どものほうが、いや赤字になるだろうとは、今の時点で予算を組む段階で言えないものですから、ですからこの歳入歳出を合わせるという予算をつくってるわけですよ。もう赤字が見込めますとはなかなか、今の私どものほうからは言えない。ただ、決算時にそういったことになるかもしれません。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） だけんですよ、私ね、税率をですね、改定したらいかぬというふ

うに言っているわけじゃないんですよ。さっき9.2だったですかね、9.2%と言われてる部分をね、もう少しどうにかできないかと。抑えるということも含めてですね、できないかなというふうに思うんですよ。

で、そのためには、さっき赤字に、まだ決算のところが出てないので、法定外の繰り入れをすることについてはできないんだというふうなお話だったんだけど、本当にできないんですかね。

私ね、やっぱりそこらあたりというのは、こう市民の皆さんの負担軽減ということがやっぱり一つの政策だというふうに思うんですよ。

で、そうしたときにできるだけその幅を、先ほど言ったように上げたいかぬと言っているわけじゃなくて、もう少しその上げ幅をですね抑えながら、法定外ですね、繰り入れも含めて少し検討したらどうでしょうと。そんなふうにされたいかがですかというお話なんですよ。

で、ほかの特会で言えば、八代市でも農業集落排水であるとか下水道であるとか、いろいろやっぱり法定外繰り入れやってますよね。で、そんなことからしてもね、そこもね、ある意味その利用者負担が原則だと言いながら、やっぱりその全てをその利用料金とかで上乗せするのではなくて、そのやっぱり財政負担を、個人負担をやっぱり軽減しましょうよという意味での法定外繰り入れをやってきてるというふうに思うんですよ。

で、そうであれば、今回の国保の件についても、そういった視点に立って法定外繰り入れやっていいんじゃないかなというふうに思うんですけどね。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 済いませ

ん。
○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 今回御提案しております改定内容なんですけれども、1つ目が、0.5割八代市独自の軽減世帯への負担軽減の廃止。それと、総額税率等改定9・2%の増ということで御提案をしているわけなんですけれども、法定外繰り入れというのは、先ほども申し上げましたとおり、一般会計からの繰り入れということで、国保以外の方の御負担もお願いするような形になりますので、この0.5割独自軽減というのは、もう八代市だけが法定ではない部分でこういった上乘せをしていると。そちらのほうは、まずは今までは余裕があったからというところで実施が可能であったということだったんですけれども、今まではありました基金がもう底をつきまして、これまでずっと実質単年度収支がずっと赤字が続くような状況の中でもう基金が底をついて、そちらのほうからの繰り入れがもう見込めない状況の中で、法定外繰り入れを検討するよりもまずはこの法定で行っている以外のこの0.5割独自軽減というのはやはり見直しを図るべきではないかというふうな判断にいたりしました。

それと、今回の税率等改定につきましては、この0.5割独自軽減の廃止につきましては、応益分ということで、どちらかというと低所得者の方にしわ寄せが行くような形のものとなりますけれども、それ以外の税率の見直しにつきましては、その方たちへの影響が極力ないような形の応能分からの負担をお願いするという形で、全体としてバランスがとれるような形で御提案をしているところでございまして、まずはやはり第一義的には、加入者の方の負担というものを考えるべきではないかということの判断から、こういったことの御提案をさせていただきました。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。今、私どもが御提案申し上げているのは、この議案で御提案申し上げておりますのは、この部分で御審議いただけたと思いますけど、よろしくお願いします。

○委員（橋本幸一君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今回のこの改定の分でもいいんですね。国保の運営協議会の委員の皆さんのこれ了解といいますか、かなり私は審議されたと思うんですね。やっぱり料金改定っていうのは、非常にやっぱりこんなにエネルギーを使う部分かと思うわけですが、その運営協議会の皆さんのこの至った経緯というのは、どういう状況でこういうふうになったのか、その辺も私伺いたいです。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） はい。今回国保運営協議会のほうから、市長宛てに諮問をいただいたわけなんですけれども、「（答申」と呼ぶ者あり）あ、答申をいただいたわけなんですけれども、まずもってはこちら、市のほうから諮問を行いまして、それを審議していただいたという形でございます。

で、委員の皆様からもかなり意見が出まして、やはり例えばなんですけれども、今回の28年度からの引き上げであるということですね、急な引き上げではないのかということで、もっと早目にこういった審議はなされるべきではないのかということ、あるいはやはりこの経済状況の中での引き上げということですね、それについてはかなり皆さん方からいろいろ反響があっているのではないかということですね、そこはきちんと皆様に周知を図るべきではないかといった意見が出ました。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 結局、最終的に9.

2%の引き上げ了解とれたってというのは、いろんな調整がついてそこに至ったと思うんですが、その経緯って私聞きたいですが。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） はい。今回の引き上げに関しましては、文教福祉委員の皆様方にも御説明をさせていただいたとおり、今国保財政の状況が非常に厳しい状況にあるということで、何らかの抜本的な対策を講じなければならないということで、国保運営協議会の皆様にもこういったお話をさせていただきました。

そして、これはそのままの今の状態でいきますと、間違いなく国保財政は大きな赤字になるということでですね、何らかの手だてを講じなければならない。で、その手だてとしましては、税率の改定を行うか、あるいは繰り上げ充用、次年度からの予算から持ってくるのか、あるいは先ほどありました法定外繰り入れを行うのか、そのいずれかを行うしか手段としてはないというふうなお話をさせていただきまして、今回私どものほうとしましては、まずもっては加入者の方の保険税等の改定によりまして賄う方法というのをさせていただきました。

そして、その運営協議会の中では、これは全員了解という形での答申となりました。（「全員じゃない」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。国保運営協議会の中ではですね、その議論がなされて、最終的には過半数、多数で採決された。賛成だったということです。一部の、お1人がちょっと反対だったということです。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） やはり協議会の中でも、非常にやっぱり議論が伯仲してこの結果に

至ったということは理解したんですが、やっぱり3方法をとってもですね、結局何年か後には行き詰ってしまう。今言ったように、法定外だったらなおさら今度は見た目じゃないけど累積というのはかなり積んでくると。それと、結局繰り上げ充用やったならば、この先食いだから結構それについても当然しわ寄せが来ると。それについては、もう何年か後には当然今度は最終的決断というのは引き上げしかない。

今回については、応能ということで、ある程度所得のある人についての部分にその対象となるというような、そこを考えたときにですね、やはり私はそちらをまずはやって、で、その中でいかに、その何ていいますか、医療費が上がらないような手当をしながら解消していく、解消につながるかどうかかわからないですが、これからは長いから見ればですね、そこをしなければやっぱり税の公平性とか、必ずまた出てくると思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。今、橋本委員さんからもお話がありましたように、税率を引き上げる一方で、先ほどもしましたように、特定健診の充実させるということで、そういった一方では、やっぱりその医療費の適正化、医療費抑制のためにもですね、私たちは全員一丸となって努力していかなければならない。先ほど私も申し上げましたように、やっぱり市民の健康づくりというのをですね、力を入れていかなければならないと考えております。御理解いただきたいと思います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。軽減割合の分ですね、0.5割の上乗せの部分を廃止すると、今回ですね。もうそれについては、やむを

得ないかなというふうに思う部分があります。

しかしながら、やはりここにある応能分の部分についてもですね、やっぱり今回それにしては、そこを上げるにはやっぱり上げ幅の部分ですね、非常にやっぱ大きいだろうと。大きいというふうに思うんですね。

で、上げることについて、私はね、上げることについて反対はしてないんですよ。ただ、先ほどの国保のですね、あれにもあったように、突然にやっぱこんなふうにね、九.何%を上げていくということについては、非常にやっぱり負担は大きいだろうなと思うので、やっぱもう少し慎重にですね、段階的に上げていく方法もとらんといかんし、税の公平性とかっていうんであればですよ、今のいろんな特会の部分で、やっぱり基準を法定外の繰り入れをやっている部分についてもですね、やっぱりしかりだというふうに思うんです。で、そういった部分もね、考慮しながら、で、それってやっぱり市民の負担をできるだけ軽減していく方策をきちんととっていつて示していくということだと思います。

で、先ほど医療費のね、高騰をやっぱできるだけ下げていくって、それはね、本気になって取り組まないとですよ。健康寿命のね、長くやるということも含めて、さっき特定健診の40%とかって話もあったけど、そんなことでですよ、やるという話じゃないわけだから、本当にその医療費の部分を抑えていこうというふうに思うのであれば、もっとね、私は職員は頑張らんといかんというふうに思います。で、そのあたりも含めてですね、やると、28年度。で、今回その税率についてはね、もう少し緩和をしていくというふうにやるべきだと、私は思います。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

採決は挙手により行います。挙手しない者は反対とみなします。

議案第11号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第12号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第12号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 引き続き、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、平成28年度八代市特別会計予算書の39ページをお願いいたします。

議案第12号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳までの方で一定の障害を持つ方を対象とした医療制度で、県内全ての市町村が加入する熊本県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、制度の運営を行っております。なお、市町村におきましては、給付申請などの届

け出窓口となり、保険証の引き渡しや保険料の徴収業務などを行っております。

それでは、まず第1条の歳入歳出予算ですが、総額をそれぞれ16億7453万5000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、40ページの第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

43ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、歳入歳出の比較の合計欄に示しておりますように、905万1000円、率にして0.5%の増額となっております。

款ごとの増減の主な内容でございますが、上段の歳入、一番右の列、比較欄をごらんください。

まず、款1・後期高齢者医療保険料ですが、被保険者数は年々増加しているものの、所得の減少や保険料の軽減対象者の拡大により1121万円の減額となっております。なお、平成27年12月末現在の被保険者数は2万2244人となっており、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度と比較しまして、約2500人ほど増加しております。

次に、1つ飛びまして、款3・繰入金で、2036万6000円の増額となっておりますが、こちらにつきましても、繰入金のうち、主に保険料を軽減した分を公費で補填するための財源である保険基盤安定繰入金が増加したためでございます。

続きまして、歳出では、款1・総務費において238万6000円の増額となっておりますが、こちらは職員8名分の人件費や公用車購入費用の増が主な要因でございます。

また、款2・後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入で受け入れた保険料や保険基盤安定繰入金を広域連合へ支出するもので、保険料負担金は減額となったものの、保険基盤安定分担金の増額により709万7000円の増となっております。

おります。

それでは、内容につきまして、主なものを歳出のほうから御説明いたします。47ページをお願いいたします。

上の表、左から2番目、本年度の欄をごらんください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の6707万7000円ですが、こちらは被保険者の資格に関する届け出の受付や保険証の交付に要する経費で、主に広域連合への派遣職員2名を含む職員8名分の人件費や保険証送付に係る郵便料でございます。

次に、下の表、項2、目1・徴収費913万1000円ですが、こちらは保険料の徴収事務に要する経費で、主に臨時職員の賃金や納付書・封筒などの印刷製本費及び郵便料でございます。

48ページをお願いいたします。

まず、款2、項1・後期高齢者医療広域連合納付金の目1・被保険者保険料納付金ですが、被保険者から徴収いたしました保険料を広域連合へ納付するものでございまして、10億6170万1000円を計上しております。

次に、目2・保険基盤安定分担金5億944万8000円ですが、こちらは保険料軽減分を補填するため、一般会計から繰り入れ、広域連合へ支出するもので、県が4分の3の3億8208万6000円、市が4分の1の1億2736万2000円をそれぞれ負担する予定となっております。

次に、款3・保健事業費、項1、目1・健康保持増進事業費ですが、説明欄の国保ねんきん課分といたしまして、はり・きゅう等助成事業に係る経費880万6000円、広域連合の委託事業として健康推進課が実施します高齢者健診及び歯科口腔健診経費1503万2000円をそれぞれ計上しております。歯科口腔健診につきましては、平成28年度からの新規事業と

して、口腔機能をチェックすることで口腔機能低下による誤嚥性肺炎や生活習慣病等の重症化予防を図り、被保険者の健康保持増進につなげるものでございます。

なお、健診に係る個人負担は、高齢者健診が800円、歯科口腔健診が400円となっております。

49ページをお願いいたします。

款4・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金は、保険料の過誤納に伴います還付金及び還付加算金で、前年度から90万円減額の234万円でございます。

以上、歳出の説明でございます。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、戻りまして44ページをお願いいたします。

まず、款1、項1・後期高齢者医療保険料でございますが、年金からの差し引きにより保険料を納めていただく特別徴収保険料が7億2160万円、納付書または口座振替により保険料を納めていただく普通徴収保険料が3億4010万円、合計で10億6170万でございます。

なお、前年度からの減額理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、所得の減少や保険料の軽減対象者の拡大によるものでございます。

1つ飛びまして、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金でございますが、まず、目1・事務費繰入金8237万3000円は、職員の人件費や保険料の徴収などに係る経費について一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、目2・保険基盤安定繰入金5億944万8000円は、広域連合へ支出する保険基盤安定分担金について一般会計から繰り入れるものでございます。

45ページは飛ばしまして、46ページをお願いいたします。

下段の款5・諸収入、項4・受託事業収入、目1・後期高齢者医療広域連合受託事業収入1746万6000円ですが、こちらは健康推進課が実施します高齢者健診や歯科口腔健診に対する広域連合からの委託料でございます。

以上で、平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計当初予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第12号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第13号・平成28年度八代市介護保険特別会計予算

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第13号・平成28年度八代市介護保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、お疲れのことと思います。が、議案第13号・八代市介護保険特別会計予算につきましても、私のほうから簡単に説明申

し上げます。座って説明させていただきます。

平成28年度当初予算は141億1708万円を計上いたしております、前年度当初と比較いたしまして5億1458万円、率にして3.78ポイントの伸びとなっております。前年度の伸び率が0.24ポイントでありましたので、伸び率が大きくなっておりますが、主な要因は介護サービス利用者の増加でございます。

また、28年度には介護予防サービスについて、介護保険サービスから順次、市町村が行う新しい総合事業へ移行し、対象者は要支援1または2の方に加え、認定を受けてなくてもサービスの利用が必要と認められた方になります。新しい総合事業では、一人一人の状態に合わせた多様なサービスを提供することで、これまで以上に介護予防及び自立促進を目指してまいりたいと考えております。

それでは、長寿支援課秋田課長より詳細について説明させていただきますので、よろしく御審議お願いします。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）長寿支援課、秋田でございます。よろしくお願いします。それでは、座って説明させていただきます。

平成28年度八代市特別会計予算書、こちらの59ページになります。

議案第13号・平成28年度八代市介護保険特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141億1708万5000円と定めております。

次に、第2条で地方自治法第214条の規定により債務負担行為を定めております。その内容は、61ページをお願いします。

61ページの下の方、第2表・債務負担行為におきまして、介護保険料仮算定納入通知書作成等業務委託について、平成28年度から29年度の2年間で、限度額57万8000円を設定いたしております。これは、平成29年4月に実施予定の平成29年度仮算定の賦課業務につきまして、平成28年度中に委託先を決定・契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、65ページをお願いします。

65ページ、歳入歳出予算事項別明細書でございます。平成28年度の合計額は、前年度と比較して5億1518万8000円、率にして3.79%の増となっております。その主な要因は、歳出の第2款・保険給付費で2億4580万円、率にして約1.88%の増、款3・地域支援事業費で2億7288万6000円、こちらは率にしますと132.66%の増となったためでございます。

それでは、72ページをお願いします。

まず、歳出から御説明いたします。なお、少額なものにつきましては、一部説明を省略させていただきますと思います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で1億9365万7000円を計上しております。

内容につきましては、右側の説明欄のとおり、一般職26人分の人件費1億8505万3000円と、次からの介護管理一般事務事業43万3000円と介護給付一般事務事業441万7000円、地域支援一般事務事業35万3000円は、介護保険事業の実施に必要な一般的な事務経費でございまして、封筒やパンフレットの印刷費、事務用品あるいは事務機器のリース等の経費、介護給付の審査支払いなどを委託しております国民健康保険団体連合会——国保連と略しますが、こちらへの共同処理委託料などでございます。

次の介護保険事業計画策定事業339万9000円は、平成30年度からの第7期計画策定に向けたアンケート調査に要する経費及び介護保険事業計画等策定・評価審議会の開催に要する経費でございます。平成28年度の審議会は、27年度に引き続き、計画策定後の評価の年となりますので、年1回の開催を予定しております。

項の1・総務管理費は、前年度と比較して510万1000円の増となっております。理由は、給与改定に伴う人件費が159万3000円の増となったことや、第7期の介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査費325万9000円などが主なものでございます。

続きまして、項2・徴収費、目1・賦課徴収費の752万円は、介護保険料の賦課及び徴収に要する経費でございます。主に保険料の本算定時の納付書やはがきの印刷製本費97万9000円、納付書等の郵便料449万1000円などでございます。

項2・徴収費は、前年度と比較して251万7000円の減となっております。主な理由は、仮算定について特別徴収で一定の要件を満たす場合は通知を省略できることから、特別徴収はがきの印刷や郵送料など232万7000円減少したことが主な理由です。

73ページをお願いします。

項3・介護認定費、目1・介護認定審査会費2579万3000円は、要介護認定申請を行った方の介護度を審査する介護認定審査会の開催に要する経費です。平成28年度は、申請件数の見込みを1万800件としており、審査会は320回開催する予定でございます。

節別の主なものとして、節1・報酬2336万円は、介護認定審査会の委員97人分の報酬で、1人1回当たりの単価は、医師が2万1000円、医師以外の方は1万7000円で、昨年度と同額でございます。次の節8・報償費7

5万円と節9・旅費46万5000円は、介護認定審査会委員が県主催の現任者研修や新任者研修に参加したときの謝礼及び旅費でございます。節14・使用料及び賃借料63万3000円は、認定審査会の会場使用料及び空調やコンセントの利用料でございます。

次に、目2・認定調査費1億1116万2000円は、認定調査員による訪問調査や主治医意見書の作成依頼、介護認定審査会の資料作成等に要する経費です。

節別の主なものとして、節4・共済費から節7・賃金までは、介護認定調査員20人及び事務補助員3人分の人件費です。節12・役務費5091万6000円は、主治医意見書の作成依頼の発送やその受取人払いの郵便代313万円、主治医意見書の作成手数料4760万1000円が主なものです。節13・委託料463万5000円は、要介護認定調査を市外や市内の事業者へ委託する経費233万円と、介護認定支援システムの保守委託230万5000円です。節14・使用料及び賃借料353万2000円は、介護認定支援システムのリース料348万2000円が主なものです。

項3・介護認定費は、前年度と比較しますと617万9000円の減となっております。その理由は、平成27年度に実施しました介護認定支援システムの改修が完了したことが主な理由です。

なお、款1・総務費の財源内訳は、事業収入としての雑入22万1000円以外は、全て事務費に対するルール分として一般会計からの繰入金となっております。

74ページをお願いします。

款2・保険給付費、項1・保険給付費、目1・介護サービス給付費で119億5110万円を計上いたしております。これは、要介護1から5までの認定を受けた方の給付費で、内訳として説明欄にありますように、居宅介護サー

ビス給付事業４９億６７６０万円、施設介護サービス給付事業４０億１５００万円、地域密着型サービス給付事業２３億５６００万円、居宅介護サービス計画給付事業６億１２５０万円を見込んでおります。

次に、目の２・介護予防サービス給付費で４億８３４０万円を計上いたしております。これは、要支援１、２の認定を受けた方の給付費で、内訳として介護予防サービス給付事業４億１８６０万円、介護予防地域密着型サービス給付事業２１６０万円、介護予防サービス計画給付事業４３２０万円を見込んでおります。

次に、目の３・高額介護サービス費の２億８１００万円は、要介護の方が介護サービスを利用された際に、その月の自己負担額が一定額を超えた際、申請により超過分を後日お返しするものでございます。

１つ飛びまして、目の５・高額医療合算介護サービス費の３５００万円は、毎年８月１日から翌年７月３１日までの１年間の医療保険と介護サービスの自己負担の合計額が一定額を超えた場合に、申請により超過分を後日お返しするものです。

１つ飛びまして、目７・審査支払手数料の１５００万円は、各介護事業所が国保連合会へ提出する介護報酬請求書を国保連合会が審査し、各事業所に支払ってもらう手数料でして、平成２８年度は２１万４０００件余りを見込んでおります。

次に、目８・特定入所者介護サービス費の５億３２００万円は、介護保険限度額認定のこととして、施設サービス利用時の食費や部屋代は、全額本人負担が原則ですが、低所得で一定要件を満たす方の施設利用が困難にならないようにするため、本人負担に限度額を設け、それを超える部分は介護保険から補足的に給付するものでございます。

７５ページをお願いします。

款の２・保険給付費、項１・保険給付費の計は、前年度と比較して２億４５８０万円の増となっております。理由は、過去の実績及び最近の給付費やサービス利用者数の伸びなどを勘案し、約１．８８％の増と見込んだことによるものです。

なお、財源内訳として、国庫支出金で、居宅系サービスは２０％、施設系サービスは１５％、調整交付金は８．４４％。次に県支出金で、居宅系サービスが１２．５％、施設系サービスは１７．５％。次に八代市が負担するルール分の一般会計繰入金が１２．５％。事業収入として４０歳から６４歳の第２号被保険者の保険料に当たる社会保険診療報酬支払基金交付金が２８％、残りは６５歳以上の第１号被保険者保険料を充てて、それぞれ目ごとに計上しております。

次に、款３・地域支援事業費について御説明いたします。

この地域支援事業は、６５歳以上の全ての高齢者を対象に平成１８年度に創設され、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の３つの事業を実施してまいりましたが、平成２６年６月の医療・介護総合確保推進法成立に伴い、介護保険法が改正されまして、新しい介護予防・日常生活支援総合事業と、新しい包括的支援事業・任意事業の２つに再編されております。

まず、項１・介護予防・日常生活支援総合事業費は、高齢者が要介護状態とならないよう、運動機能や栄養改善指導などを行う事業です。

目１・介護予防・生活支援サービス事業費で、２億６３５９万５０００円を計上いたしております。説明欄の訪問型サービス事業５０９２万９０００円は、これまでの訪問介護いわゆるホームヘルプサービスの現行サービス相当分のほか、本市独自で設定いたします掃除・洗濯等の生活援助サービス——えぷろんケアサービスが主なものです。

次に、通所型サービス事業の1億6966万6000円は、これまでの通所介護いわゆるデイサービスの現行サービス相当分のほか、本市独自で設定するリハビリ中心のサービス——元気アップチャレンジ教室やお達者クラブが主なものです。

次の介護予防支援事業（ケアマネジメント）の4300万円は、新しい総合事業においてケアマネジャーが介護予防プランを作成した際の介護予防支援費でございます。

節別の主な経費は、節13・委託料8230万9000円、これはえぷろんサービス500万円、元気アップチャレンジ教室3700万円とパトリア千丁で実施中の元気が出る学校が主なものです。また、節19・負担金補助及び交付金は、ホームヘルプサービスの現行サービス相当分4500万円や、デイサービスの現行サービス相当分1億600万円が主なものです。

次に、目の2・一般介護予防事業では、3150万7000円を計上しております。この事業は、全ての高齢者に対し、できるだけ健康な状態を維持し、虚弱化や介護を要する状態にならないよう、予防的事業を実施するほか、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援し、介護予防につなげるものでございます。

説明欄の介護予防普及啓発事業131万8000円は、通いの場を通じた地域づくりを推進するものです。

次の地域介護予防活動支援事業2950万6000円は、住民主体やボランティア等の人材の育成を図りつつ、多様な活動の場を設定するものでございます。

また、節ごとの主なものとして、節13・委託料2861万6000円は、各町内の公民館等において健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりなどを目的に開催しているいきいきサロン事業委託1808万1000円、高齢者の転倒や閉じこもり予防を目的に、やつしろ元気体

操教室等を開催するやつしろ元気づくり事業委託445万6000円、高齢者の生きがいの発見や社会参加を目的に、趣味や文化伝承の講座を行う社会参加事業270万円が主なものです。

76ページをお願いします。

項1の計になりますが、前年度と比較いたしました2億4897万7000円の増となっております。理由は、事業の再編によりまして、これまで介護予防サービス給付事業であったもの、あるいは介護予防サービス計画給付事業であったものから、本項のほうへ移行したということが主な理由でございます。

なお、財源内訳は、国庫補助金25%、県補助金12.5%、市が負担するルール分の一般会計繰入金12.5%、事業収入として、第2号被保険者の保険料に当たる支払基金交付金28%、第1号被保険者保険料22%がっております。

次に、下の表ですが、項2・包括的支援事業・任意事業費の目1・包括的支援事業費では、1億4860万円を計上しております。

説明欄の地域包括支援センター運営委託事業1億2806万8000円は、市内6カ所に設置しております地域包括支援センター及び坂本地区、泉地区に設置しておりますあんしん相談センターの運営委託が主なものです。

この地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を合計4人配置し、高齢者の介護等の総合相談、高齢者の権利擁護や虐待防止の相談・支援、要支援認定者のケアプラン作成、地域のケアマネジャーからの相談や助言、医療と介護の連携業務などを行っております。

次の認知症施策推進事業752万5000円は、複数の専門職が認知症の方やその家族に早くからかわることで、早期診断・早期対応を行う認知症初期集中支援チーム設置などでござ

います。

次の生活支援サービス体制整備事業836万円は、地域資源の整理・確認や、地域に不足する資源の特定及び開発を行い、高齢者を支える地域づくりにつなげるもので、生活支援コーディネーターの設置に係る経費が主なものです。

2つ飛びまして、在宅医療・介護連携推進事業379万5000円は、地域の医療・介護資源の把握や医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発等について、氷川町と共同で行うものです。

節別の主なものとしましては、節13・委託料1億4105万3000円、これは市内6カ所の地域包括支援センター委託料、生活支援コーディネーターの委託料が主なものです。

次に、目2・任意事業費では3488万1000円を計上いたしております。

説明欄の2つ目、家族介護支援事業603万9000円は、家族介護者の支援を目的に、介護知識や介護技術、介護サービスの適切利用等を習得するための介護技術教室、あるいは家族介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るための介護用品の支給、家族介護者の交流などの事業です。

次に、77ページをお願いします。

上段の表の説明欄、生活支援事業2783万1000円は、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報システムを貸与し、急病や災害時の迅速な対応を行うあんしん相談確保事業や、食事の準備・調理等が困難な高齢者を対象に、配食サービスを行う食の自立支援事業などでございます。

節別の主なものとして、節13・委託料2706万9000円は、安心相談確保事業委託1307万5000円、食の自立支援事業委託1343万9000円が主なものです。

また、項2・包括的支援事業・任意事業費の

財源は、国39%、県19.5%、一般会計繰入金19.5%、第1号被保険者保険料が22%になります。

次に、77ページの中段の表、款4・基金積立金で17万8000円を計上しております。これは、介護給付費準備基金の預金利子を定期預金に積み立てるものです。

次に、下の表、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金で139万2000円を計上しております。これは、介護保険料の過年度分の還付を行うものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。前後いたしますが、66ページにお戻りください。

款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料では25億4041万6000円を計上いたしております。

内訳は、節1・現年度分特別徴収保険料23億1209万5000円、節2・現年度分普通徴収保険料2億2032万1000円、節3・滞納繰越分保険料800万円です。

次に、下の表の款2・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・地域支援事業負担金で60万4000円を計上いたしております。これは、歳出で御説明いたしました在宅医療・介護連携推進事業を氷川町と共同実施することに伴う氷川町の地域支援事業負担金でございます。

67ページをごらんください。

まず上の表、款3・使用料及び手数料、項1・手数料では、介護保険料の督促料50万円を計上しております。

次に、真ん中の表、款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金37億2366万4000円、これは40歳から64歳までの第2号被保険者保険料です。加入されている各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金に一旦集められ、介護給付額に応じて交付されるものでして、先ほど御説明いた

しました歳出の款２・保険給付費１３２億９８８０万円の２８％を計上しております。

目２・地域支援事業支援交付金８２６２万８０００円は、先ほど御説明いたしました歳出の款３・地域支援事業費、項１・介護予防・日常生活支援総合事業費の２億９５１０万２０００円の２８％でございます。

次に、下の表、款５・国庫支出金、項１・国庫負担金、目１・介護給付費負担金で２４億３１６１万円を計上しております。国庫負担金は、保険給付費に対し居宅系サービスは２０％、施設系サービスは１５％を、それぞれ国がルール分として負担いたします。

６８ページをお願いします。

項２・国庫補助金、目１・調整交付金の１１億２２４１万６０００円は、保険給付費１３２億９８８０万円に、見込みの交付率８．４４％を乗じた額です。

目２・地域支援事業交付金（介護予防事業）７３３７万５０００円は、介護予防・日常生活支援総合事業費２億９５１０万２０００円の２５％を計上しております。

続きまして、目３・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）７１５５万７０００円は、包括的支援事業・任意事業費の３９％を計上しております。

項の２・国庫補助金の合計は１２億６７７４万８０００円でございます。

次に、款６・県支出金、項１・県負担金、目１・介護給付費負担金は、１８億９０４９万９０００円です。これは、保険給付費に対し居宅系サービス１２．５％、施設系サービス１７．５％を県がそれぞれルール分として負担いたします。

６９ページをお願いします。

上の表、項２・県補助金、目１・地域支援事業交付金（介護予防事業）３６８８万７０００円は、介護予防・日常生活支援総合事業費の総

額の１２．５％を計上しております。

目２・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）３５７７万８０００円は、包括的支援事業・任意事業費の１９．５％を計上しており、この項２・県補助金の合計は７２６６万５０００円となります。

次に、真ん中の表、款７・財産収入の１７万８０００円は、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、下の表、款８・繰入金、項１・一般会計繰入金では２１億５９４万１０００円を計上しております。内訳として、節の１・介護給付費繰入金１６億６２３４万９０００円ですが、これは保険給付費の総額に対します市負担ルール分１２．５％でございます。

７０ページをお願いします。

節の２・地域支援事業繰入金（介護予防事業）３６６８万７０００円は、介護予防・日常生活支援総合事業の総額の市負担ルール分１２．５％でございます。節３・地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）３５７７万８０００円は、包括的支援事業・任意事業費の総額の市負担ルール分１９．５％でございます。節４・低所得者保険料軽減繰入金３３６８万１０００円は、低所得者の介護保険料軽減強化として、第１号被保険者の第１段階の保険料について、本来料率０．５とすべきところ、０．０５引き下げて０．４５としたことに伴い、軽減分を国・県・市で負担するものでございます。節５・その他の一般会計繰入金３億３７２４万６０００円は、歳出の款１・総務費のうち、人件費１億８５０５万３０００円及びその他の事務費１億５３０７万９０００円に係る市負担ルール分でございます。

７１ページの下表をお願いします。

款１０・諸収入、項３・雑入の目３・雑入で６２万６０００円を計上しております。内訳として、説明欄の雇用保険料２１万１０００円、

これは要介護認定訪問調査員の雇用保険料の預かり分でございます。

次に、介護報酬返還金 17 万 1000 円は、居宅介護支援費返還金で、分割納付誓約書により毎月 1 万 4286 円が返還されているものでございます。

その他、介護保険認定情報提供料 11 万 3000 円などがあります。

以上で、議案第 13 号・平成 28 年度八代市介護保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（島田一巳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。今回、新規としまして認知症初期集中支援チーム委託とありますが、これはどこに委託されて、そしてまたどのような内容でされるのでしょうか。ちょっと御説明お願いしたいと思います。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） 地域支援係吉田と申します。

認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症サポート医の指導、助言をもとに、保健師、看護師、介護福祉士などが、複数の専門職が認知症の疑いのある人や認知症の人及びその家族を個別訪問いたしまして、認知症の専門医の鑑別診断等を踏まえまして、観察評価を行う中で、本人や家族支援などを行いまして、初期の支援を包括的、集中的に行いまして、自立生活のサポートを行うというものとなっております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） それに含めてですが、その地域支援事業費ということで 4 億 7800 万のも入ってるわけですが、これは事業というのは、事業主体は、例えばですね、生活支援事業の中で安心相談確保事業委託とか、食の自立支援事業委託とあるんですが、どのような形で、流れで委託されていくんですか。その流れをちょっと質問したいと思います。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、食の自立支援事業の分で申し上げますと、現在八代市の事業所の 6 カ所に委託契約を行っております。で、そちらのほうに事業所の説明会を行いまして、手上げ方式という形で募集をとりまして、そちらのほうと契約を行っているということになっております。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい。以前やってた配食サービスみたいなあれですか。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、そのとおりでございます。配食サービス、弁当の配達になります。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい、わかりました。

じゃあ、安心相談確保事業というのは、どういう。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい。こちらにつきましては、おおむね65歳以上の独居の高齢者の方の部分に緊急通報装置というものを貸与いたしまして、警備会社のほうから定期的に、月に2回ほど安否確認の連絡とか、または緊急時に民生委員さんであるとか、御自分の御家族のところに連絡がいく体制となっております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 安否確認の部分ですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 八代市のですよ、施設入所希望というのがあると思うんですけども、その待機とかっていうのは、今どんな状況なのでしょう。

○委員長（友枝和明君） 久保長寿支援課副主幹兼介護給付係長。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） 介護給付係、久保と申します。よろしくお願いします。

特別養護老人ホームの入居の待機数ということなんですけれども、ちょっと前になるんですけども、25年度の7月時点で早期な対応が必要と思われる在宅で要介護3以上の方が96名、要介護1、2で認知症高齢者、日常生活自立度2以上の方が59名でありました。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 施設に入所できなければ、在宅というふうなですね、ことになっていくのかなと思うんですが、今、国が介護離職

者ゼロというような政策を打ち出していますよね。そのあたりというのは、何か地方のところにそういった政策の概要というか、そういったものっていうのは今もうあるんですかね。ないならないでいいです。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

その点に関してのその施策っていうのはやってないんですけど、介護離職ゼロっていうのは、在宅で家族を見なくちゃいけないから、結局仕事をやめなくちゃいけないっていう現象なんですけれどもですね。

ただ、国はどんどんどんどんお年寄りがふえてくる。団塊の世代の方々が後期高齢者になっていくという、10年後にはそういった時代になっていくと。となったときは、もっともっと介護が必要とする、医療が必要とする人たちがふえてくると。となったときに、今の施設だけでは対応し切れないということで、在宅医療、在宅介護というのを進めております。

ですから、今、盛んに地域包括ケアシステムの構築ということで言われてますけれども、本市としてもそれを進めてるんですけど、それを、ですから家族だけで、その在宅の介護をするというんじゃなくて、やっぱりその社会全体でいろんなサービス、医療、介護、予防、生活支援、住まいと、この5つのそれぞれのサービスが一体となって、他職種が連携してその介護を受けてる人を支援していくと。家族も支援していくということです。

ですから、家族だけで悩むのじゃなくて、社会全体で支援していくということが必要になるかと思います。そのためのシステムをつくり上げていかなきゃいけない。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 多分、社会全体です
すね、それを見ていくということはやっぱり必
要なことなんだろうなというふうに思うんです
が、結局その介護離職者が出てくるっていう背
景には、確かにそういったサービスが充実し
て、そのサービスが利用できれば、金銭的な利
用料なんかも含めてですね、できればいいんだ
けれども、やっぱりそれにかかるお金が払えな
ければ、やっぱり仕事をやめてでも家族が見な
きゃならないというふうなですね、やっぱ状況
に陥るんだらうなっていうふうに思うんです
ね。何かそのあたりもこう現状をよく把握して
みていただきながら、進めていただければなと
いうふうに思います。

済いません、意見になりました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより
採決いたします。

議案第13号・平成28年度八代市介護保険
特別会計予算については、原案のとおり決する
に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。（「ありが
とうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第18号・平成28年度八代市診療所特 別会計予算

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第18
号・平成28年度八代市診療所特別会計予算を
議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。引き続き、議案第18号・平成28年

度八代市診療所特別会計予算につきましては、
人口減少及び高齢化の進行が著しい泉地区にお
いて、地域住民の必要な医療の確保に向けて、
引き続き努力してまいりたいと考えておりま
す。

では、議案第18号につきまして、健康福祉
政策課、西田課長より説明させます。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 西田健康福祉政策課
長。

○健康福祉政策課長（西田修一君） はい。こ
んにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健
康福祉政策課の西田でございます。よろしくお
願いいたします。それでは、座って説明させて
いただきます。

議案第18号・平成28年度八代市診療所特
別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の169ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額
を、それぞれ8327万円2000円といたし
ております。内容につきまして、まず歳出から
御説明をさせていただきます。

178ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1、一
般管理費は5621万9000円を計上いたし
ております。その内訳でございますが、右側の
説明欄をごらんください。

椎原診療所医師1名分の人件費1665万1
000円、椎原診療所一般管理事業1819万
4000円、下岳診療所一般管理事業1890
万4000円、歯科診療所一般管理事業247
万円を計上いたしております。

節の主なものを申し上げますと、節7・賃金
763万円は、椎原診療所看護師2名、医療事
務員1名、患者送迎車運転手1名に係る賃金で
ございます。節13・委託料2083万700
0円は、下岳診療所医師等派遣委託1615万

円、歯科診療所医師派遣委託 234 万 6000 円、椎原診療所医療事務業務委託 95 万 6000 円、椎原・下岳両診療所の医療事務システム保守委託料 53 万 2000 円が主なものでございます。節 18・備品購入費 335 万 6000 円は、椎原診療所の自動分割分包機購入費用 322 万円が主なものでございます。

目 2・研究研修費 81 万 9000 円は、椎原診療所の医師の研究・研修にかかわる旅費でございます。これは、へき地診療所に勤務する医師の研修機会を確保し、医療技術の向上を図るために、毎週木曜日、熊本大学附属病院等で開催される研修会への参加に伴う宿泊費、旅費、日当でございます。

目 3・医療費でございますが、252 万 5000 円を計上いたしております。その内訳でございますが、右側の説明欄をごらんください。

椎原診療所医療事業 170 万 2000 円、下岳診療所医療事業 80 万 4000 円、歯科診療所医療事業 14 万 6000 円を計上いたしております。

節 11・需用費 240 万 9800 円は、椎原診療所、下岳診療所及び歯科診療所で使用する医薬品 23 万 5000 円、医薬材料費 58 万 8000 円でございます。節 13・委託料 111 万 7000 円は、血液検査委託料 10 万 1700 円、歯科技工委託料 10 万円でございます。

次に、179 ページをお願いいたします。

款 2・公債費、項 1・公債費、目 1・元金 95 万 6000 円及び目 2・利子 6 万 3000 円は、医療機器購入時の財源確保といたしまして、国から借り入れし、計画的に返済している事業における長期債にかかわる償還元金及び償還利子でございます。

次に、歳入について御説明いたします。恐れ入りますが、お戻りいただきまして 175 ページをお願いいたします。

款 1・診療所事業収入、項 1・診療収入、目 1・保険収入で 357 万 5000 円を見込んでおります。これは、節 1・保険診療報酬で、その内訳は椎原診療所 220 万円、下岳診療所 136 万円、歯科診療所 12 万 5000 円をそれぞれ見込んでおります。

目 2・一部負担金収入 612 万円は、個人負担分でございます。

次に、176 ページをお願いいたします。

款 3・県支出金、項 1・県補助金、目 1・へき地診療所県補助金 68 万 5000 円を計上いたしております。これは、椎原へき地診療所運営費補助金 53 万 6000 円と、先ほど歳出で御説明いたしました椎原診療所の自動分割分包機購入にかかわる設備整備補助金 14 万 9000 円でございます。

款 4・繰入金、項 1・一般会計繰入金、目 1・一般会計繰入金 316 万 4000 円の内訳は、椎原診療所 187 万 4000 円、下岳診療所 104 万 2000 円、歯科診療所 24 万 7000 円で、これらは各診療所運営にかかわる不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、177 ページをお願いいたします。

款 7・市債、項 1・市債、目 1・診療所事業債 140 万円は、椎原診療所の自動分割分包機の設備整備に伴うもので、購入費 29 万 8000 円から県補助金 14 万 9000 円を除いた額の 100% 充当の額でございます。

以上で、平成 28 年度八代市診療所特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第18号・平成28年度八代市診療所特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

それでは、しばらく休憩いたします。5時30分から再開いたします。

（午後5時20分 休憩）

（午後5時30分 開議）

○委員長（友枝和明君） 休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

次に、条例議案の審査に入ります。

◎議案第55号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） まず、議案第55号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。長丁場となっておりますけれども、今しばらくよろしくお願いいたします。

それでは、議案第55号につきましては、関連がありますので、まず障がい者支援課の上田課長、その後に長寿支援課の秋田課長より説明いたさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センタ

一所長（上田真二君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田障がい者支援課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（上田真二君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）障がい者支援課、上田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案第55号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、まず私のほうから障がい者支援課が所管いたします関係部分につきまして説明をいたします。

議案書のほうは127ページから129ページまでとなります。

初めに、本条例が関係しますマイナンバー制度につきまして、少し説明をさせていただきたいと思います。

事前にお届けしております資料をごらんいただきたいと思います。表にですね、ちょっと図が載っております、右肩に議案第55号関係資料と記載しておりますA4用紙3枚の資料になります。マイナンバーを活用した特定個人情報の利用というふうに表題をつけております。

マイナンバー制度がことしの1月から始まっておりますけれども、マイナンバーは住民票を有する全ての方に、1人に1つの番号を付して、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。

また、マイナンバーがついた個人情報を特定個人情報といいます。マイナンバーを活用することによりまして、行政事務が効率化され、それにより個人情報を証明する書類が不要となり、手間と費用がかからなくなるなど、国民の利便性が向上し、また、個人個人の状況が把握しやすくなりますことから、より公平・公正な

社会が実現できるようになります。

マイナンバーを活用して3つの分野における特定個人情報を利用できるようにするためには、国の法律——番号法に定めることとし、地方公共団体が独自に利用する場合は条例に定めることとされております。

番号法では、別表第1で、個人番号を利用できる者、個人番号を利用できる事務が定められ、別表第2で、特定個人情報の照会者、特定個人情報の提供を必要とする事務、情報提供者、特定個人情報が定められています。この別表第1と別表第2に掲げられていれば、特定個人情報を利用することができます。

この番号法に定められていない事務や特定個人情報を、地方公共団体が独自に利用したい場合には、条例で定めることになります。

現在、本市の条例では、こども医療費助成やひとり親家庭等医療費助成などに関する事務が、独自利用事務として定められています。

資料の次、2ページをお願いいたします。

今回、条例の改正を予定しております障がい者支援課関係の事務は、地域生活支援事業の実施に関する事務でございます。

1・趣旨でございます。

障害者総合支援法に基づき実施しております地域生活支援事業は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の別表第1の84の項に掲げられております法定事務で個人番号は利用できるようになっておりますが、市町村によって事業の内容や申請手続等が異なりますことから、番号法の別表第2には掲げられなかったため、他部署や他機関との特定個人情報の利用の連携ができない状況となっております。

厚生労働省のほうから県を通して、地域生活支援事業の実施に関する事務において特定個人情報の利用の連携をするためには、条例で定める必要があるとの通知がありましたことか

ら、今回、所要の改正を行うものでございます。

次に、2・改正の内容でございます。

(1) 条例第4条第1項に、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務を挿入いたします。

先ほど趣旨説明の中で申し上げましたが、地域生活支援事業の実施に関する事務は、番号法の別表第1に掲げられておりますので、条例の別表第1に掲げる必要はありません。条例の別表第2だけに掲げるという初めてのケースとなりますことから、個人番号の利用範囲を定めております第4条の第1項に、今回挿入する必要が生じたものでございます。

次に、(2) 条例別表第2の表に7の項といたしまして、地域生活支援事業の実施に関する事務で利用します特定個人情報を掲げます。利用します特定個人情報は、地方税関係情報や住民票関係情報など7つの情報で、規定で定めるものでございます。

最後に、3、施行日でございます。この改正規定の施行は、公布の日からといたします。

以上が、障がい者支援課が所管いたします事務関係分の改正内容でございます。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。長寿支援課、秋田でございます。引き続きまして、長寿支援課関係分について座りまして御説明いたします。

内容につきまして、ただいまの資料の最後のページ、3ページをお開きください。

まず、1、改正の趣旨でございます。介護保険の給付や保険料徴収等の事務につきましては、番号法並びに厚生労働省令に規定がありますので、条例を定める必要はないところでございますが、介護保険に関連する事務のうち、社会福祉法人による生計困難者等に対する介護サ

ービスに係る利用者負担軽減に係る補助金の交付事務につきましては、厚生労働省から昨年12月15日に出された通知において、市町村の独自利用に当たるものとして条例で定めることが求められたところでございます。そこで、その通知の内容に沿って、今回、条例の一部を改正するものです。

次に、2、改正の内容でございます。まず、（1）の別表第1におきまして、個人番号の利用する事務の範囲として、機関の欄に9、市長を追加し、その事務として、社会福祉法人による利用者負担の軽減に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものと規定を入れております。

次の（2）別表第2におきまして、機関の欄に同様ですが、8、市長を追加し、その事務として社会福祉法人による利用者負担の軽減に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものを規定し、利用する市保有の特定個人情報としては、地方税関係情報など6つの情報について、規則で定めるものを加えております。

次に、3、施行の日でございますが、国の通知に従いまして、平成28年4月1日といたしております。

最後に、社会福祉法人による生計困難者等のこの事務の内容につきまして、簡単な説明を記載いたしております。

以上、議案第55号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） この条例を、この条例だとその本人の意思に基づかず、マイナンバーで情報のやりとりがあるということなんです

かね。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。そのとおりです。

もう少しかみ砕きますと、これまでは市の内部の情報のやりとりにつきましては、個人情報保護審議会というところでお諮りをして、承認をとることによりまして各課はそれぞれ住民コードというものを使って、情報の連携は実際とっておりました。

で、この番号法ができてからは、そういう個別の自治体が持っている固有の番号ではなくて、このマイナンバーを使って連携をとりなさいという形が少し仕組みが変わりましたので、きちっとこうやって条例で連携する情報を出さなければならなくなったというところでございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） そうであると、この対象者の方たちというのが、全てそのマイナンバーを通知をきちんと番号をお知らせしなきゃならないという話になりますよね。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） マイナンバーにつきましては、郵送で通知が各個人に届いているはずだったんですが、確かに届いてない分が現在も配付中でございます。

で、現状、現場実務といたしましては、窓口に来られた方がマイナンバーの通知カード、もしくはプラスチックカードを提示、御本人であれば提示していただくんですが、お持ちでない方というのは多々いらっしゃいます。で、そういった場合の事務処理については、介護保険の関係でいいますと、厚生労働省令が出ておりまして、住民票において職員が確認をし、書類に

記載することができるとされておりますので、そのような事務の取り扱いを行っております。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということは、極端に言うと、マイナンバーがなくてもこれまでの手続等で、この2つのことについてはできますよということよろしいですか。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。利用者の方自身から見ると、マイナンバーがどのように利用されてるかというのが、それだとよくわかりませんので、条例で規定して、どのような情報連携をするのかということを規定しなければならなかったということです。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第55号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め——
（「いいえ、違います」と呼ぶ者あり）

挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予

防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第56号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。引き続き、議案第56号につきまして、長寿支援課の秋田課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。それでは、引き続きまして、議案第56号につきまして、座りまして御説明申し上げます。

議案書の131ページからになりますが、内容につきましては事前にお配りしております資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございます。一昨年に成立いたしました地域医療介護総合確保推進法の施行に伴い、介護保険法及び厚生労働省令の改正が行われましたので、その内容に沿って、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、改正の概要ですが、この議案の中では2つの条例について改正を行っております。

まず、（1）八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を

定める条例の一部改正でございます。

ここでは、市町村が指定いたします地域密着型サービス事業に関する基準について、国の基準に合わせた改正を行っております。対象となる介護サービスは、認知症対応型通所介護となります。

まず、①では、運営推進会議の設置や開催頻度、会議の内容等を定めております。

次に、②では、運営推進会議の記録の作成及び公表を義務づけております。

次に、③では、事業所と同一建物で居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、その建物に居住する利用者以外の者にも、サービスを提供する努力規定を設けてあります。

最後に、④ですが、運営推進会議の記録を5年間保存することを定めております。

次に、（２）八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。

ここでは、要支援の認定を受けた方に対する地域密着型サービス事業に関する基準について、国の基準に合わせた改正を行っております。対象となる介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護となります。

内容でございますが、①から④まで、先ほど御説明いたしました（１）と同様となっております。

次に、３、施行日は、平成２８年４月１日でございます。

最後に、裏面になりますが、認知症対応型通所介護について説明を記載いたしております。

以上、議案第５６号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第５６号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第５７号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第５７号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

引き続き、議案第５７号につきましても、長寿支援課、秋田課長より説明させます。よろしく願いいたします。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。それで

は、引き続きまして、議案第５７号について、
座りまして御説明をさせていただきます。

議案書１３７ページからになります。内容
につきましては、事前に資料のほうお配りして
おりますので、お配りしてる資料に基づいて御
説明させていただきます。

まず、１、改正の趣旨でございます。

主任介護支援専門員の役割がこれまで以上に
大きくなると見込まれることから、介護保険法
施行規則が改正されまして、資格の更新制度が
導入されました。そこで、法施行規則の改正内
容に沿って、条例の一部を改正するものでござ
います。

次に、２、改正の概要ですが、地域包括支援
センターに配置すべき主任介護支援専門員につ
いて、５年ごとの更新研修の修了を要件に追加
するものでございます。なお、法施行規則に沿
って経過措置があり、資格取得の時期に応じ
て、平成３１年度末までまたは平成３０年度末
まで、初回の更新研修の修了が猶予されてお
ります。

裏面のほうをお願いいたします。

３、施行日は、平成２８年４月１日といた
しております。

最後に、主任介護支援専門員についての簡単
な説明も記載いたしております。

以上、議案第５７号の説明とさせていただきます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について
質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） この更新研修とい
うのは、どこがされるんですか。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩
君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主

幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩
君） 地域支援係、吉田です。研修につきまし
ては、国が実施します研修ということになりま
す。実施場所につきましては、まだ詳細のほう
は把握しておりません。大変申しわけございま
せん。（委員幸村香代子君「はい、わかりまし
た」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了し
ます。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより
採決いたします。

議案第５７号・八代市地域包括支援センター
の包括的支援事業の実施に係る基準を定める条
例の一部改正については、原案のとおり決する
に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。（「ありが
とうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第５８号・八代市立へき地保育所条例の
廃止について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第５８
号・八代市立へき地保育所条例の廃止について
を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

引き続き、議案第５８号につきましては、こ
ども未来課、白川課長より説明させます。よろ
しく願いいたします。

○こども未来課長（白川健次君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。こども未来課の白川でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第58号・八代市立へき地保育所条例の廃止について御説明いたします。

議案書は139ページからになります。

提案理由は、公立のへき地保育所であります五家荘保育園の廃園に伴いまして、条例を廃止する必要があるものでございます。

公立の五家荘保育園は、五家荘デイサービスセンターふくじゅ草に併設しております熊本県の認可を受けていない定員が20人の比較的規模の小さな施設でございます。平成18年度から直営といたしまして、2人の職員を配置しておりました。

お配りしております資料、左肩に議案第58号とあります資料の上の表、へき地保育所（公立五家荘保育園）の休園経緯等のところをごらんください。

公立の五家荘保育園の休園までの主な経緯とその後の状況をまとめてあります。この公立の五家荘保育園につきましては、平成24年度の2月に、保育に従事をしていた者が、年度末をもって退職を希望されたため、市内や五木村に職員の募集を行いましたが見つからず、4月からの開園が困難な状況となりました。

そこで、3月に五家荘地域の保育環境の維持・継続のために、保護者の皆さんや五家荘地域振興会との間で、保育事業について検討・協議をさせていただきました。その結果、五家荘地域振興会の自主事業として、振興会の職員が従事者となって保育を実施していただけるということになりました。

そのため、公立の五家荘保育園としては、休

園をいたしますとともに、五家荘地域振興会の事業に対しましては、市が補助金を交付したり、遊具等の物品を無償で貸与したり、必要なアドバイスをっております。

またあわせまして、実施場所も、五家荘デイサービスセンターふくじゅ草の併設から旧泉第七小学校、現在五家荘地域振興会があります振興センター五家荘内に移転をしたものでございます。

なお、五家荘地域振興会が実施いたします五家荘保育園として、平成25年度に開始して以降、約3年になりますが、現在、安定的に運営を行っていただいております。

そのため、下の欄外になりますが、28年度以降につきましては、旧園舎つまり五家荘デイサービスセンターふくじゅ草に併設した場所での保育の再開は見込まれないことから、公立の五家荘保育園としての廃園の手続きを行いました。旧園舎の活用について検討したいと考え、平成28年3月31日をもって廃園することとし、御提案をするものでございます。

なお、本年1月22日に開催されました泉地域審議会におきましても、公立の五家荘保育園の廃園について御審議をいただき、了承をいただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 今、子供さんは何人いらっしゃるんですか。園児が。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。平成27年度で対象となっております児童は3人い

らっしゃいます。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） いいですか。

ほかにありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 結局は未認可の保育園という取り扱いで対応されるということですか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。平成27年度からスタートしました子ども・子育て支援新制度で、もしも認可保育所よりも小さな保育所ということで、市が認可します地域型保育事業というのがございます。ただ、それに移行していただくにはですね、給食を提供していただくという必要がございまして、そのための給食室の整備が困難ということがありますので、五家荘地域振興会さんとしては、現時点ではそういう新制度のほうには移行しない形でいきたいというところでございます。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。（委員橋本幸一君「微妙なとこですね」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） やっぱりへき地の保育園というのはですね、いろんなやっぱり問題抱えてると思うんですね。今のように結局微妙なところでできないというような部分もあるわけですから、そこはですね、本当に地域に密着した手厚い対応をしていただきたい。これは要望いたしまして、終わります。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第58号・八代市立へき地保育所条例の廃止については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第59号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第59号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。議案第59号につきまして、引き続きこども未来課、白川課長より説明させます。よろしく願いいたします。

○こども未来課長（白川健次君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。引き続き、議案第59号について御説明いたします。座って説明させていただきます。

議案第59号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書は141ページからになります。

提案理由は、栗木保育園の廃園に伴いまし

て、所要の改正を行う必要があるものでございます。

お配りしております資料の上のほうにあります新旧対照表をごらんください。

改正内容は、本市が設置しております公立保育園12園の名称と位置を記載しております別表から、八代市立栗木保育園を削るものでございます。平成28年4月1日から施行することとしております。

資料の中ほどの表、栗木保育園の休園経緯等をごらんください。

栗木保育園は、昭和56年2月に建設され、ことしで35年を経過いたします、定員25人の認可保育園でございますが、その休園までの主な経緯とその後の状況をまとめてあります。

この栗木保育園につきましては、平成25年6月から、中山間地の状況を考え、できる限り近くに保育園を存続させるため、下岳保育園の分園とする方向で、保護者の皆さんと話し合いを行ってまいりました。

しかし、9月に翌年度の在園児の保護者の皆さんに通園希望先を確認しましたところ、皆さんが下岳保育園や他の保育園を希望され、このままでは翌年度の栗木保育園の入園予定者がいないことがわかりました。

そこで、10月に保護者説明会を改めて開催し、協議させていただいた結果、全ての在園児の保護者の皆さんが、平成25年度をもって休園することに同意されたものでございます。

なお、休園を決めました後の栗木保育園につきましても、他の保育園同様に平成26年度と27年度の園児募集を行いました。入園の希望はありませんでした。また、28年度の募集も行っておりますが、ここには2月末現在としておりますが、昨日までに入園希望はございません。

そのため、一番下の欄外になりますが、休園が施設や設備に与える影響を考慮すれば、これ

以上長期にわたることは好ましくないことから、廃園の手続を行いまして、その後の跡地活用について検討したいと考え、平成28年3月31日をもって廃園することとし、御提案をするものでございます。

なお、こちらも1月22日に開催されました泉地域審議会におきまして御審議をいただき、了承をいただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（島田一巳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。廃園後の跡地活用ちゅうのは何か御予定ございますでしょうか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。現時点ではですね、具体的な活用策というのは決まっていらない状況でございます。

ただ、先ほども言いましたように、1月22日に開催をされました泉地域審議会、そちらでは消防団の詰所として利用をさせていただきたいと、強く要望をされています。そういったことも踏まえまして、今後地域や関係部署と協議をしていきたいと考えております。（委員島田一巳君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。下岳保育園には今、園児は何人いらっしゃるんですか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。28

年3月1日現在の数字で答えますが、下岳保育園は定員45人に対して入所児童数は26名でございます。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第59号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第60号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第60号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 議案第60号につきましても、引き続き子ども未来課、白川課長より説明させます。よろしくをお願いいたします。

○子ども未来課長（白川健次君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 白川子ども未来課長。

○子ども未来課長（白川健次君） はい。引き続きましてよろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第60号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は143ページからになります。

提案の理由でございますが、医療費助成の対象である子供の年齢を引き上げることに伴いまして、所要の改正を行う必要があるものでございます。

お配りしております資料の新旧対照表をごらんください。

改正内容は、第2条第1号の子供の定義におきまして、これまで満12歳到達後、最初の3月31日までの間にある子供としていたものを、満15歳到達後、最初の3月31日までの間にある子供に、つまり医療費助成の対象とする子供を、これまでの小学校6年生から中学校3年生まで引き上げるというものでございます。

なお、施行日は4月診療分から実施するため、平成28年4月1日としております。

また、附則で経過措置としまして、医療費につきましては、請求できる期間が受診の翌月から1年間ありますことから、施行日より前の診療分につきましては、従前のとおり取り扱うことと定めたところでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより

採決いたします。

議案第60号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長(友枝和明君) 次に、議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君) はい、委員長。

○委員長(友枝和明君) 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君) はい。引き続き議案第66号につきまして、こども未来課、白川課長より説明させます。よろしく願いいたします。

○こども未来課長(白川健次君) はい、委員長。

○委員長(友枝和明君) 白川こども未来課長。

○こども未来課長(白川健次君) はい。引き続きよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

続きまして、追加提案をさせていただいております議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をいたします。議案書は別冊となっております八代市議会3月定例会議案その2になります。

この条例は、認可保育所よりも規模の小さな家庭的保育事業等について、市が認可をいたし

ます場合の基準を定めたものでございます。

厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえまして制定しているものでございまして、提案理由は、今回この厚生労働省令が改正されたことに伴いまして、設備の基準、それから保育士の数等の配置要件を変更するに当たり条例を改正する必要があるというものでございます。

お配りしております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第28条と第43条の改正でございます。

第28条は、家庭的保育事業等のうち、利用定員が19人から6人までの小規模保育事業所A型の設備の基準を、また第43条は、利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所の設備の基準を定めたものでございますが、どちらも、同じ内容の改正ということになります。

その内容は、建築基準法施行令第123条第3項第1号が改正されまして、特別避難階段に係る規制が合理化されますとともに、当該規定が第1号から分かれて第2号として追加され、それ以降の号が繰り下げられております。そのことから、この規定を引用しております第28条と第43条のうち、保育室等が4階以上に設けられている場合の基準につきまして、厚生労働省令と同様に、その規定の方法や引用しております号の改正を行うというものでございます。

この部分につきましては、建築基準法施行令の改正が施行されます平成28年6月1日を施行日といたしております。

また、資料の2ページ、お配りしております資料の2ページの中ほどからになります附則の第6条から第9条を追加する改正は、同じく小規模保育事業所A型と保育所型事業所内保育事業所の2つの事業所につきまして、職員配置要

件の弾力化が行われるというものでございます。

附則の第6条は、2つの事業所につきましては、入所児童数から算定されます保育士の数が1人の場合であっても、本来は保育士を2人以上配置するようになっておりますが、当分の間は、1人以上とすることができるというものでございます。

ただし、保育士の数が1人となるときには、保育士に加えまして、保育士と同等の知識・経験を有すると認める者を置かなければならないということになっております。

また、附則の第7条は、2つの事業所におけます保育士の数の算定については、当分の間は幼稚園教諭等の普通免許を有する者を保育士とみなすことができるというものでございます。

また、附則の第8条は、2つの事業所が1日の原則的な保育時間であります8時間を超えて開所する場合で、保育士の労働時間を8時間としていることなどによりまして、追加して保育士を確保する必要があるときは、当分の間は保育士と同等の知識・経験を有すると認める者を、追加して配置する保育士の人数の範囲内で、保育士とみなすことができるというものでございます。

また、附則の第9条は、前2条、つまり附則の第7条と第8条の規定を適用するそのときは、保育士の資格を有する者を3分の2以上置かなければならない。言いかえますと、幼稚園教諭等の普通免許を有する者や保育士と同等の知識・経験を有すると認める者を保育士とみなす場合には、その数は3分の1を超えてはならないということでございます。

なお、これらにつきましては、厚生労働省令のうち、市町村が条例を定めるに当たって必ず適合しなければならない従うべき基準となっておりますこと、また、認可保育所に関します基準条例を定めております熊本県においても、同

様の改正を予定されておりますことから、必要な改正を行うものでございます。

これらの附則に4条を追加します改正規定の施行日は、厚生労働省令の改正が施行されます平成28年4月1日としているところでございます。

説明は以上です。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（島田一巳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。今回の改正です、ね、保育士と同等の知識・経験とか、幼稚園の教諭などを保育士とみなすなどということになっていきますけども、保育の質とかですね、安全面を考えればですよ、もちろん資格を持つ者がいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。保育に従事をされたことのない幼稚園の先生ですとか小学校教諭、養護教諭の方が、保育所での事務に当たり不安を感じることがないようにですね、必要な研修の受講を促していくなどの対応を行っていききたいというふうに考えております。

また、保育士と同等の知識・経験を有すると認められる者につきましては、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者ですとか、家庭的保育者等適切な対応が可能な者ということで、想定がされているというところでございます。

また、保育士とともに保育に当たりまして、1人を超えた配置に配慮しながら実施することになっておりますことから、保育の質や

安全面の確保は可能であるというふうを考えております。ただ、この場合でも保育士の資格取得を促していくという必要はあると考えております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第61号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第61号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。最後でございます。議案第61号につきまして、国保ねんきん課、小川課長より説明させます。よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 国保ねんきん課の小川でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明のほうさせていただきます。

議案第61号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書145ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、お手元の配付資料のうち、議案第61号資料に沿って御説明いたします。

まず、1、改正概要について御説明いたします。

（1）改正理由でございますが、医療の給付等の財源となる税収を確保し、本市国保財政の健全化を図るための改正案でございます。

（2）改正内容は2点ございます。

まず1点目、国保税の減額の対象となる低所得世帯の応益分、——平等割、均等割の軽減について、本市では平成25年度から独自に0.5割の上乗せを行い、7.5割、5.5割、2.5割の軽減割合で実施しておりましたが、これを廃止し、法定の軽減割合である7割、5割、2割に戻すものでございます。

2点目は、国保税率の改定でございまして、国保税を構成いたします医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分のそれぞれの応能分、つまり所得割の税率の引き上げを行うものです。このうち、医療分は9.5%から9.6%へプラス0.1ポイント、後期高齢者支援分は2.4%から3.9%へプラス1.5ポイント、介護納付金分は1.9%から2.9%へプラス1.0ポイント、それぞれ引き上げるものです。

（3）期日でございますが、平成28年4月1日施行予定でございます。

次に、2、改正による影響等でございます。今回の改正の2点、独自軽減の廃止と所得税率引き上げによる財政的な効果としましては、課税総額・調定額で約3億円の増を見込んでおり

ます。

一方、被保険者への影響としまして、1世帯当たり約1万4000円、被保険者1人当たりで約7800円、率にして約9.2%の増額となる見込みです。

なお、国民健康保険税は、世帯単位で前年所得で計算しますが、軽減の有無や世帯構成等にも影響されますので、全世帯一律の増加とはならないものでございます。資料に試算例をお示ししておりますとおり、8%増の世帯もあれば、14%増の世帯も存在し、全体での平均増割割合が約9.2%になるものでございます。

なお、2枚目以降は、条例改正案の新旧対照表でございまして、下線部が改正箇所となっておりますが、こちらの資料につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議案第61号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（庄野末藏君） いいですか。

○委員長（友枝和明君） 庄野委員。

○委員（庄野末藏君） はい。これだけの少額かもしれないけど、今の年金ちょうか、その基礎年金もらう3万から4万ぐらいのもらう人たちなんかじゃ、当然その介護保険料も加算されると思っとうですよね。その場合にどのくらいぐらゐの差額が出るのか。今、介護保険負担ちょうのは。かなり負担率ちょうのは出てくると思っとうですよね。今からこの高齢化社会の中では、介護保険のその負担率ちょうのは年々上げていかぬだろうし、その中でやっぱその低所得者というか、基礎年金をもらう人たちなんか、やかましく何か言わっところもあつてですね。あと、私も3万ぐらいもらうから、介護保険ば物すごい払わにゃいかぬけどというふうな

感じをですね。

これ以上に、またこれは上がった場合は、その負担率ちょうのは、結構やっぱりまだ高くなるとですね。それはどのくらい負担率ちょうか、何ぐらゐになるのか、それがわかれば教えてほしい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今の御質問、介護保険料の負担金ということじゃなくて、含めてからということですかね。

（委員庄野末藏君「うん、結局基礎年金は3万から4万ぐらいの人が、もらうような人が多かですよね。その人たちが今払いよるその介護保険料ちょうのは、かなり払いよつとですね。だけん、その場合に今度これが上がった場合に改正された場合は、どのくらい負担率が上がるのかで。それはわからぬなら、わからぬですかね。何%ぐらゐ、やっぱり同じぐらゐのスライドで上がっていくのか」と呼ぶ）

委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

もともと介護保険料につきましても、低所得者の場合には軽減率が掛けてあります。当然その国保についても軽減率が掛けてありますので、国保が上がったから介護保険料が上がることではないです。ただし、その分は、介護保険は国民健康保険税が少し上がれば、その分は当然年金の手取り分には少しは影響してくると思いますけれども、ただ、先ほどからお話してるように、低所得者のその7割、例えば7割軽減の方々はほとんどこの影響は受けないということです。（「委員長、介護保険料のところちょっと今整理してください」と呼ぶ者あり）（委員庄野末藏君「いや、要は一般のそのそういう低所得者ちょうか、その基礎年金もら

う人は心配するわけだな。値上げ、上がれば当然そっちのほうに一緒に上がらせぬだろうかというその不安感を持っています。そこら辺の」と呼ぶ)

○委員(橋本幸一君) よろしいですか。

○委員長(友枝和明君) 橋本委員。

○委員(橋本幸一君) 私は今、庄野委員が言われたその辺の低所得者に対しては、それなりの対応をしてますよっていうことは、やっぱり十分この件については周知してですね、できるだけやっぱ不安といいますか、はっきりわかるような説明ばやっぱりしていかなといかんと思うんです。

○委員長(友枝和明君) ようございますか。
庄野委員。

○委員(庄野末藏君) はい。やっぱりそういう基礎年金もらう人ちゅうのは、かなりの今この高齢者社会の中ではでしょうが、数が多くなると思うとですよ。今からどんどんどんどんまだ、後期高齢の迎えるころには、もう相当数がおおると思っとるですよ。

その中で、やっぱり一番そのそういう問題が心配されるし、なるだけそういう説明ちゅうか、しっかりやっぱ高齢者ちゅうか、そういう人たちに、弱者に対しての説明ちゅうのは、過剰になるぐらい周知徹底して知らせてほしかですね。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君) はい。

○委員長(友枝和明君) 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

周知、啓発についてはしっかりと取り組んでいきたいと思います。それとあわせてですね、もう社会保障制度自体が非常に今、過渡期にかかってきてるのも問題あるかと思います。こういった介護保険にしても国民皆保険とか、そういったものに、介護保険料、年金含めてですね、そういったものにつきましてやっぱり国県

等に対してですね、要望してまいりたいと思います。

○委員長(友枝和明君) 橋本委員からも庄野委員からもあったし、啓発、市民の方々に説明をですね、お願いしときます。

ほかにありませんか。

○委員(幸村香代子君) 済いません、意見が。意見まだだったですよ。

○委員長(友枝和明君) あ、意見がありましたら、お願いします。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) 幸村委員。

○委員(幸村香代子君) はい。先ほどもう特別会計でですね、この特別会計でもう言ったので、あえて質問はしなかったんですけども、今回のこの議案については反対です。

で、あわせて追加して言わせていただくならば、今回の税率改正、所得の850万以上の世帯が八代市で474世帯ありますよね。だけど、それについては今回の税制改正の影響は受けないということがあります。85万円で頭打ちだという。私はそのあたりもですね、あわせて今回改正すべきだったというふうに思いますので、そういう御意見を添えさせていただいて、反対をいたします。

○委員長(友枝和明君) はい、わかりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) なければ、これより採決いたします。採決は挙手により行います。挙手しない者は反対とみなします。

議案第61号・八代市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「はい、

ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

執行部入れかえのため小会します。

(午後6時26分 小会)

(午後6時27分 本会)

○委員長(友枝和明君) 本会に戻します。

◎議案第62号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○委員長(友枝和明君) 次に議案第62号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長(宮村博幸君) 委員長。

○委員長(友枝和明君) 宮村教育部長。

○教育部長(宮村博幸君) はい。大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第62号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして、渡邊学校教育課長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○学校教育課長(渡邊裕一君) 委員長。

○委員長(友枝和明君) 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長(渡邊裕一君) はい。学校教育課の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第62号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書は147から148ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、八代市立学校の学校医及び学校歯科医の報酬につきましては、これまで年額21万9000円以内で設定をしておりました。しかし、小児科医等の減少により、複数の学校を兼任することで、訪問回数が増えたり、近年はアレルギー食対応の判定会議などの臨時的業務が増えたりしてきております。

条例が制定されました平成17年当時とは状況が変わってきており、年額21万9000円を超える場合も生じてきたため、条例を改正する必要に迫られております。

兼任する学校数やアレルギー食対応の対象となる児童生徒数の変動によって、実働回数が増減するために年額をあらかじめ定めることが難しくなります。そこで、八代市報酬及び費用弁償条例の別表第1、学校医・学校歯科医の報酬額を予算の範囲内で必要な定める額としたいと考えております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(友枝和明君) 以上の部分について質疑を行います。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) 幸村委員。

○委員(幸村香代子君) 予算の範囲内で必要な定める額というのは幾らなんですか。

○委員長(友枝和明君) 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長(渡邊裕一君) 各、例えば定期健診については幾ら、就学時健診には幾ら、アレルギー対応食には幾らということで、単価設定をしておりますので、その中で積み上げていく予定でございます。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) 幸村委員。

○委員(幸村香代子君) ということは、今まで年額21万だったということを、さっき説明があったそれぞれの学校医さん、学校歯科医さんの勤務というか、動きによって加算していくということになるんですかね。

○委員長(友枝和明君) 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長(渡邊裕一君) はい。加算といたしますか、近年ですね、やはりアレルギー対応の業務がふえておりますので、その部分で超える場合が出てくるということになります。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 超える部分、何かよくわからぬのですが、予算の範囲内という、予算の範囲というのは何なんですかね。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。

○委員長（友枝和明君） 釜教育部総括審議員兼次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。次長、釜です。

これまで年額21万9000円以内という形でお願いを、条例上お願いをしておりました。ですから、今後もベースはこの21万9000円ということになります。先ほど申しましたように、学校小児科医が非常に減ってきたというようなこととか、突発的に、最初から回数が想定できないアレルギー食対応のためのいろんな審査会等が想定されます。よって、この21万9000円を超えるような場合も生じてまいりますので、そういう意味で、要するに臨時的なことが2回、3回というふうに、例えばその学校医にお願いをせざるを得ない場合は、その金額が当初で幾ら以内ということがなかなか設定が難しくなりましたので、そういう意味から予算の範囲内というふうにさせていただいております。

ただ、予算を、予算枠を計算するときについては、当然年間これぐらい必要だということなので、それをもって予算の総額はつくらせていただくと、そのようなことでございます。

要は、最近の子供たちのいろんな状況がかわってきたことに対して、随時適応せんといかんという状況が最近強まってきたということから、条例の改正をお願いしておるということです。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） そのあたりはですね、理解をするんです。今、お話があったよう

に、28年度の当初の予算も計上してあるわけですから、ある程度の今、釜次長がおっしゃったように、年間の総額も決めていらっしゃるんでしょう。それはお幾らですか。どれくらいで想定をされているんですかということなんです。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。

○委員長（友枝和明君） 釜次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。予算の事業説明のときに申しましたが、学校医、学校歯科医の報酬総額として3920万1000円を予算を組んでおります。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第62号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、本委員会に付託となっております請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書につきまして、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 御異議なしと認め、
そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(友枝和明君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

(午後6時36分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年3月9日

文教福祉委員会

委員長